

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料 (そ の 2)

令 和 7 年 3 月 定 例 会

池 田 市

目 次

1	議案第38号	人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1
		説 明	37
		参 考	44
2	議案第39号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	96
		説 明	100
		参 考	102
3	議案第40号	令和6年度池田市病院事業会計補正予算（第2号）	107
		説 明	123
4	議案第41号	令和6年度池田市水道事業会計補正予算（第2号）	127
		説 明	143
5	議案第42号	令和6年度池田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	149
		説 明	167
6	議案第43号	令和6年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	175
		説 明	177
		参 考	185
7	議案第44号	令和6年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	189
		説 明	191
		参 考	201
8	議案第45号	令和6年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	207
		説 明	209
		参 考	217
9	議案第46号	令和6年度池田市一般会計補正予算（第10号）	221
		説 明	227
		参 考	255
10	議案第47号	令和7年度池田市病院事業会計補正予算（第1号）	267
		説 明	283

11	議案第48号	令和7年度池田市水道事業会計補正予算（第1号）	287
		説 明	303
12	議案第49号	令和7年度池田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	309
		説 明	327
13	議案第50号	令和7年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	335
		説 明	337
		参 考	345
14	議案第51号	令和7年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	349
		説 明	351
		参 考	361
15	議案第52号	令和7年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	367
		説 明	369
		参 考	377
16	議案第53号	令和7年度池田市一般会計補正予算（第1号）	381
		説 明	387
		参 考	413

議案第 38 号

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

令和 6 年 8 月 8 日に発出された人事院勧告に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、本条例を制定するものである。

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の15」を「100分の12」に改める。

第8条第2項第1号ただし書中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）前項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員 次に掲げる者の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）

が片道5キロメートル未満である者 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である者
4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である
者 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である
者 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である
者 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である
者 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である
者 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である

者 21, 600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である

者 24, 400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である

者 26, 200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である

者 28, 000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である

者 29, 800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である者 31, 600円

第8条第2項第3号中「1か月」を「その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1か月」に、「が55, 000円」を「が150, 000円」に、「その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55, 000円」を「150, 000円）」に、「額）」を「額」に改める。

第14条第2項及び第26条第2項中「100分の122. 5」を「100分の125」に改める。

第32条各号中「100分の102. 5」を「100分の105」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

フルタイム会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	151, 200	171, 200	199, 500	207, 300
2	152, 200	172, 300	201, 300	209, 800
3	153, 200	173, 500	203, 200	212, 600
4	154, 200	174, 600	205, 000	215, 300
5	155, 400	175, 600	206, 700	218, 200
6	156, 500	177, 100	208, 500	221, 000
7	157, 600	178, 400	210, 300	223, 900
8	158, 700	179, 700	212, 100	226, 800
9	159, 600	181, 000	213, 700	229, 700

10	160,700	182,500	215,500	232,200
11	161,800	184,000	217,200	234,900
12	163,000	185,700	218,800	237,300
13	163,900	186,800	220,300	239,500
14	165,000	188,300	222,200	241,200
15	166,300	189,700	223,900	242,900
16	167,400	191,100	225,700	244,500
17	168,500	192,500	227,200	246,200
18	170,000	194,800	228,700	247,500
19	171,300	197,100	230,300	248,800
20	172,500	199,400	231,800	250,000
21	173,700	201,600	233,100	251,800
22	174,900	203,400	234,500	253,600
23	176,100	204,900	235,900	255,500
24	177,400	206,400	237,400	257,200
25	178,500	208,000	238,800	258,900
26	180,000	209,400	240,500	260,700
27	181,600	210,900	242,000	262,700
28	183,100	212,300	243,400	264,500
29	184,600	213,700	244,700	266,100
30	186,000		246,300	267,800
31	187,500		247,900	269,400
32	189,100		249,300	271,100
33	190,500		250,300	272,700
34	192,300		251,900	274,400
35	194,000		253,200	275,900
36	195,800		254,400	277,200
37	197,500		255,600	278,300
38	198,600		256,600	279,700
39	200,100		257,500	281,200
40	201,200		258,400	282,600
41	202,200		259,400	283,900
42	203,700		260,300	285,100
43	204,900		261,100	286,000
44	206,100		261,900	286,800
45	207,700		262,700	287,700
46	208,700		263,800	288,600
47	209,600		265,000	289,200
48	210,800		266,100	289,900
49	211,900		267,400	290,600
50	212,900		268,600	291,100
51			269,700	291,500
52			270,900	292,000
53			272,000	292,600
54			273,100	293,100
55			274,300	293,600
56			275,300	294,100
57			276,300	294,600
58			277,300	295,500
59			278,400	296,500
60			279,300	297,500
61			280,200	298,400
62			281,200	299,600
63			282,100	300,700
64			283,000	301,700

65	283,900	302,600
66	284,900	303,600
67	285,800	304,500
68	286,700	305,500
69	287,700	306,200
70	288,800	306,900
71	289,700	307,700
72	290,600	308,400
73	291,100	309,100
74	291,800	310,000
75	292,600	311,000
76	293,500	311,800
77	294,500	312,500
78	295,300	313,300
79	296,200	314,100
80	297,000	315,000
81	297,700	315,700
82	298,200	316,500
83	298,600	317,300
84	299,000	318,100
85	299,200	318,600
86	299,500	319,300
87	299,800	320,000
88	300,100	320,900
89	300,300	321,800
90		322,700
91		323,400
92		324,100
93		324,700
94		325,400
95		326,100
96		326,700
97		327,100
98		327,500
99		327,900
100		328,200
101		328,500
102		328,800
103		329,100
104		329,400
105		329,900
106		330,400
107		330,900
108		331,300
109		331,700
110		332,200
111		332,600
112		333,100
113		333,500
114		334,000
115		334,400
116		334,800
117		335,100
118		335,500
119		336,000

120				336,500
121				336,700
122				337,200
123				337,700
124				338,000
125				338,200
126				338,500
127				339,000
128				339,400
129				339,600
130				340,000
131				340,500
132				341,000
133				341,200
134				341,600
135				342,100
136				342,400
137				342,700
138				343,100
139				343,500
140				343,900
141				344,300

別表第3を次のように改める。

別表第3（第19条、第24条関係）

パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
	円	円	円	円
1	169,344	191,744	223,440	232,176
2	170,464	192,976	225,456	234,976
3	171,584	194,320	227,584	238,112
4	172,704	195,552	229,600	241,136
5	174,048	196,672	231,504	244,384
6	175,280	198,352	233,520	247,520
7	176,512	199,808	235,536	250,768
8	177,744	201,264	237,552	254,016
9	178,752	202,720	239,344	257,264
10	179,984	204,400	241,360	260,064
11	181,216	206,080	243,264	263,088
12	182,560	207,984	245,056	265,776
13	183,568	209,216	246,736	268,240
14	184,800	210,896	248,864	270,144
15	186,256	212,464	250,768	272,048
16	187,488	214,032	252,784	273,840
17	188,720	215,600	254,464	275,744
18	190,400	218,176	256,144	277,200
19	191,856	220,752	257,936	278,656
20	193,200	223,328	259,616	280,000
21	194,544	225,792	261,072	282,016
22	195,888	227,808	262,640	284,032

23	197, 232	229, 488	264, 208	286, 160
24	198, 688	231, 168	265, 888	288, 064
25	199, 920	232, 960	267, 456	289, 968
26	201, 600	234, 528	269, 360	291, 984
27	203, 392	236, 208	271, 040	294, 224
28	205, 072	237, 776	272, 608	296, 240
29	206, 752	239, 344	274, 064	298, 032
30	208, 320		275, 856	299, 936
31	210, 000		277, 648	301, 728
32	211, 792		279, 216	303, 632
33	213, 360		280, 336	305, 424
34	215, 376		282, 128	307, 328
35	217, 280		283, 584	309, 008
36	219, 296		284, 928	310, 464
37	221, 200		286, 272	311, 696
38	222, 432		287, 392	313, 264
39	224, 112		288, 400	314, 944
40	225, 344		289, 408	316, 512
41	226, 464		290, 528	317, 968
42	228, 144		291, 536	319, 312
43	229, 488		292, 432	320, 320
44	230, 832		293, 328	321, 216
45	232, 624		294, 224	322, 224
46	233, 744		295, 456	323, 232
47	234, 752		296, 800	323, 904
48	236, 096		298, 032	324, 688
49	237, 328		299, 488	325, 472
50	238, 448		300, 832	326, 032
51			302, 064	326, 480
52			303, 408	327, 040
53			304, 640	327, 712
54			305, 872	328, 272
55			307, 216	328, 832
56			308, 336	329, 392
57			309, 456	329, 952
58			310, 576	330, 960
59			311, 808	332, 080
60			312, 816	333, 200
61			313, 824	334, 208
62			314, 944	335, 552
63			315, 952	336, 784
64			316, 960	337, 904
65			317, 968	338, 912
66			319, 088	340, 032
67			320, 096	341, 040
68			321, 104	342, 160
69			322, 224	342, 944
70			323, 456	343, 728
71			324, 464	344, 624
72			325, 472	345, 408
73			326, 032	346, 192
74			326, 816	347, 200
75			327, 712	348, 320
76			328, 720	349, 216
77			329, 840	350, 000

78			330, 736	350, 896
79			331, 744	351, 792
80			332, 640	352, 800
81			333, 424	353, 584
82			333, 984	354, 480
83			334, 432	355, 376
84			334, 880	356, 272
85			335, 104	356, 832
86			335, 440	357, 616
87			335, 776	358, 400
88			336, 112	359, 408
89			336, 336	360, 416
90				361, 424
91				362, 208
92				362, 992
93				363, 664
94				364, 448
95				365, 232
96				365, 904
97				366, 352
98				366, 800
99				367, 248
100				367, 584
101				367, 920
102				368, 256
103				368, 592
104				368, 928
105				369, 488
106				370, 048
107				370, 608
108				371, 056
109				371, 504
110				372, 064
111				372, 512
112				373, 072
113				373, 520
114				374, 080
115				374, 528
116				374, 976
117				375, 312
118				375, 760
119				376, 320
120				376, 880
121				377, 104
122				377, 664
123				378, 224
124				378, 560
125				378, 784
126				379, 120
127				379, 680
128				380, 128
129				380, 352
130				380, 800
131				381, 360
132				381, 920

133				382,144
134				382,592
135				383,152
136				383,488
137				383,824
138				384,272
139				384,720
140				385,168
141				385,616

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第8条の2第1項の表1の項中「380,000円」を「392,000円」に改め、同表2の項中「427,000円」を「440,000円」に改め、同表3の項中「477,000円」を「492,000円」に改め、同表4の項中「539,000円」を「555,000円」に改める。

第20条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「者」の次に「（前各号に該当する者を除く。）」を加え、同号を同項第5号とし、同条第3項中「及び第3号から第6号」を「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、同項第2号から第5号」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」、「（以下「行政職7級職員等」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第22条第2項中「100分の15」を「100分の12」に改める。

第29条の2第2項第1号ただし書中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前三任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）

が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である
職員 ２８，０００円

シ 使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である
職員 ２９，８００円

ス 使用距離が片道６０キロメートル以上である職員 ３１，６００円

(3) 前項第３号に掲げる職員 その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（当該合計額が１５０，０００円を超えるときは、１５０，０００円）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

第２９条の３第１項本文中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第３１条第２項中「、第２１条、第２２条の２」を削る。

第３１条の２第１項中「、第２１条」を削り、「、第２５条」を「及び第２５条」に改め、「及び第３４条」を削り、同条第３項中「、第２１条」を削る。

第３３条第２項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１０２．５」を「１００分の１０７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の６８．７５」を「１００分の７１．２５」に、「１００分の１０２．５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の５８．７５」を「１００分の６１．２５」に改め、同条第４項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の２２２．５」を「１００分の２３２．５」に改める。

第３４条第２項第１号中「１００分の１０２．５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の１２２．５」を「１００分の１２７．５」に改め、同項第２号中「１００分の４８．７５」を「１００分の５１．２５」に、「１００分の５８．７５」を「１００分の６１．２５」に改め、同項に次の１号

を加える。

(3) 前項の職員のうち特定任期付職員 当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 103.75 を乗じて得た額の総額

第 34 条の 2 を削る。

附則別表第 7 を次のように改める。

附則別表第 7 (附則第 16 項関係)

号給	給料月額						
	円	31	312,300	62	360,800	93	381,000
1	263,300	32	313,900	63	361,800	94	381,600
2	265,300	33	315,400	64	362,800	95	382,100
3	267,300	34	317,000	65	363,700	96	382,400
4	269,300	35	318,600	66	364,800	97	382,800
5	271,200	36	320,200	67	365,700	98	383,300
6	273,100	37	321,700	68	366,700	99	383,700
7	275,200	38	323,400	69	367,600	100	384,100
8	277,200	39	325,000	70	368,300	101	384,500
9	279,100	40	326,600	71	369,000	102	385,000
10	281,200	41	328,000	72	369,600	103	385,400
11	283,200	42	329,700	73	370,000	104	385,800
12	285,200	43	331,400	74	370,600	105	386,100
13	287,300	44	333,000	75	371,300	106	386,500
14	288,900	45	334,200	76	372,000	107	386,900
15	290,400	46	336,100	77	372,300	108	387,300
16	291,900	47	337,800	78	373,000	109	387,700
17	293,400	48	339,400	79	373,700	110	388,100
18	294,900	49	340,900	80	374,300	111	388,600
19	296,300	50	342,500	81	374,600	112	389,000
20	297,600	51	344,100	82	375,100	113	389,400
21	298,800	52	345,700	83	375,700	114	389,800
22	300,300	53	347,400	84	376,300	115	390,300
23	301,800	54	349,200	85	376,600	116	390,700
24	303,200	55	351,000	86	377,200	117	391,100
25	304,600	56	352,800	87	377,900	118	391,500
26	305,700	57	354,300	88	378,500	119	392,000
27	306,700	58	355,700	89	378,900	120	392,400
28	307,900	59	357,100	90	379,400	121	392,800
29	309,100	60	358,500	91	380,000		
30	310,700	61	360,000	92	380,500		

別表第 1 (備考を除く。) を次のように改める。

別表第 1 (第 8 条、第 13 条、第 20 条、第 33 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,000	220,000	239,600	292,100	335,000	373,400	415,600
	2	189,700	221,700	241,500	294,300	336,900	376,000	418,000
	3	191,300	223,000	243,400	296,500	338,700	378,300	420,500
	4	192,900	224,300	245,300	298,700	340,500	380,500	422,900
	5	194,500	225,600	247,100	300,800	342,200	382,400	424,800
	6	196,200	226,700	249,000	303,000	343,900	384,700	426,900
	7	197,800	227,800	250,900	305,300	345,500	386,800	429,000
	8	199,400	228,900	252,800	307,500	347,200	388,800	431,200
	9	201,000	230,000	254,500	309,800	348,800	390,800	433,100
	10	202,700	231,500	256,400	311,500	350,500	393,100	435,200
	11	204,400	233,000	258,000	313,200	352,100	395,300	437,300
	12	206,100	234,500	259,600	314,700	353,700	397,500	439,200
	13	207,400	236,000	261,300	316,100	355,200	399,700	440,900
	14	209,000	237,500	262,300	317,400	356,900	402,000	442,700
	15	210,600	239,000	263,300	318,700	358,500	404,200	444,600
	16	212,100	240,500	264,300	320,000	360,100	406,500	446,500
	17	213,600	242,000	265,300	321,300	361,700	408,300	448,300
	18	215,200	243,400	266,300	323,100	363,500	410,200	450,100
	19	216,800	244,800	267,300	324,900	365,000	412,100	451,900
	20	218,400	246,200	268,300	326,600	366,600	413,900	453,600
	21	220,000	247,400	269,300	328,300	368,000	415,700	455,400
	22	221,700	248,600	270,300	330,000	369,600	417,500	456,900
	23	223,000	249,800	271,300	331,700	371,200	419,300	458,300
	24	224,300	251,000	272,300	333,400	372,700	421,100	459,800
	25	225,600	252,100	273,300	335,000	374,600	422,700	461,200
	26	226,700	253,200	274,300	336,700	376,500	424,200	462,500
	27	227,800	254,300	275,300	338,400	378,400	425,700	463,800
	28	228,900	255,400	276,400	340,000	380,200	427,200	465,000
	29	230,000	256,400	277,400	341,500	381,700	428,700	466,000
	30	231,100	257,400	278,700	343,100	383,500	430,000	466,700
	31	232,200	258,400	280,000	344,700	385,200	431,300	467,400
	32	233,300	259,400	281,200	346,200	386,800	432,500	468,100
	33	234,400	260,400	282,500	347,600	388,500	433,700	468,800
	34	235,400	261,300	283,800	349,300	389,900	435,000	469,500
	35	236,400	262,200	285,000	350,900	391,300	436,300	470,100
	36	237,300	263,100	286,200	352,500	392,700	437,500	470,700
	37	238,200	263,900	287,300	353,700	394,100	438,700	471,200
	38	239,100	264,700	288,500	355,200	395,300	439,500	471,800
	39	239,900	265,500	289,800	356,700	396,500	440,300	472,400
	40	240,700	266,300	291,100	358,200	397,500	441,100	473,000
	41	241,400	267,000	292,400	359,900	398,600	441,700	473,500
	42	242,000	267,800	293,400	361,700	399,800	442,300	474,000
	43	242,600	268,600	294,400	363,400	400,900	442,900	474,400
	44	243,200	269,300	295,500	365,100	402,000	443,500	474,700
	45	243,800	270,000	296,600	366,500	402,700	444,200	475,000
	46	244,400	270,800	297,800	367,800	403,400	445,000	
	47	245,000	271,600	298,900	369,000	404,100	445,400	
	48	245,500	272,300	300,100	370,400	404,800	446,100	
	49	246,000	273,000	301,300	371,500	405,400	446,600	
	50	246,400	273,800	302,600	372,400	406,000	447,000	
	51	246,700	274,600	303,900	373,400	406,500	447,400	
	52	247,000	275,300	305,200	374,500	406,900	447,800	

53	247, 300	276, 000	306, 500	375, 300	407, 300	448, 200
54	247, 600	276, 700	307, 800	376, 200	407, 500	448, 600
55	247, 900	277, 400	309, 100	377, 100	407, 800	449, 000
56	248, 200	278, 100	310, 400	377, 900	408, 100	449, 300
57	248, 500	278, 800	311, 700	378, 700	408, 400	449, 600
58	248, 800	279, 500	313, 000	379, 500	408, 700	450, 000
59	249, 100	280, 200	314, 300	380, 300	409, 000	450, 300
60	249, 400	280, 900	315, 400	381, 000	409, 300	450, 600
61	249, 700	281, 500	316, 300	381, 700	409, 500	450, 900
62	250, 000	282, 200	317, 600	382, 400	409, 800	451, 200
63	250, 300	282, 800	318, 900	383, 100	410, 100	451, 500
64	250, 600	283, 500	320, 200	383, 800	410, 400	451, 800
65	250, 900	284, 100	321, 400	384, 300	410, 600	452, 100
66	251, 200	284, 800	322, 700	384, 900	410, 900	
67	251, 500	285, 400	323, 900	385, 500	411, 200	
68	251, 800	286, 100	325, 100	385, 800	411, 500	
69	252, 100	286, 700	326, 400	386, 100	411, 700	
70	252, 400	287, 400	327, 500		412, 000	
71	252, 700	288, 000	328, 600		412, 300	
72	253, 000	288, 500	329, 700		412, 500	
73	253, 300	289, 000	330, 400		412, 700	
74	253, 600	289, 600	331, 300		413, 000	
75	253, 900	290, 100	332, 000		413, 300	
76	254, 200	290, 700	332, 800		413, 500	
77	254, 500	291, 200	333, 600		413, 700	
78	254, 800	291, 700	334, 000		414, 000	
79	255, 100	292, 300	334, 600		414, 300	
80	255, 400	292, 900	335, 300		414, 500	
81	255, 700	293, 400	336, 100		414, 700	
82	256, 000	293, 900	336, 800		415, 000	
83	256, 300	294, 300	337, 500		415, 300	
84	256, 600	294, 600	338, 100		415, 500	
85	256, 900	294, 800	338, 600		415, 700	
86	257, 200	295, 100	339, 200			
87	257, 500	295, 300	339, 700			
88	257, 800	295, 600	340, 300			
89	258, 100	295, 800	340, 600			
90			341, 100			
91			341, 500			
92			341, 900			
93			342, 300			
94			342, 800			
95			343, 300			
96			343, 800			
97			344, 100			
98			344, 500			
99			344, 900			
100			345, 300			
101			345, 600			
102			346, 000			
103			346, 400			
104			346, 800			
105			347, 000			
106			347, 400			
107			347, 800			
108			348, 200			

	109			348,400				
	110			348,800				
	111			349,200				
	112			349,500				
	113			349,800				
	114			350,200				
	115			350,600				
	116			351,000				
	117			351,500				
	118			351,900				
	119			352,300				
	120			352,700				
	121			353,200				
	122			353,600				
	123			353,900				
	124			354,200				
	125			354,700				
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	249,600	294,900	320,600	362,700	396,200

別表第2（備考を除く。）を次のように改める。

別表第2（第8条、第13条、第20条、附則第18項関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	219,800	231,600	259,300	269,500	325,000	364,800	393,500	430,500
	2	221,600	233,500	261,200	271,600	327,200	366,500	395,300	432,300
	3	223,300	235,500	263,000	273,700	329,400	368,200	397,000	434,200
	4	224,900	237,500	264,900	275,800	331,600	369,900	398,700	436,100
	5	226,700	239,600	267,000	277,900	333,800	371,600	400,300	437,500
	6	228,500	241,500	268,800	280,000	335,900	373,200	401,800	439,100
	7	230,500	243,500	270,800	282,100	338,000	374,800	403,300	440,700
	8	232,600	245,600	272,700	284,200	340,100	376,400	404,800	442,100
	9	234,800	247,700	274,700	286,300	342,400	377,900	406,200	443,500
	10	237,000	249,800	276,600	288,400	344,100	379,500	407,800	445,200
	11	239,200	251,600	278,500	290,500	345,700	381,100	409,400	446,800
	12	241,400	253,500	280,400	292,600	347,300	382,600	410,900	448,200
	13	243,400	255,500	282,400	294,700	348,900	384,100	412,400	449,100
	14	245,400	257,500	284,300	296,800	350,000	385,800	414,500	450,700
	15	247,200	259,700	286,300	298,800	351,100	387,500	416,500	452,500
	16	249,000	261,900	288,300	301,000	352,200	389,200	418,600	454,300
	17	250,700	264,000	290,400	303,000	353,300	390,700	420,300	455,800
	18	252,400	265,300	291,700	305,100	355,000	392,300	421,900	457,600
	19	253,800	266,600	293,000	307,300	356,700	393,900	423,500	459,400
	20	255,200	267,900	294,200	309,400	358,300	395,500	425,000	461,100
	21	257,000	269,200	295,400	311,400	359,900	397,100	426,500	462,700
	22	258,400	270,500	296,400	313,500	361,600	398,700	428,100	464,400

23	259,900	271,800	297,400	315,700	363,200	400,300	429,500	466,000
24	261,400	273,100	298,300	317,700	364,800	401,900	430,900	467,800
25	262,600	274,400	298,900	320,000	366,400	403,400	432,000	469,300
26	263,800	275,600	299,600	321,700	368,000	405,400	433,400	470,700
27	264,900	276,700	300,300	323,400	369,600	407,400	434,900	472,200
28	266,200	278,200	301,000	325,100	371,200	409,400	436,400	473,500
29	267,400	279,500	301,700	326,600	372,800	410,900	437,700	474,700
30	268,700	280,800	302,400	328,000	374,400	412,600	439,400	475,400
31	270,000	282,100	303,100	329,300	376,000	414,200	441,000	476,100
32	271,400	283,300	303,700	330,600	377,600	415,900	442,600	476,700
33	272,800	284,500	304,400	331,900	379,200	417,500	444,000	477,200
34	274,100	285,100	305,200	333,400	380,800	419,000	445,700	477,900
35	275,400	285,700	305,900	334,900	382,400	420,500	447,400	478,500
36	276,400	286,300	306,700	336,400	384,000	421,900	449,000	479,100
37	277,700	286,800	307,400	337,900	385,600	423,100	450,400	479,400
38	279,000	287,400	308,200	339,300	387,200	424,600	451,100	480,000
39	280,200	288,000	309,200	340,600	388,900	426,100	451,800	480,500
40	281,400	288,500	310,100	341,900	390,600	427,500	452,500	481,000
41	282,000	289,000	311,000	343,200	392,300	429,000	452,900	481,500
42	282,600	289,600	312,300	344,800	394,300	430,300	453,400	481,900
43	283,200	290,100	313,600	346,400	396,200	431,500	454,000	482,300
44	283,700	290,600	314,900	348,000	398,100	432,700	454,600	482,700
45	284,300	291,100	316,200	349,500	399,800	433,700	455,200	483,000
46	284,900	291,700	317,700	351,100	401,200	434,400	455,900	
47	285,500	292,200	319,000	352,700	402,400	435,200	456,400	
48	286,000	292,700	320,100	354,200	403,700	435,900	456,900	
49	286,600	293,200	321,100	355,700	404,700	436,400	457,400	
50	287,200	293,800	322,300	357,300	405,800	436,800	457,700	
51	287,700	294,400	323,500	358,900	406,800	437,200	458,000	
52	288,200	295,000	324,600	360,400	407,800	437,500	458,400	
53	288,700	295,700	325,700	361,900	408,900	437,800	458,800	
54	289,200	296,400	326,900	363,500	410,100	438,100	459,000	
55	289,700	297,100	328,100	365,100	411,200	438,400	459,300	
56	290,300	297,800	329,200	366,700	412,300	438,700	459,500	
57	290,800	298,400	330,300	368,100	413,500	438,900	459,900	
58	291,400	299,300	331,500	369,800	414,300	439,200	460,100	
59	292,000	300,100	332,700	371,500	415,100	439,500	460,300	
60	292,600	300,900	333,900	373,100	415,700	439,800	460,500	
61	293,300	301,700	335,100	374,700	416,200	440,100	460,900	
62	294,000	302,800	336,300	376,300	416,900	440,400	461,100	
63	294,700	303,900	337,500	377,900	417,600	440,700	461,300	
64	295,300	304,900	338,700	379,600	418,200	441,000	461,600	
65	296,200	305,900	339,900	381,300	418,900	441,200	461,900	
66	297,000	307,000	341,200	383,300	419,300	441,500		
67	297,800	308,000	342,400	385,300	419,900	441,800		
68	298,600	309,100	343,600	387,300	420,500	442,100		
69	299,500	310,100	344,800	389,000	420,900	442,300		
70	300,400	311,200	346,200	390,700	421,300	442,600		
71	301,300	312,300	347,500	392,200	421,800	442,900		
72	302,100	313,400	348,800	393,700	422,300	443,100		
73	303,000	314,400	349,700	394,900	422,800	443,300		
74	303,800	315,500	351,000	395,900	423,400	443,600		
75	304,600	316,600	352,200	396,900	423,800	443,900		
76	305,500	317,700	353,400	397,900	424,200	444,200		
77	306,400	318,700	354,600	399,000	424,600	444,400		
78	307,300	319,800	356,000	400,100	424,900	444,700		
79	308,200	320,900	357,400	401,200	425,200	445,000		
80	309,000	322,000	358,800	402,300	425,500	445,300		
81	309,900	323,000	360,100	403,600	425,800	445,500		
82	310,800	324,200	361,600	404,400	426,100	445,800		
83	311,600	325,400	363,100	405,200	426,400	446,100		
84	312,300	326,600	364,500	405,800	426,600	446,400		

	85	313,200	327,300	365,700	406,300	426,800	446,600		
	86	314,100	328,600	367,100	407,000	427,100			
	87	315,100	329,900	368,400	407,700	427,400			
	88	316,000	331,200	369,800	408,400	427,600			
	89	317,100	332,500	370,900	408,700	427,800			
	90	318,100	333,900	372,100	409,400	428,100			
	91	319,100	335,300	373,300	410,100	428,400			
	92	320,000	336,700	374,500	410,600	428,600			
	93		338,000	375,800	411,000	428,800			
	94		339,600	377,000	411,400	429,100			
	95		341,100	378,200	411,900	429,400			
	96		342,600	379,300	412,400	429,600			
	97		344,000	380,400	412,900	429,800			
	98				413,300	430,100			
	99				413,800	430,400			
	100				414,300	430,600			
	101				414,800	430,800			
	102				415,300				
	103				415,900				
	104				416,400				
	105				416,800				
	106				417,400				
	107				417,900				
	108				418,100				
	109				418,400				
	110				418,900				
	111				419,200				
	112				419,500				
	113				419,800				
	114				420,200				
	115				420,600				
	116				421,000				
	117				421,300				
	118				421,700				
	119				422,100				
	120				422,400				
	121				422,800				
	122				423,200				
	123				423,600				
	124				423,900				
	125				424,200				
定年前再任用短時間勤務職員		246,200	262,200	270,500	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

別表第3（備考を除く。）を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以	1	円 166,500	円 227,700	円 244,600	円 276,800	円 298,300

外の職員	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
	37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
	38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
	39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
	40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
	41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
	42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
	43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
	44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
	45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
	46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
	47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
	48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
	49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
	50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500

51	229, 100	255, 000	280, 000	304, 300	351, 400
52	229, 800	255, 400	280, 400	304, 900	352, 200
53	230, 500	255, 800	280, 800	305, 500	353, 000
54	231, 100	256, 200	281, 300	306, 200	353, 800
55	231, 700	256, 600	281, 700	306, 900	354, 600
56	232, 300	257, 000	282, 200	307, 600	355, 300
57	233, 000	257, 300	282, 600	308, 200	356, 000
58	233, 500	257, 700	283, 100	308, 900	356, 800
59	234, 000	258, 100	283, 600	309, 600	357, 600
60	234, 500	258, 400	284, 100	310, 200	358, 200
61	235, 000	258, 700	284, 600	310, 800	358, 900
62	235, 400	259, 100	285, 200	311, 500	359, 500
63	235, 800	259, 500	285, 800	312, 200	360, 200
64	236, 200	259, 800	286, 400	312, 800	360, 900
65	236, 600	260, 100	287, 000	313, 300	361, 500
66	236, 900	260, 400	287, 600	313, 800	362, 000
67	237, 200	260, 700	288, 200	314, 400	362, 500
68	237, 500	260, 900	288, 800	315, 000	363, 000
69	237, 800	261, 100	289, 300	315, 600	363, 400
70	238, 100	261, 400	289, 800	316, 000	
71	238, 400	261, 700	290, 300	316, 500	
72	238, 700	261, 900	290, 800	317, 000	
73	238, 900	262, 100	291, 300	317, 300	
74	239, 200	262, 400	291, 800	317, 800	
75	239, 500	262, 700	292, 200	318, 300	
76	239, 700	262, 900	292, 600	318, 700	
77	239, 900	263, 100	293, 000	318, 900	
78	240, 200	263, 400	293, 400	319, 200	
79	240, 500	263, 700	293, 800	319, 400	
80	240, 700	263, 900	294, 200	319, 700	
81	240, 900	264, 100	294, 600	320, 000	
82	241, 200	264, 400	295, 000	320, 300	
83	241, 500	264, 700	295, 400	320, 600	
84	241, 700	264, 900	295, 900	320, 800	
85	241, 900	265, 100	296, 200	321, 000	
86	242, 200	265, 300	296, 700	321, 300	
87	242, 500	265, 600	297, 200	321, 600	
88	242, 700	265, 900	297, 700	321, 800	
89	242, 900	266, 100	298, 000	322, 000	
90	243, 200	266, 300	298, 500	322, 300	
91	243, 500	266, 600	299, 000	322, 600	
92	243, 700	266, 800	299, 300	322, 900	
93	243, 900	267, 100	299, 700	323, 100	
94	244, 200	267, 400	300, 200	323, 400	
95	244, 500	267, 700	300, 700	323, 700	
96	244, 700	267, 900	301, 200	323, 900	
97	244, 900	268, 100	301, 500	324, 100	
98	245, 200	268, 400	301, 900	324, 400	
99	245, 400	268, 600	302, 400	324, 700	

	100	245, 700	268, 900	302, 900	324, 900	
	101	245, 900	269, 100	303, 300	325, 100	
	102	246, 100	269, 300	303, 700	325, 400	
	103	246, 400	269, 600	304, 000	325, 700	
	104	246, 700	269, 900	304, 300	325, 900	
	105	246, 900	270, 100	304, 600	326, 100	
	106	247, 200	270, 300	305, 000	326, 400	
	107	247, 500	270, 600	305, 300	326, 700	
	108	247, 700	270, 800	305, 700	326, 900	
	109	247, 900	271, 100	306, 000	327, 100	
	110	248, 200	271, 400	306, 400	327, 400	
	111	248, 500	271, 700	306, 800	327, 700	
	112	248, 700	271, 900	307, 100	327, 900	
	113	248, 900	272, 100	307, 300	328, 100	
	114	249, 200	272, 400	307, 600	328, 400	
	115	249, 500	272, 600	307, 900	328, 700	
	116	249, 700	272, 800	308, 100	328, 900	
	117	249, 900	273, 100	308, 300	329, 100	
	118	250, 200	273, 400	308, 600	329, 400	
	119	250, 500	273, 700	308, 900	329, 700	
	120	250, 700	273, 900	309, 100	329, 900	
	121	250, 900	274, 100	309, 300	330, 100	
	122		274, 300	309, 600	330, 400	
	123		274, 600	309, 900	330, 700	
	124		274, 900	310, 100	330, 900	
	125		275, 100	310, 300	331, 100	
	126		275, 300	310, 600	331, 400	
	127		275, 600	310, 900	331, 700	
	128		275, 900	311, 100	331, 900	
	129		276, 100	311, 300	332, 100	
	130		276, 300	311, 600	332, 400	
	131		276, 600	311, 900	332, 700	
	132		276, 900	312, 100		
	133		277, 100	312, 300		
	134		277, 300			
	135		277, 600			
	136		277, 900			
	137		278, 100			
定年前再任用短 時間勤務職員		197, 900	209, 000	227, 500	248, 600	279, 800

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4（第 8 条の 3 関係）

任期付職員給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円

1	207,400	220,000	230,000	239,600	265,300
2	209,000	221,700	231,500	241,500	266,300
3	210,600	223,000	233,000	243,400	267,300
4	212,100	224,300	234,500	245,300	268,300
5	213,600	225,600	236,000	247,100	269,300
6	215,200	226,700	237,500	249,000	270,300
7	216,800	227,800	239,000	250,900	271,300
8	218,400	228,900	240,500	252,800	272,300
9	220,000	230,000	242,000	254,500	273,300
10	221,700	231,100	243,400	256,400	274,300
11	223,000	232,200	244,800	258,000	275,300
12	224,300	233,300	246,200	259,600	276,400
13	225,600	234,400	247,400	261,300	277,400
14	226,700	235,400	248,600	262,300	278,700
15	227,800	236,400	249,800	263,300	280,000
16	228,900	237,300	251,000	264,300	281,200
17	230,000	238,200	252,100	265,300	282,500
18	231,100	239,100	253,200	266,300	283,800
19	232,200	239,900	254,300	267,300	285,000
20	233,300	240,700	255,400	268,300	286,200
21	234,400	241,400	256,400	269,300	287,300
22	235,400	242,000	257,400	270,300	
23	236,400	242,600	258,400	271,300	
24	237,300	243,200	259,400	272,300	
25	238,200	243,800	260,400	273,300	
26				274,300	
27				275,300	
28				276,400	
29				277,400	
30				278,700	
31				280,000	
32				281,200	
33				282,500	

第3条 池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、
「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中
「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.
25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の
105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改め、同条
第4項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分
の232.5」を「100分の123.75」に改める。

第34条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」

に、「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５０」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６０」に改める。

（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正）
第４条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和２年池田市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「及び次条」を削り、第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第３項中「及び第３号から第６号」を「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円とし、同項第２号から第５号」に改め、「とし、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円」を削り、同条に次の１項を加える。

５ 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第１６条を次のように改める。

第１６条 削除

第１７条第２項中「１００分の１５」を「１００分の１２」に改める。

第１９条第２項第１号ただし書中「５５，０００円」を「１５０，０００円」に改め、同項第２号を次のように改める。

（２）前項第２号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）にあつては、その額からその額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）

が片道５キロメートル未満である職員 ２，０００円

イ 使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員 ４，２００円

ウ 使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員 ７，１００円

エ 使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員 １０，０００円

オ 使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員 １２，９００円

カ 使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員 １５，８００円

キ 使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員 １８，７００円

ク 使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員 ２１，６００円

ケ 使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員 ２４，４００円

コ 使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員 ２６，２００円

サ 使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員 ２８，０００円

シ 使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員 ２９，８００円

ス 使用距離が片道６０キロメートル以上である職員 ３１，６００円

第１９条第２項第３号中「１か月」を「支給単位期間につき、１か月」に、「５５，０００円」を「１５０，０００円」に改め、「その者の」を削る。

第２１条第２項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１０２．５」を「１００分の１０７．５」に改め、同条第

3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第36条中「、第15条、第16条及び第18条」を「及び第15条」に改める。

別表第1（備考を除く。）を次のように改める。

別表第1（第6条、第12条、附則第19項関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	188,000	220,000	239,600	292,100	335,000	373,400
	2	189,700	221,700	241,500	294,300	336,900	376,000
	3	191,300	223,000	243,400	296,500	338,700	378,300
	4	192,900	224,300	245,300	298,700	340,500	380,500
	5	194,500	225,600	247,100	300,800	342,200	382,400
	6	196,200	226,700	249,000	303,000	343,900	384,700
	7	197,800	227,800	250,900	305,300	345,500	386,800
	8	199,400	228,900	252,800	307,500	347,200	388,800
	9	201,000	230,000	254,500	309,800	348,800	390,800
	10	202,700	231,500	256,400	311,500	350,500	393,100
	11	204,400	233,000	258,000	313,200	352,100	395,300
	12	206,100	234,500	259,600	314,700	353,700	397,500
	13	207,400	236,000	261,300	316,100	355,200	399,700
	14	209,000	237,500	262,300	317,400	356,900	402,000
	15	210,600	239,000	263,300	318,700	358,500	404,200
	16	212,100	240,500	264,300	320,000	360,100	406,500
	17	213,600	242,000	265,300	321,300	361,700	408,300
	18	215,200	243,400	266,300	323,100	363,500	410,200
	19	216,800	244,800	267,300	324,900	365,000	412,100
	20	218,400	246,200	268,300	326,600	366,600	413,900
	21	220,000	247,400	269,300	328,300	368,000	415,700
	22	221,700	248,600	270,300	330,000	369,600	417,500
	23	223,000	249,800	271,300	331,700	371,200	419,300

24	224,300	251,000	272,300	333,400	372,700	421,100
25	225,600	252,100	273,300	335,000	374,600	422,700
26	226,700	253,200	274,300	336,700	376,500	424,200
27	227,800	254,300	275,300	338,400	378,400	425,700
28	228,900	255,400	276,400	340,000	380,200	427,200
29	230,000	256,400	277,400	341,500	381,700	428,700
30	231,100	257,400	278,700	343,100	383,500	430,000
31	232,200	258,400	280,000	344,700	385,200	431,300
32	233,300	259,400	281,200	346,200	386,800	432,500
33	234,400	260,400	282,500	347,600	388,500	433,700
34	235,400	261,300	283,800	349,300	389,900	435,000
35	236,400	262,200	285,000	350,900	391,300	436,300
36	237,300	263,100	286,200	352,500	392,700	437,500
37	238,200	263,900	287,300	353,700	394,100	438,700
38	239,100	264,700	288,500	355,200	395,300	439,500
39	239,900	265,500	289,800	356,700	396,500	440,300
40	240,700	266,300	291,100	358,200	397,500	441,100
41	241,400	267,000	292,400	359,900	398,600	441,700
42	242,000	267,800	293,400	361,700	399,800	442,300
43	242,600	268,600	294,400	363,400	400,900	442,900
44	243,200	269,300	295,500	365,100	402,000	443,500
45	243,800	270,000	296,600	366,500	402,700	444,200
46	244,400	270,800	297,800	367,800	403,400	445,000
47	245,000	271,600	298,900	369,000	404,100	445,400
48	245,500	272,300	300,100	370,400	404,800	446,100
49	246,000	273,000	301,300	371,500	405,400	446,600
50	246,400	273,800	302,600	372,400	406,000	447,000
51	246,700	274,600	303,900	373,400	406,500	447,400
52	247,000	275,300	305,200	374,500	406,900	447,800
53	247,300	276,000	306,500	375,300	407,300	448,200
54	247,600	276,700	307,800	376,200	407,500	448,600
55	247,900	277,400	309,100	377,100	407,800	449,000
56	248,200	278,100	310,400	377,900	408,100	449,300
57	248,500	278,800	311,700	378,700	408,400	449,600
58	248,800	279,500	313,000	379,500	408,700	450,000
59	249,100	280,200	314,300	380,300	409,000	450,300
60	249,400	280,900	315,400	381,000	409,300	450,600
61	249,700	281,500	316,300	381,700	409,500	450,900
62	250,000	282,200	317,600	382,400	409,800	451,200
63	250,300	282,800	318,900	383,100	410,100	451,500
64	250,600	283,500	320,200	383,800	410,400	451,800
65	250,900	284,100	321,400	384,300	410,600	452,100
66	251,200	284,800	322,700	384,900	410,900	
67	251,500	285,400	323,900	385,500	411,200	
68	251,800	286,100	325,100	385,800	411,500	
69	252,100	286,700	326,400	386,100	411,700	
70	252,400	287,400	327,500		412,000	
71	252,700	288,000	328,600		412,300	
72	253,000	288,500	329,700		412,500	
73	253,300	289,000	330,400		412,700	
74	253,600	289,600	331,300		413,000	
75	253,900	290,100	332,000		413,300	
76	254,200	290,700	332,800		413,500	
77	254,500	291,200	333,600		413,700	
78	254,800	291,700	334,000		414,000	

	79	255, 100	292, 300	334, 600		414, 300	
	80	255, 400	292, 900	335, 300		414, 500	
	81	255, 700	293, 400	336, 100		414, 700	
	82	256, 000	293, 900	336, 800		415, 000	
	83	256, 300	294, 300	337, 500		415, 300	
	84	256, 600	294, 600	338, 100		415, 500	
	85	256, 900	294, 800	338, 600		415, 700	
	86	257, 200	295, 100	339, 200			
	87	257, 500	295, 300	339, 700			
	88	257, 800	295, 600	340, 300			
	89	258, 100	295, 800	340, 600			
	90			341, 100			
	91			341, 500			
	92			341, 900			
	93			342, 300			
	94			342, 800			
	95			343, 300			
	96			343, 800			
	97			344, 100			
	98			344, 500			
	99			344, 900			
	100			345, 300			
	101			345, 600			
	102			346, 000			
	103			346, 400			
	104			346, 800			
	105			347, 000			
	106			347, 400			
	107			347, 800			
	108			348, 200			
	109			348, 400			
	110			348, 800			
	111			349, 200			
	112			349, 500			
	113			349, 800			
	114			350, 200			
	115			350, 600			
	116			351, 000			
	117			351, 500			
	118			351, 900			
	119			352, 300			
	120			352, 700			
	121			353, 200			
	122			353, 600			
	123			353, 900			
	124			354, 200			
	125			354, 700			
定年前再任用短時間勤務職員		192, 000	219, 500	249, 600	294, 900	320, 600	362, 700

第5条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年池田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第6条第2項中「の各号」を削り、第1号を削り、同項第2号中「及び孫」を削り、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第6条第2項第5号中「者」の次に「（前各号に該当する者を除く。）」を加える。

第14条の3を削る。

第19条中「、第6条の3」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は任期付職員採用法第5条又は育児休業法第18条第1項」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下

「任期付職員採用法」という。)第5条又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第19条の2中「、第12条及び第14条の2」を「及び第12条」に改め、「規定は、」の次に「任期付職員採用法第7条第1項に規定する」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定（池田市一般職の職員の給与に関する条例第7条第1項並びに第20条第2項及び第3項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同条例第21条、第22条第2項、第29条の2第2項、第29条の3第1項、第31条第2項並びに第31条の2第1項及び第3項の改正規定、同条例第34条第2項に1号を加える改正規定並びに同条例第34条の2を削る改正規定を除く。次項及び附則第3項において同じ。）及び第4条の規定（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例第15条第2項及び第3項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに同条例第16条、第17条第2項、第19条第2項及び第36条の改正規定を除く。次項及び附則第3項において同じ。）並びに次項並びに附則第3項及び第9項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正一般職給与条例」という。）第8条の2第1項、附則別表第7及び別表第1から別表第4までの規定並びに第4条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正教育職員給与条例」という。）別表第1の規定は令和6年4月1日からの給与について、改正一般職給与条例第33条第2項から第4項まで及び第34条第2項の規定並びに改正教育職員給与条例第21条第2項及び第3項並びに第24条第2項の規定は令和6

年12月1日からの給与について適用する。

(給与の内払)

- 3 前項の場合において、第2条の規定による改正前の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第4条の規定による改正前の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正一般職給与条例の規定及び改正教育職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(地域手当に関する特例)

- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正会計年度任用職員給与条例」という。）第7条第2項、第2条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第2条改正一般職給与条例」という。）第22条第2項及び第4条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（以下「第4条改正教育職員給与条例」という。）第17条第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の12」とあるのは、「100分の14」とする。

- 5 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、改正会計年度任用職員給与条例第7条第2項、第2条改正一般職給与条例第22条第2項及び第4条改正教育職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の12」とあるのは、「100分の13」とする。

(パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表に関する特例)

- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、改正会計年度任用職員給与条例第19条第1項の規定の適用については、同項中「パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表（別表第3）」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表（人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7年池田市条例第 号）附則別表第1）」とする。

- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、改正会計年度任用職員給与条例第19条第1項の規定の適用については、同項中「パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表（別表第3）」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表（人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7年池田市条例第 号）附則別表第2）」とする。

（扶養手当に関する特例）

- 8 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、第2条改正一般職給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「次」とあるのは「次の各号（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、第5号を除く。）」とし、同項、第4条改正教育職員給与条例第15条第2項及び第6条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第2項の規定の適用については、これらの規定中「(5) 身体又は精神に障害を有する者（前各号に該当する者を除く。）」

「(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者とあるのは

(6) 身体又は精神に障害を有する者（前各号に該当する者を除を含む。）

とし、第2条改正一般職給与条例第20条第3項及び第4条改く。）」

正教育職員給与条例第15条第3項の規定の適用については、これらの規定中「13,000円とし、同項第2号から第5号まで」とあるのは「11,500円とし、同項第2号から第4号まで及び第6号」と、「とする」とあるのは「とし、同項第5号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（委任）

- 9 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則別表第 1（附則第 6 項関係）

パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
	円	円	円	円
1	172,368	195,168	227,430	236,322
2	173,508	196,422	229,482	239,172
3	174,648	197,790	231,648	242,364
4	175,788	199,044	233,700	245,442
5	177,156	200,184	235,638	248,748
6	178,410	201,894	237,690	251,940
7	179,664	203,376	239,742	255,246
8	180,918	204,858	241,794	258,552
9	181,944	206,340	243,618	261,858
10	183,198	208,050	245,670	264,708
11	184,452	209,760	247,608	267,786
12	185,820	211,698	249,432	270,522
13	186,846	212,952	251,142	273,030
14	188,100	214,662	253,308	274,968
15	189,582	216,258	255,246	276,906
16	190,836	217,854	257,298	278,730
17	192,090	219,450	259,008	280,668
18	193,800	222,072	260,718	282,150
19	195,282	224,694	262,542	283,632
20	196,650	227,316	264,252	285,000
21	198,018	229,824	265,734	287,052
22	199,386	231,876	267,330	289,104
23	200,754	233,586	268,926	291,270
24	202,236	235,296	270,636	293,208
25	203,490	237,120	272,232	295,146
26	205,200	238,716	274,170	297,198
27	207,024	240,426	275,880	299,478
28	208,734	242,022	277,476	301,530
29	210,444	243,618	278,958	303,354
30	212,040		280,782	305,292
31	213,750		282,606	307,116
32	215,574		284,202	309,054
33	217,170		285,342	310,878
34	219,222		287,166	312,816
35	221,160		288,648	314,526
36	223,212		290,016	316,008
37	225,150		291,384	317,262
38	226,404		292,524	318,858
39	228,114		293,550	320,568
40	229,368		294,576	322,164
41	230,508		295,716	323,646
42	232,218		296,742	325,014
43	233,586		297,654	326,040
44	234,954		298,566	326,952
45	236,778		299,478	327,978
46	237,918		300,732	329,004

47	238, 944	302, 100	329, 688
48	240, 312	303, 354	330, 486
49	241, 566	304, 836	331, 284
50	242, 706	306, 204	331, 854
51		307, 458	332, 310
52		308, 826	332, 880
53		310, 080	333, 564
54		311, 334	334, 134
55		312, 702	334, 704
56		313, 842	335, 274
57		314, 982	335, 844
58		316, 122	336, 870
59		317, 376	338, 010
60		318, 402	339, 150
61		319, 428	340, 176
62		320, 568	341, 544
63		321, 594	342, 798
64		322, 620	343, 938
65		323, 646	344, 964
66		324, 786	346, 104
67		325, 812	347, 130
68		326, 838	348, 270
69		327, 978	349, 068
70		329, 232	349, 866
71		330, 258	350, 778
72		331, 284	351, 576
73		331, 854	352, 374
74		332, 652	353, 400
75		333, 564	354, 540
76		334, 590	355, 452
77		335, 730	356, 250
78		336, 642	357, 162
79		337, 668	358, 074
80		338, 580	359, 100
81		339, 378	359, 898
82		339, 948	360, 810
83		340, 404	361, 722
84		340, 860	362, 634
85		341, 088	363, 204
86		341, 430	364, 002
87		341, 772	364, 800
88		342, 114	365, 826
89		342, 342	366, 852
90			367, 878
91			368, 676
92			369, 474
93			370, 158
94			370, 956
95			371, 754
96			372, 438
97			372, 894
98			373, 350
99			373, 806

100				374,148
101				374,490
102				374,832
103				375,174
104				375,516
105				376,086
106				376,656
107				377,226
108				377,682
109				378,138
110				378,708
111				379,164
112				379,734
113				380,190
114				380,760
115				381,216
116				381,672
117				382,014
118				382,470
119				383,040
120				383,610
121				383,838
122				384,408
123				384,978
124				385,320
125				385,548
126				385,890
127				386,460
128				386,916
129				387,144
130				387,600
131				388,170
132				388,740
133				388,968
134				389,424
135				389,994
136				390,336
137				390,678
138				391,134
139				391,590
140				392,046
141				392,502

附則別表第2（附則第7項関係）

パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
	円	円	円	円
1	170,856	193,456	225,435	234,249
2	171,986	194,699	227,469	237,074
3	173,116	196,055	229,616	240,238
4	174,246	197,298	231,650	243,289

5	175, 602	198, 428	233, 571	246, 566
6	176, 845	200, 123	235, 605	249, 730
7	178, 088	201, 592	237, 639	253, 007
8	179, 331	203, 061	239, 673	256, 284
9	180, 348	204, 530	241, 481	259, 561
10	181, 591	206, 225	243, 515	262, 386
11	182, 834	207, 920	245, 436	265, 437
12	184, 190	209, 841	247, 244	268, 149
13	185, 207	211, 084	248, 939	270, 635
14	186, 450	212, 779	251, 086	272, 556
15	187, 919	214, 361	253, 007	274, 477
16	189, 162	215, 943	255, 041	276, 285
17	190, 405	217, 525	256, 736	278, 206
18	192, 100	220, 124	258, 431	279, 675
19	193, 569	222, 723	260, 239	281, 144
20	194, 925	225, 322	261, 934	282, 500
21	196, 281	227, 808	263, 403	284, 534
22	197, 637	229, 842	264, 985	286, 568
23	198, 993	231, 537	266, 567	288, 715
24	200, 462	233, 232	268, 262	290, 636
25	201, 705	235, 040	269, 844	292, 557
26	203, 400	236, 622	271, 765	294, 591
27	205, 208	238, 317	273, 460	296, 851
28	206, 903	239, 899	275, 042	298, 885
29	208, 598	241, 481	276, 511	300, 693
30	210, 180		278, 319	302, 614
31	211, 875		280, 127	304, 422
32	213, 683		281, 709	306, 343
33	215, 265		282, 839	308, 151
34	217, 299		284, 647	310, 072
35	219, 220		286, 116	311, 767
36	221, 254		287, 472	313, 236
37	223, 175		288, 828	314, 479
38	224, 418		289, 958	316, 061
39	226, 113		290, 975	317, 756
40	227, 356		291, 992	319, 338
41	228, 486		293, 122	320, 807
42	230, 181		294, 139	322, 163
43	231, 537		295, 043	323, 180
44	232, 893		295, 947	324, 084
45	234, 701		296, 851	325, 101
46	235, 831		298, 094	326, 118
47	236, 848		299, 450	326, 796
48	238, 204		300, 693	327, 587
49	239, 447		302, 162	328, 378
50	240, 577		303, 518	328, 943
51			304, 761	329, 395
52			306, 117	329, 960
53			307, 360	330, 638
54			308, 603	331, 203
55			309, 959	331, 768
56			311, 089	332, 333
57			312, 219	332, 898

58			313, 349	333, 915
59			314, 592	335, 045
60			315, 609	336, 175
61			316, 626	337, 192
62			317, 756	338, 548
63			318, 773	339, 791
64			319, 790	340, 921
65			320, 807	341, 938
66			321, 937	343, 068
67			322, 954	344, 085
68			323, 971	345, 215
69			325, 101	346, 006
70			326, 344	346, 797
71			327, 361	347, 701
72			328, 378	348, 492
73			328, 943	349, 283
74			329, 734	350, 300
75			330, 638	351, 430
76			331, 655	352, 334
77			332, 785	353, 125
78			333, 689	354, 029
79			334, 706	354, 933
80			335, 610	355, 950
81			336, 401	356, 741
82			336, 966	357, 645
83			337, 418	358, 549
84			337, 870	359, 453
85			338, 096	360, 018
86			338, 435	360, 809
87			338, 774	361, 600
88			339, 113	362, 617
89			339, 339	363, 634
90				364, 651
91				365, 442
92				366, 233
93				366, 911
94				367, 702
95				368, 493
96				369, 171
97				369, 623
98				370, 075
99				370, 527
100				370, 866
101				371, 205
102				371, 544
103				371, 883
104				372, 222
105				372, 787
106				373, 352
107				373, 917
108				374, 369
109				374, 821
110				375, 386

111				375,838
112				376,403
113				376,855
114				377,420
115				377,872
116				378,324
117				378,663
118				379,115
119				379,680
120				380,245
121				380,471
122				381,036
123				381,601
124				381,940
125				382,166
126				382,505
127				383,070
128				383,522
129				383,748
130				384,200
131				384,765
132				385,330
133				385,556
134				386,008
135				386,573
136				386,912
137				387,251
138				387,703
139				388,155
140				388,607
141				389,059

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第 14 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

- (1) フルタイム会計年度任用職員の地域手当の支給割合を 100 分の 12 に改定するものであること。

（第 7 条関係）

- (2) フルタイム会計年度任用職員の通勤手当において、1 か月当たりの上限額を 150,000 円に改定するほか、自動車等を使用して通勤する場合の通勤手当の額について規則への委任を廃止し条例に明記するものであること。

（第 8 条関係）

- (3) 会計年度任用職員の令和 7 年度以降における期末手当について、6 月期及び 12 月期の支給割合を 100 分の 125 に改定するものであること。

（第 14 条及び第 26 条関係）

- (4) 会計年度任用職員の令和 7 年度以降における勤勉手当の支給総額の上限に係る割合を 100 分の 105 に改定するものであること。

（第 32 条関係）

- (5) フルタイム会計年度任用職員の給料月額及びパートタイム会計年度任用職員の報酬基準月額を改定するものであること。

（別表第 1 及び別表第 3 関係）

2 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年池田市条例第 19 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

- (1) 一般職の職員のうち特定任期付職員に対する業績手当を廃止するもので

あること。

(第7条及び旧第34の2関係)

- (2) 行政職員、消防職員、技能職員、特定任期付職員及び任期付職員の給料月額を改定するものであること。

(第8条の2、附則別表第7及び別表第1から別表第4まで関係)

- (3) 一般職の職員の扶養手当において、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の額を13,000円に改定し、及び扶養手当の支給に関し必要な事項について規則に委任するほか、これらに伴う規定の整理を行うものであること。

(第20条、第21条及び第29条の3関係)

- (4) 一般職の職員の地域手当の支給割合を100分の12に改定するものであること。

(第22条関係)

- (5) 一般職の職員の通勤手当において、1か月当たりの上限額を150,000円に改定するほか、自動車等を使用して通勤する場合の通勤手当の額について規則への委任を廃止し条例に明記するものであること。

(第29条の2関係)

- (6) 一般職の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員において、住居手当の支給については適用除外としていたところ、これを廃止し、住居手当を支給することとするものであること。

(第31条関係)

- (7) 一般職の職員のうち特定任期付職員において、勤勉手当の支給については適用除外としていたところ、これを廃止し、勤勉手当を支給することとするものであること。

(第31条の2関係)

- (8) 令和6年度12月期の期末手当の支給割合について、一般職の職員のう

ち、特定任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあっては100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の71.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）に、特定任期付職員にあっては100分の232.5に改定するものであること。

（第33条関係）

(9) 一般職の職員の勤勉手当について、次の整備を行うものであること。

ア 令和6年度12月期の勤勉手当の支給割合について、特定任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあっては100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）に改定するものであること。

イ 令和7年度以降において支給する特定任期付職員の勤勉手当について、支給割合を100分の103.75と定めるものであること。

（第34条関係）

3 池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第3条関係〕

(1) 令和7年度以降における6月期及び12月期の期末手当の支給割合について、一般職の職員のうち、特定任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあっては100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の70（特定管理職員にあっては、100分の60）に、特定任期付職員にあっては100分の123.75に改定するものであること。

（第33条関係）

(2) 令和7年度以降における6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合について、一般職の職員のうち、特定任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあっては100分の105（特定管理職員にあっては、

100分の125)に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては100分の50(特定管理職員にあつては、100分の60)に改定するものであること。

(第34条関係)

4 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例(令和2年池田市条例第30号)の一部改正〔第4条関係〕

- (1) 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員(以下「教育職員」という。)の扶養手当において、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の額を13,000円に改定するほか、扶養手当の支給に関し必要な事項について教育委員会規則に委任することとし、及びこれに伴う規定の整理を行うものであること。

(第15条及び第16条関係)

- (2) 教育職員の地域手当の支給割合を100分の12に改定するものであること。

(第17条関係)

- (3) 教育職員の通勤手当において、1か月当たりの上限額を150,000円に改定するほか、自動車等を使用して通勤する場合の通勤手当の額について教育委員会規則への委任を廃止し条例に明記するものであること。

(第19条関係)

- (4) 令和6年度12月期の期末手当の支給割合について、教育職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあつては100分の127.5(職務の級が6級の職員にあつては、100分の107.5)に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては支給割合を100分の71.25(職務の級が6級の職員にあつては、100分の61.25)に改定するものであること。

(第21条関係)

- (5) 令和6年度12月期の勤勉手当の支給割合について、教育職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあつては100分の107.5（職務の級が6級の職員にあつては、100分の127.5）に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては100分の51.25（職務の級が6級の職員にあつては、100分の61.25）に改定するものであること。

（第24条関係）

- (6) 教育職員のうち定年前再任用短時間勤務職員において、住居手当の支給については適用除外としていたところ、これを廃止し、住居手当を支給することとするものであること。

（第36条関係）

- (7) 教育職員の給料月額を改定するものであること。

（別表第1関係）

5 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正
〔第5条関係〕

- (1) 令和7年度以降における6月期及び12月期の期末手当の支給割合について、教育職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあつては100分の125（職務の級が6級の職員にあつては、100分の105）に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては100分の70（職務の級が6級の職員にあつては、100分の60）に改定するものであること。

（第21条関係）

- (2) 令和7年度以降における6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合について、教育職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員にあつては100分の105（職務の級が6級の職員にあつては、100分の125）に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては100分の50（職務の級が6級の職員にあつては、100分の60）に改定するものであること。

（第24条関係）

6 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年池田市条例第23号）の一部改正〔第6条関係〕

- (1) 企業職員のうち特定任期付職員に対する業績手当を廃止するものであること。

（第2条及び旧第14条の3関係）

- (2) 企業職員において、配偶者に係る扶養手当を廃止するものであること。

（第6条関係）

- (3) 企業職員のうち定年前再任用短時間勤務職員において、住居手当の支給については適用除外としていたところ、これを廃止し、住居手当を支給することとするものであること。

（第19条関係）

- (4) 企業職員のうち特定任期付職員において、勤勉手当の支給については適用除外としていたところ、これを廃止し、勤勉手当を支給することとするものであること。

（第19条の2関係）

7 施行期日等

- (1) この条例中、2の(2)、(8)及び(9)ア並びに4の(4)、(5)及び(7)については公布の日から、その他は令和7年4月1日から施行するものであること。

（附則第1項関係）

- (2) 2の(2)及び4の(7)については令和6年4月1日から、2の(8)及び(9)ア並びに4の(4)及び(5)については令和6年12月1日から適用するものであること。

（附則第2項関係）

- (3) 第2条の規定による改正前の池田市一般職の職員の給与に関する条例及び第4条の規定による改正前の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員

の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のそれぞれの条例の規定による給与の内払とみなすとするものであること。

(附則第3項関係)

- (4) 地域手当の支給割合の改定（パートタイム会計年度任用職員にあっては、地域手当に準ずる額を含む報酬基準月額の改定）について、激変緩和の観点から、令和9年3月31日までの間において、当該改定を段階的に行うための特例措置を設けるものであること。

(附則第4項から第7項まで並びに附則別表第1及び別表第2関係)

- (5) 配偶者に係る扶養手当の廃止について、激変緩和の観点から、令和8年3月31日までの間において、当該廃止を段階的に行うための特例措置を設けるものであること。

(附則第8項関係)

- (6) (2)から(5)までのほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定めるとするものであること。

(附則第9項関係)

議案第38号 参 考

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 第1条～第6条 （略） （フルタイム会計年度任用職員の地域手当） 第7条 （略） 2 前項の地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額とする。 3 （略） （フルタイム会計年度任用職員の通勤手当） 第8条 （略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）前項第1号に掲げるフルタイム会計年度任用職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。以下同じ。）につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除	1 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 第1条～第6条 （略） （フルタイム会計年度任用職員の地域手当） 第7条 （略） 2 前項の地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。 3 （略） （フルタイム会計年度任用職員の通勤手当） 第8条 （略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）前項第1号に掲げるフルタイム会計年度任用職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。以下同じ。）につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除

改 正 前	改 正 後
して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>55,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>55,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>55,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。 (2) 前項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員 自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員にあつては<u>2,000円</u>、使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員にあつては<u>4,200円</u>、使用距離が片道10キロメートル以上であるフルタイム会計年度任用職員にあつては<u>31,600円</u>を超えない範囲内で規則で定める額	して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>150,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>150,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が<u>150,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>150,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。 (2) 前項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員 次に掲げる者の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である者 <u>2,000円</u> イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である者 <u>4,200円</u> ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である者 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である者 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である者 <u>12,900円</u>

改 正 前	改 正 後
(3) 前項第3号に掲げるフルタイム会計年度任用職員 <u>1か月</u>当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（当該合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、<u>その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た	<u>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である者</u> <u>15,800円</u> <u>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である者</u> <u>18,700円</u> <u>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である者</u> <u>21,600円</u> <u>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である者</u> <u>24,400円</u> <u>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である者</u> <u>26,200円</u> <u>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である者</u> <u>28,000円</u> <u>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である者</u> <u>29,800円</u> <u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である者</u> <u>31,600円</u> (3) 前項第3号に掲げるフルタイム会計年度任用職員 <u>その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（当該合計額が150,000円を超えるときは、150,000円）</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて

改 正 前	改 正 後
<u>額)</u> 3～5 (略) 第9条～第13条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第14条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額(基準日(前項後段のフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日。次項及び第4項において同じ。)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額をいう。)に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間(会計年度任用職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員である会計年度任用職員を含む。次項及び第4項並びに第26条第3項及び第4項において同じ。)として在職した期間をいう。以下同じ。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略) 第15条～第25条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)	得た額 3～5 (略) 第9条～第13条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第14条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額(基準日(前項後段のフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日。次項及び第4項において同じ。)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額をいう。)に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間(会計年度任用職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員である会計年度任用職員を含む。次項及び第4項並びに第26条第3項及び第4項において同じ。)として在職した期間をいう。以下同じ。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略) 第15条～第25条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

改 正 前	改 正 後
第26条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日（前項後段のパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日。次項及び第4項において同じ。）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を定められた者にあつては、1週間当たりの報酬額（日額により報酬を定められた者にあつてはその日額に1週間当たりの勤務日数を、時間額により報酬を定められた者にあつてはその時間額に1週間当たりの勤務時間を乗じて得た額をいう。）に4を乗じて得た額）をいう。）に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略) 第27条～第31条 (略) (勤勉手当の支給総額の限度) 第32条 会計年度任用職員に支給する勤勉手当の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。 (1) 第17条第2項に規定する勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額	第26条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日（前項後段のパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日。次項及び第4項において同じ。）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を定められた者にあつては、1週間当たりの報酬額（日額により報酬を定められた者にあつてはその日額に1週間当たりの勤務日数を、時間額により報酬を定められた者にあつてはその時間額に1週間当たりの勤務時間を乗じて得た額をいう。）に4を乗じて得た額）をいう。）に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略) 第27条～第31条 (略) (勤勉手当の支給総額の限度) 第32条 会計年度任用職員に支給する勤勉手当の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。 (1) 第17条第2項に規定する勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額

改 正 前					改 正 後				
(2) 第28条第2項に規定する勤勉手当基礎額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額					(2) 第28条第2項に規定する勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額				
第33条～第37条 (略)					第33条～第37条 (略)				
別表第1 (第5条関係)					別表第1 (第5条関係)				
フルタイム会計年度任用職員給料表					フルタイム会計年度任用職員給料表				
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円		円	円	円	円
1	147,100	166,600	194,100	201,700	1	151,200	171,200	199,500	207,300
2	148,100	167,700	195,900	204,200	2	152,200	172,300	201,300	209,800
3	149,100	168,800	197,700	206,900	3	153,200	173,500	203,200	212,600
4	150,100	169,900	199,500	209,500	4	154,200	174,600	205,000	215,300
5	151,200	170,900	201,100	212,300	5	155,400	175,600	206,700	218,200
6	152,300	172,300	202,900	215,100	6	156,500	177,100	208,500	221,000
7	153,400	173,600	204,700	217,900	7	157,600	178,400	210,300	223,900
8	154,400	174,900	206,400	220,700	8	158,700	179,700	212,100	226,800
9	155,300	176,100	208,000	223,500	9	159,600	181,000	213,700	229,700
10	156,400	177,600	209,700	226,000	10	160,700	182,500	215,500	232,200
11	157,500	179,100	211,400	228,600	11	161,800	184,000	217,200	234,900
12	158,600	180,700	212,900	230,900	12	163,000	185,700	218,800	237,300
13	159,500	181,800	214,400	233,100	13	163,900	186,800	220,300	239,500
14	160,600	183,200	216,200	234,700	14	165,000	188,300	222,200	241,200
15	161,800	184,600	217,900	236,400	15	166,300	189,700	223,900	242,900
16	162,900	186,000	219,600	237,900	16	167,400	191,100	225,700	244,500
17	164,000	187,300	221,100	239,600	17	168,500	192,500	227,200	246,200
18	165,400	189,600	222,600	240,900	18	170,000	194,800	228,700	247,500
19	166,700	191,800	224,100	242,100	19	171,300	197,100	230,300	248,800
20	167,900	194,000	225,600	243,300	20	172,500	199,400	231,800	250,000
21	169,000	196,200	226,800	245,000	21	173,700	201,600	233,100	251,800
22	170,200	197,900	228,200	246,800	22	174,900	203,400	234,500	253,600
23	171,400	199,400	229,600	248,600	23	176,100	204,900	235,900	255,500
24	172,600	200,900	231,000	250,300	24	177,400	206,400	237,400	257,200
25	173,700	202,400	232,400	251,900	25	178,500	208,000	238,800	258,900

改 正 前						改 正 後					
26	175,200	203,800	234,000	253,700		26	180,000	209,400	240,500	260,700	
27	176,700	205,200	235,500	255,600		27	181,600	210,900	242,000	262,700	
28	178,200	206,600	236,900	257,400		28	183,100	212,300	243,400	264,500	
29	179,600	208,000	238,100	259,000		29	184,600	213,700	244,700	266,100	
30	181,000		239,700	260,600		30	186,000		246,300	267,800	
31	182,500		241,200	262,200		31	187,500		247,900	269,400	
32	184,000		242,600	263,800		32	189,100		249,300	271,100	
33	185,400		243,600	265,400		33	190,500		250,300	272,700	
34	187,100		245,100	267,000		34	192,300		251,900	274,400	
35	188,800		246,400	268,500		35	194,000		253,200	275,900	
36	190,500		247,600	269,800		36	195,800		254,400	277,200	
37	192,200		248,700	270,800		37	197,500		255,600	278,300	
38	193,300		249,700	272,200		38	198,600		256,600	279,700	
39	194,700		250,600	273,600		39	200,100		257,500	281,200	
40	195,800		251,500	275,000		40	201,200		258,400	282,600	
41	196,800		252,400	276,300		41	202,200		259,400	283,900	
42	198,200		253,300	277,400		42	203,700		260,300	285,100	
43	199,400		254,100	278,300		43	204,900		261,100	286,000	
44	200,600		254,900	279,100		44	206,100		261,900	286,800	
45	202,100		255,600	280,000		45	207,700		262,700	287,700	
46	203,100		256,700	280,800		46	208,700		263,800	288,600	
47	204,000		257,900	281,400		47	209,600		265,000	289,200	
48	205,100		259,000	282,100		48	210,800		266,100	289,900	
49	206,200		260,200	282,800		49	211,900		267,400	290,600	
50	207,200		261,400	283,300		50	212,900		268,600	291,100	
51			262,500	283,700		51			269,700	291,500	
52			263,600	284,200		52			270,900	292,000	
53			264,700	284,700		53			272,000	292,600	
54			265,800	285,200		54			273,100	293,100	
55			266,900	285,700		55			274,300	293,600	
56			267,900	286,200		56			275,300	294,100	
57			268,900	286,700		57			276,300	294,600	
58			269,900	287,600		58			277,300	295,500	
59			270,900	288,500		59			278,400	296,500	
60			271,800	289,500		60			279,300	297,500	
61			272,700	290,400		61			280,200	298,400	
62			273,600	291,600		62			281,200	299,600	
63			274,500	292,600		63			282,100	300,700	
64			275,400	293,600		64			283,000	301,700	
65			276,300	294,500		65			283,900	302,600	

改 正 前					改 正 後				
66			277,200	295,400	66			284,900	303,600
67			278,100	296,300	67			285,800	304,500
68			279,000	297,300	68			286,700	305,500
69			280,000	298,000	69			287,700	306,200
70			281,000	298,700	70			288,800	306,900
71			281,900	299,400	71			289,700	307,700
72			282,800	300,100	72			290,600	308,400
73			283,300	300,800	73			291,100	309,100
74			284,000	301,700	74			291,800	310,000
75			284,700	302,600	75			292,600	311,000
76			285,600	303,400	76			293,500	311,800
77			286,600	304,100	77			294,500	312,500
78			287,400	304,900	78			295,300	313,300
79			288,200	305,700	79			296,200	314,100
80			289,000	306,500	80			297,000	315,000
81			289,700	307,200	81			297,700	315,700
82			290,200	308,000	82			298,200	316,500
83			290,600	308,800	83			298,600	317,300
84			291,000	309,600	84			299,000	318,100
85			291,200	310,000	85			299,200	318,600
86			291,500	310,700	86			299,500	319,300
87			291,700	311,400	87			299,800	320,000
88			292,000	312,300	88			300,100	320,900
89			292,200	313,200	89			300,300	321,800
90				314,000	90				322,700
91				314,700	91				323,400
92				315,400	92				324,100
93				316,000	93				324,700
94				316,700	94				325,400
95				317,300	95				326,100
96				317,900	96				326,700
97				318,300	97				327,100
98				318,700	98				327,500
99				319,100	99				327,900
100				319,400	100				328,200
101				319,700	101				328,500
102				320,000	102				328,800
103				320,300	103				329,100
104				320,600	104				329,400
105				321,000	105				329,900

改 正 前					改 正 後				
106				321,500	106				330,400
107				322,000	107				330,900
108				322,400	108				331,300
109				322,800	109				331,700
110				323,300	110				332,200
111				323,700	111				332,600
112				324,200	112				333,100
113				324,500	113				333,500
114				325,000	114				334,000
115				325,400	115				334,400
116				325,800	116				334,800
117				326,100	117				335,100
118				326,500	118				335,500
119				327,000	119				336,000
120				327,500	120				336,500
121				327,700	121				336,700
122				328,100	122				337,200
123				328,600	123				337,700
124				328,900	124				338,000
125				329,100	125				338,200
126				329,400	126				338,500
127				329,900	127				339,000
128				330,300	128				339,400
129				330,500	129				339,600
130				330,900	130				340,000
131				331,400	131				340,500
132				331,800	132				341,000
133				332,000	133				341,200
134				332,400	134				341,600
135				332,900	135				342,100
136				333,200	136				342,400
137				333,500	137				342,700
138				333,900	138				343,100
139				334,300	139				343,500
140				334,700	140				343,900
141				335,100	141				344,300
別表第2 (略)					別表第2 (略)				

改 正 前					改 正 後				
別表第3（第19条、第24条関係）					別表第3（第19条、第24条関係）				
パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表					パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表				
職務の級 号給	1 級 基準月額	2 級 基準月額	3 級 基準月額	4 級 基準月額	職務の級 号給	1 級 基準月額	2 級 基準月額	3 級 基準月額	4 級 基準月額
	円	円	円	円		円	円	円	円
1	169,165	191,590	223,215	231,955	1	169,344	191,744	223,440	232,176
2	170,315	192,855	225,285	234,830	2	170,464	192,976	225,456	234,976
3	171,465	194,120	227,355	237,935	3	171,584	194,320	227,584	238,112
4	172,615	195,385	229,425	240,925	4	172,704	195,552	229,600	241,136
5	173,880	196,535	231,265	244,145	5	174,048	196,672	231,504	244,384
6	175,145	198,145	233,335	247,365	6	175,280	198,352	233,520	247,520
7	176,410	199,640	235,405	250,585	7	176,512	199,808	235,536	250,768
8	177,560	201,135	237,360	253,805	8	177,744	201,264	237,552	254,016
9	178,595	202,515	239,200	257,025	9	178,752	202,720	239,344	257,264
10	179,860	204,240	241,155	259,900	10	179,984	204,400	241,360	260,064
11	181,125	205,965	243,110	262,890	11	181,216	206,080	243,264	263,088
12	182,390	207,805	244,835	265,535	12	182,560	207,984	245,056	265,776
13	183,425	209,070	246,560	268,065	13	183,568	209,216	246,736	268,240
14	184,690	210,680	248,630	269,905	14	184,800	210,896	248,864	270,144
15	186,070	212,290	250,585	271,860	15	186,256	212,464	250,768	272,048
16	187,335	213,900	252,540	273,585	16	187,488	214,032	252,784	273,840
17	188,600	215,395	254,265	275,540	17	188,720	215,600	254,464	275,744
18	190,210	218,040	255,990	277,035	18	190,400	218,176	256,144	277,200
19	191,705	220,570	257,715	278,415	19	191,856	220,752	257,936	278,656
20	193,085	223,100	259,440	279,795	20	193,200	223,328	259,616	280,000
21	194,350	225,630	260,820	281,750	21	194,544	225,792	261,072	282,016
22	195,730	227,585	262,430	283,820	22	195,888	227,808	262,640	284,032
23	197,110	229,310	264,040	285,890	23	197,232	229,488	264,208	286,160
24	198,490	231,035	265,650	287,845	24	198,688	231,168	265,888	288,064
25	199,755	232,760	267,260	289,685	25	199,920	232,960	267,456	289,968
26	201,480	234,370	269,100	291,755	26	201,600	234,528	269,360	291,984
27	203,205	235,980	270,825	293,940	27	203,392	236,208	271,040	294,224
28	204,930	237,590	272,435	296,010	28	205,072	237,776	272,608	296,240
29	206,540	239,200	273,815	297,850	29	206,752	239,344	274,064	298,032
30	208,150		275,655	299,690	30	208,320		275,856	299,936
31	209,875		277,380	301,530	31	210,000		277,648	301,728
32	211,600		278,990	303,370	32	211,792		279,216	303,632
33	213,210		280,140	305,210	33	213,360		280,336	305,424

改 正 前					改 正 後				
34	215,165		281,865	307,050	34	215,376		282,128	307,328
35	217,120		283,360	308,775	35	217,280		283,584	309,008
36	219,075		284,740	310,270	36	219,296		284,928	310,464
37	221,030		286,005	311,420	37	221,200		286,272	311,696
38	222,295		287,155	313,030	38	222,432		287,392	313,264
39	223,905		288,190	314,640	39	224,112		288,400	314,944
40	225,170		289,225	316,250	40	225,344		289,408	316,512
41	226,320		290,260	317,745	41	226,464		290,528	317,968
42	227,930		291,295	319,010	42	228,144		291,536	319,312
43	229,310		292,215	320,045	43	229,488		292,432	320,320
44	230,690		293,135	320,965	44	230,832		293,328	321,216
45	232,415		293,940	322,000	45	232,624		294,224	322,224
46	233,565		295,205	322,920	46	233,744		295,456	323,232
47	234,600		296,585	323,610	47	234,752		296,800	323,904
48	235,865		297,850	324,415	48	236,096		298,032	324,688
49	237,130		299,230	325,220	49	237,328		299,488	325,472
50	238,280		300,610	325,795	50	238,448		300,832	326,032
51			301,875	326,255	51			302,064	326,480
52			303,140	326,830	52			303,408	327,040
53			304,405	327,405	53			304,640	327,712
54			305,670	327,980	54			305,872	328,272
55			306,935	328,555	55			307,216	328,832
56			308,085	329,130	56			308,336	329,392
57			309,235	329,705	57			309,456	329,952
58			310,385	330,740	58			310,576	330,960
59			311,535	331,775	59			311,808	332,080
60			312,570	332,925	60			312,816	333,200
61			313,605	333,960	61			313,824	334,208
62			314,640	335,340	62			314,944	335,552
63			315,675	336,490	63			315,952	336,784
64			316,710	337,640	64			316,960	337,904
65			317,745	338,675	65			317,968	338,912
66			318,780	339,710	66			319,088	340,032
67			319,815	340,745	67			320,096	341,040
68			320,850	341,895	68			321,104	342,160
69			322,000	342,700	69			322,224	342,944
70			323,150	343,505	70			323,456	343,728
71			324,185	344,310	71			324,464	344,624
72			325,220	345,115	72			325,472	345,408
73			325,795	345,920	73			326,032	346,192

改 正 前					改 正 後				
74			326,600	346,955	74			326,816	347,200
75			327,405	347,990	75			327,712	348,320
76			328,440	348,910	76			328,720	349,216
77			329,590	349,715	77			329,840	350,000
78			330,510	350,635	78			330,736	350,896
79			331,430	351,555	79			331,744	351,792
80			332,350	352,475	80			332,640	352,800
81			333,155	353,280	81			333,424	353,584
82			333,730	354,200	82			333,984	354,480
83			334,190	355,120	83			334,432	355,376
84			334,650	356,040	84			334,880	356,272
85			334,880	356,500	85			335,104	356,832
86			335,225	357,305	86			335,440	357,616
87			335,455	358,110	87			335,776	358,400
88			335,800	359,145	88			336,112	359,408
89			336,030	360,180	89			336,336	360,416
90				361,100	90				361,424
91				361,905	91				362,208
92				362,710	92				362,992
93				363,400	93				363,664
94				364,205	94				364,448
95				364,895	95				365,232
96				365,585	96				365,904
97				366,045	97				366,352
98				366,505	98				366,800
99				366,965	99				367,248
100				367,310	100				367,584
101				367,655	101				367,920
102				368,000	102				368,256
103				368,345	103				368,592
104				368,690	104				368,928
105				369,150	105				369,488
106				369,725	106				370,048
107				370,300	107				370,608
108				370,760	108				371,056
109				371,220	109				371,504
110				371,795	110				372,064
111				372,255	111				372,512
112				372,830	112				373,072
113				373,175	113				373,520

改 正 前					改 正 後				
114				373,750	114				374,080
115				374,210	115				374,528
116				374,670	116				374,976
117				375,015	117				375,312
118				375,475	118				375,760
119				376,050	119				376,320
120				376,625	120				376,880
121				376,855	121				377,104
122				377,315	122				377,664
123				377,890	123				378,224
124				378,235	124				378,560
125				378,465	125				378,784
126				378,810	126				379,120
127				379,385	127				379,680
128				379,845	128				380,128
129				380,075	129				380,352
130				380,535	130				380,800
131				381,110	131				381,360
132				381,570	132				381,920
133				381,800	133				382,144
134				382,260	134				382,592
135				382,835	135				383,152
136				383,180	136				383,488
137				383,525	137				383,824
138				383,985	138				384,272
139				384,445	139				384,720
140				384,905	140				385,168
141				385,365	141				385,616
2 池田市一般職の職員の給与に関する条例					2 池田市一般職の職員の給与に関する条例				
第1条～第6条 (略)					第1条～第6条 (略)				
(給料)					(給料)				
第7条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手					第7条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手				

改 正 前	改 正 後																				
当、地域手当、住居手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当を除いたものとする。 2 (略) 第8条 (略) (特定任期付職員の給与の特例) 第8条の2 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年池田市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>380,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>427,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>477,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>539,000円</td></tr> </tbody> </table> 2・3 (略) 第8条の3～第19条 (略) (扶養手当) 第20条 (略)	号給	給料月額	1	380,000円	2	427,000円	3	477,000円	4	539,000円	当、地域手当、住居手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いたものとする。 2 (略) 第8条 (略) (特定任期付職員の給与の特例) 第8条の2 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年池田市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>392,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000円</td></tr> </tbody> </table> 2・3 (略) 第8条の3～第19条 (略) (扶養手当) 第20条 (略)	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円
号給	給料月額																				
1	380,000円																				
2	427,000円																				
3	477,000円																				
4	539,000円																				
号給	給料月額																				
1	392,000円																				
2	440,000円																				
3	492,000円																				
4	555,000円																				

改 正 前	改 正 後
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）</u> <u>(2)～(5) （略）</u> <u>(6) 身体又は精神に障害を有する者</u> 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職7級職員等」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。 4 （略） <u>（扶養手当の支給方法）</u> <u>第21条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨</u>	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1)～(4) （略）</u> <u>(5) 身体又は精神に障害を有する者（前各号に該当する者を除く。）</u> 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）とする。 4 （略） <u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>第21条 削除</u>

改 正 前	改 正 後
<u>を任命権者に届け出なければならない。</u> <u>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u> <u>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u> <u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合において</u> <u>は、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日の月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日の属する月、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u>	

改 正 前	改 正 後
3 <u>扶養手当は、これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が新たに行政職7級職員等となった場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある行政職7級職員等が行政職7級職員等以外の職員となった場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> 4 <u>扶養手当は、給料の支給方法に準じてこれを支給する。</u> （地域手当） 第22条 （略） 2 前項により支給する地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額とする。 第22条の2～第29条 （略） （通勤手当）	（地域手当） 第22条 （略） 2 前項により支給する地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。 第22条の2～第29条 （略） （通勤手当）

改 正 前	改 正 後
第29条の2 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>55,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>55,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>55,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員にあっては<u>2,000円</u>、使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあっては<u>4,200円</u>、使用距離が10キロメートル以上である職員にあっては<u>31,600円</u>を超えない範囲内で規則で定める額	第29条の2 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>150,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>150,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が<u>150,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>150,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が

改 正 前	改 正 後
	<u>片道5キロメートル未満である職員 2, 0 0 0円</u> <u>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員</u> <u>4, 2 0 0円</u> <u>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</u> <u>7, 1 0 0円</u> <u>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員</u> <u>10, 0 0 0円</u> <u>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員</u> <u>12, 9 0 0円</u> <u>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員</u> <u>15, 8 0 0円</u> <u>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員</u> <u>18, 7 0 0円</u> <u>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員</u> <u>21, 6 0 0円</u> <u>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員</u> <u>24, 4 0 0円</u> <u>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員</u> <u>26, 2 0 0円</u>

改 正 前	改 正 後
(3) 前項第3号に掲げる職員 運賃等相当額および前号に掲げる額の合計額が、55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額 3～6 (略) (単身赴任手当) 第29条の3 勤務公署を異にする異動又は在勤する勤務公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務公署の移転の直前の住居から当該異動又は勤務公署の移転の直後に在勤する勤務公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難	<u>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円</u> <u>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円</u> <u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円</u> (3) 前項第3号に掲げる職員 その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（当該合計額が150,000円を超えるときは、150,000円）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額 3～6 (略) (単身赴任手当) 第29条の3 勤務公署を異にする異動又は在勤する勤務公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）</u>と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務公署の移転の直前の住居から当該異動又は勤務公署の移転の直後に在勤する勤務公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤

改 正 前	改 正 後
であると認められない場合は、この限りでない。 2・3 (略) 第30条 (略) (特定職員についての適用除外) 第31条 (略) 2 第9条、第12条、第13条、第20条、<u>第21条、第22条の2</u>及び第29条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (特定任期付職員等の適用除外) 第31条の2 第8条、第9条から第13条まで、第20条、<u>第21条</u>、第22条の2、第23条、<u>第25条</u>から第27条まで<u>及び第34条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 (略) 3 前項に規定するもののほか、第20条、<u>第21条</u>及び第22条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。 第32条 (略) (期末手当) 第33条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額	する勤務公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2・3 (略) 第30条 (略) (特定職員についての適用除外) 第31条 (略) 2 第9条、第12条、第13条、第20条及び第29条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (特定任期付職員等の適用除外) 第31条の2 第8条、第9条から第13条まで、第20条、第22条の2、第23条<u>及び第25条</u>から第27条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 (略) 3 前項に規定するもののほか、第20条及び第22条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。 第32条 (略) (期末手当) 第33条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額

改 正 前	改 正 後
(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が定める職員を除く。第34条において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。 4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の222.5</u>」とする。 5・6 (略) 第33条の2・第33条の3 (略) (勤勉手当) 第34条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、当該職員が所属する次	(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が定める職員を除く。第34条において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の232.5</u>」とする。 5・6 (略) 第33条の2・第33条の3 (略) (勤勉手当) 第34条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、当該職員が所属する次

改 正 前	改 正 後
の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額 3・4 （略） <u>（特定任期付職員業績手当）</u> <u>第34条の2 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 第35条～第38条 （略） 附 則 1～26 （略） 附則別表第1～附則別表第6 （略） <u>附則別表第7（附則第16項関係）</u>	の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 <u>(3) 前項の職員のうち特定任期付職員 当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の103.75を乗じて得た額の総額</u> 3・4 （略） 第35条～第38条 （略） 附 則 1～26 （略） 附則別表第1～附則別表第6 （略） <u>附則別表第7（附則第16項関係）</u>

改 正 前								改 正 後							
号給		給料月額						号給		給料月額					
1	2	円	31	302,000	62	356,500	93	376,900	1	2	円	31	312,300	62	360,800
1	247,600		32	303,800	63	357,500	94	377,500	1	263,300		32	313,900	63	361,800
2	249,600		33	305,500	64	358,500	95	378,000	2	265,300		33	315,400	64	362,800
3	251,600		34	307,400	65	359,400	96	378,300	3	267,300		34	317,000	65	363,700
4	253,600		35	309,300	66	360,500	97	378,700	4	269,300		35	318,600	66	364,800
5	255,500		36	311,100	67	361,400	98	379,200	5	271,200		36	320,200	67	365,700
6	257,400		37	312,800	68	362,400	99	379,600	6	273,100		37	321,700	68	366,700
7	259,500		38	314,800	69	363,300	100	380,000	7	275,200		38	323,400	69	367,600
8	261,500		39	316,800	70	364,000	101	380,400	8	277,200		39	325,000	70	368,300
9	263,400		40	318,700	71	364,700	102	380,900	9	279,100		40	326,600	71	369,000
10	265,500		41	320,400	72	365,300	103	381,300	10	281,200		41	328,000	72	369,600
11	267,500		42	322,400	73	365,700	104	381,700	11	283,200		42	329,700	73	370,000
12	269,500		43	324,400	74	366,300	105	382,000	12	285,200		43	331,400	74	370,600
13	271,600		44	326,400	75	367,000	106	382,400	13	287,300		44	333,000	75	371,300
14	273,200		45	327,600	76	367,700	107	382,800	14	288,900		45	334,200	76	372,000
15	274,700		46	329,600	77	368,000	108	383,200	15	290,400		46	336,100	77	372,300
16	276,300		47	331,500	78	368,700	109	383,600	16	291,900		47	337,800	78	373,000
17	277,800		48	333,500	79	369,400	110	384,000	17	293,400		48	339,400	79	373,700
18	279,500		49	335,400	80	370,000	111	384,500	18	294,900		49	340,900	80	374,300
19	281,300		50	337,300	81	370,300	112	384,900	19	296,300		50	342,500	81	374,600
20	283,100		51	339,200	82	370,900	113	385,300	20	297,600		51	344,100	82	375,100
21	284,800		52	341,100	83	371,600	114	385,700	21	298,800		52	345,700	83	375,700
22	286,700		53	342,900	84	372,200	115	386,200	22	300,300		53	347,400	84	376,300
23	288,500		54	344,800	85	372,500	116	386,600	23	301,800		54	349,200	85	376,600
24	290,300		55	346,600	86	373,100	117	387,000	24	303,200		55	351,000	86	377,200
25	292,100		56	348,400	87	373,800	118	387,400	25	304,600		56	352,800	87	377,900
26	293,700		57	349,900	88	374,400	119	387,900	26	305,700		57	354,300	88	378,500
27	295,100		58	351,300	89	374,800	120	388,300	27	306,700		58	355,700	89	378,900
28	296,500		59	352,700	90	375,300	121	388,700	28	307,900		59	357,100	90	379,400
29	298,000		60	354,200	91	375,900			29	309,100		60	358,500	91	380,000
30	300,000		61	355,700	92	376,400			30	310,700		61	360,000	92	380,500

附則別表第8（略）

別表第1（第8条、第13条、第20条、第33条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円

附則別表第8（略）

別表第1（第8条、第13条、第20条、第33条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円

改 正 前									改 正 後								
前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	166,600	194,100	219,200	277,700	323,100	365,500	410,300	前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	188,000	220,000	239,600	292,100	335,000	373,400	415,600
	2	167,700	195,900	221,100	279,900	325,300	368,100	412,700		2	189,700	221,700	241,500	294,300	336,900	376,000	418,000
	3	168,800	197,700	223,000	282,100	327,500	370,500	415,200		3	191,300	223,000	243,400	296,500	338,700	378,300	420,500
	4	169,900	199,500	224,900	284,300	329,500	372,900	417,600		4	192,900	224,300	245,300	298,700	340,500	380,500	422,900
	5	170,900	201,100	226,700	286,400	331,500	374,800	419,500		5	194,500	225,600	247,100	300,800	342,200	382,400	424,800
	6	172,300	202,900	228,600	288,600	333,500	377,300	421,600		6	196,200	226,700	249,000	303,000	343,900	384,700	426,900
	7	173,600	204,700	230,500	290,900	335,400	379,600	423,700		7	197,800	227,800	250,900	305,300	345,500	386,800	429,000
	8	174,900	206,400	232,400	293,100	337,300	382,100	425,900		8	199,400	228,900	252,800	307,500	347,200	388,800	431,200
	9	176,100	208,000	234,100	295,400	339,200	384,500	427,800		9	201,000	230,000	254,500	309,800	348,800	390,800	433,100
	10	177,600	209,700	236,000	297,500	341,200	387,100	429,900		10	202,700	231,500	256,400	311,500	350,500	393,100	435,200
	11	179,100	211,400	237,600	299,500	343,200	389,700	432,000		11	204,400	233,000	258,000	313,200	352,100	395,300	437,300
	12	180,700	212,900	239,200	301,400	345,200	392,300	433,900		12	206,100	234,500	259,600	314,700	353,700	397,500	439,200
	13	181,800	214,400	240,900	303,200	347,000	394,600	435,600		13	207,400	236,000	261,300	316,100	355,200	399,700	440,900
	14	183,200	216,200	242,400	305,000	349,000	396,900	437,400		14	209,000	237,500	262,300	317,400	356,900	402,000	442,700
	15	184,600	217,900	243,800	306,600	350,900	399,100	439,300		15	210,600	239,000	263,300	318,700	358,500	404,200	444,600
	16	186,000	219,600	245,200	308,200	352,800	401,400	441,200		16	212,100	240,500	264,300	320,000	360,100	406,500	446,500
	17	187,300	221,100	246,400	309,800	354,500	403,200	443,000		17	213,600	242,000	265,300	321,300	361,700	408,300	448,300
	18	189,600	222,600	248,000	312,000	356,500	405,100	444,800		18	215,200	243,400	266,300	323,100	363,500	410,200	450,100
	19	191,800	224,100	249,500	314,200	358,300	407,000	446,600		19	216,800	244,800	267,300	324,900	365,000	412,100	451,900
	20	194,000	225,600	250,900	316,200	360,200	408,800	448,300		20	218,400	246,200	268,300	326,600	366,600	413,900	453,600
	21	196,200	226,800	252,000	318,200	362,100	410,600	450,100		21	220,000	247,400	269,300	328,300	368,000	415,700	455,400
	22	197,900	228,200	253,400	320,200	364,000	412,400	451,600		22	221,700	248,600	270,300	330,000	369,600	417,500	456,900
	23	199,400	229,600	254,900	322,100	365,900	414,200	453,000		23	223,000	249,800	271,300	331,700	371,200	419,300	458,300
	24	200,900	231,000	256,200	324,000	367,800	416,000	454,500		24	224,300	251,000	272,300	333,400	372,700	421,100	459,800
	25	202,400	232,400	257,500	325,900	369,700	417,600	455,900		25	225,600	252,100	273,300	335,000	374,600	422,700	461,200
	26	203,800	234,000	258,700	327,900	371,600	419,100	457,200		26	226,700	253,200	274,300	336,700	376,500	424,200	462,500
	27	205,200	235,500	259,900	329,800	373,500	420,600	458,500		27	227,800	254,300	275,300	338,400	378,400	425,700	463,800
	28	206,600	236,900	261,100	331,700	375,400	422,100	459,700		28	228,900	255,400	276,400	340,000	380,200	427,200	465,000
	29	208,000	238,100	262,300	333,400	376,900	423,600	460,700		29	230,000	256,400	277,400	341,500	381,700	428,700	466,000
	30	209,300	239,700	263,600	335,400	378,700	424,900	461,400		30	231,100	257,400	278,700	343,100	383,500	430,000	466,700
	31	210,600	241,200	264,900	337,400	380,500	426,200	462,200		31	232,200	258,400	280,000	344,700	385,200	431,300	467,400
	32	211,900	242,600	266,200	339,300	382,100	427,400	462,900		32	233,300	259,400	281,200	346,200	386,800	432,500	468,100
	33	213,200	243,600	267,600	340,700	383,800	428,600	463,600		33	234,400	260,400	282,500	347,600	388,500	433,700	468,800
	34	214,400	245,100	269,100	342,600	385,200	429,900	464,400		34	235,400	261,300	283,800	349,300	389,900	435,000	469,500
	35	215,600	246,400	270,700	344,500	386,600	431,200	465,100		35	236,400	262,200	285,000	350,900	391,300	436,300	470,100
	36	216,700	247,600	272,200	346,400	388,000	432,400	465,700		36	237,300	263,100	286,200	352,500	392,700	437,500	470,700
	37	217,800	248,700	273,800	348,000	389,400	433,600	466,200		37	238,200	263,900	287,300	353,700	394,100	438,700	471,200
	38	218,900	249,700	275,500	349,900	390,600	434,400	466,800		38	239,100	264,700	288,500	355,200	395,300	439,500	471,800
	39	219,900	250,600	277,100	351,700	391,800	435,200	467,400		39	239,900	265,500	289,800	356,700	396,500	440,300	472,400
	40	220,900	251,500	278,700	353,500	392,800	436,000	468,000		40	240,700	266,300	291,100	358,200	397,500	441,100	473,000
	41	221,800	252,400	280,300	355,300	393,900	436,600	468,500		41	241,400	267,000	292,400	359,900	398,600	441,700	473,500
	42	222,700	253,300	281,800	357,100	395,100	437,300	469,000		42	242,000	267,800	293,400	361,700	399,800	442,300	474,000

改 正 前										改 正 後									
43	223,600	254,100	283,300	358,800	396,200	438,000	469,400			43	242,600	268,600	294,400	363,400	400,900	442,900	474,400		
44	224,500	254,900	284,800	360,500	397,300	438,700	469,700			44	243,200	269,300	295,500	365,100	402,000	443,500	474,700		
45	225,400	255,600	285,900	361,900	398,000	439,500	470,000			45	243,800	270,000	296,600	366,500	402,700	444,200	475,000		
46	226,300	256,700	287,500	363,200	398,700	440,300				46	244,400	270,800	297,800	367,800	403,400	445,000			
47	227,200	257,900	289,000	364,500	399,400	440,700				47	245,000	271,600	298,900	369,000	404,100	445,400			
48	228,100	259,000	290,500	365,900	400,100	441,400				48	245,500	272,300	300,100	370,400	404,800	446,100			
49	228,900	260,200	291,900	367,000	400,700	441,900				49	246,000	273,000	301,300	371,500	405,400	446,600			
50	229,800	261,400	293,500	367,900	401,300	442,300				50	246,400	273,800	302,600	372,400	406,000	447,000			
51	230,700	262,500	295,100	368,900	401,800	442,700				51	246,700	274,600	303,900	373,400	406,500	447,400			
52	231,500	263,600	296,700	370,000	402,200	443,100				52	247,000	275,300	305,200	374,500	406,900	447,800			
53	231,800	264,700	298,200	370,800	402,600	443,500				53	247,300	276,000	306,500	375,300	407,300	448,200			
54	232,600	265,800	299,800	371,700	402,900	443,900				54	247,600	276,700	307,800	376,200	407,500	448,600			
55	233,300	266,900	301,300	372,600	403,200	444,300				55	247,900	277,400	309,100	377,100	407,800	449,000			
56	233,900	267,900	302,800	373,400	403,500	444,600				56	248,200	278,100	310,400	377,900	408,100	449,300			
57	234,500	268,900	304,400	374,200	403,800	444,900				57	248,500	278,800	311,700	378,700	408,400	449,600			
58	235,200	269,900	306,000	375,000	404,100	445,300				58	248,800	279,500	313,000	379,500	408,700	450,000			
59	235,800	270,900	307,600	375,800	404,400	445,600				59	249,100	280,200	314,300	380,300	409,000	450,300			
60	236,300	271,800	309,100	376,500	404,700	445,900				60	249,400	280,900	315,400	381,000	409,300	450,600			
61	236,800	272,700	310,000	377,200	405,000	446,200				61	249,700	281,500	316,300	381,700	409,500	450,900			
62	237,300	273,600	311,500	377,900	405,300	446,500				62	250,000	282,200	317,600	382,400	409,800	451,200			
63	237,800	274,500	313,000	378,600	405,600	446,800				63	250,300	282,800	318,900	383,100	410,100	451,500			
64	238,400	275,400	314,600	379,300	405,900	447,100				64	250,600	283,500	320,200	383,800	410,400	451,800			
65	238,900	276,300	316,200	379,800	406,200	447,400				65	250,900	284,100	321,400	384,300	410,600	452,100			
66	239,400	277,200	317,800	380,400	406,500					66	251,200	284,800	322,700	384,900	410,900				
67	239,900	278,100	319,300	381,000	406,800					67	251,500	285,400	323,900	385,500	411,200				
68	240,400	279,000	320,800	381,700	407,100					68	251,800	286,100	325,100	385,800	411,500				
69	240,900	280,000	322,200	382,000	407,300					69	252,100	286,700	326,400	386,100	411,700				
70	241,400	281,000	323,400		407,600					70	252,400	287,400	327,500		412,000				
71	241,800	281,900	324,500		407,900					71	252,700	288,000	328,600		412,300				
72	242,300	282,800	325,600		408,100					72	253,000	288,500	329,700		412,500				
73	242,800	283,300	326,300		408,300					73	253,300	289,000	330,400		412,700				
74	243,300	284,000	327,200		408,600					74	253,600	289,600	331,300		413,000				
75	243,800	284,700	328,000		408,900					75	253,900	290,100	332,000		413,300				
76	244,300	285,600	328,800		409,100					76	254,200	290,700	332,800		413,500				
77	244,700	286,600	329,600		409,300					77	254,500	291,200	333,600		413,700				
78	245,200	287,400	330,000		409,600					78	254,800	291,700	334,000		414,000				
79	245,600	288,200	330,600		409,900					79	255,100	292,300	334,600		414,300				
80	246,000	289,000	331,300		410,100					80	255,400	292,900	335,300		414,500				
81	246,400	289,700	332,100		410,300					81	255,700	293,400	336,100		414,700				
82	246,800	290,200	332,800		410,600					82	256,000	293,900	336,800		415,000				

改 正 前							改 正 後						
83	247,200	290,600	333,500	410,900			83	256,300	294,300	337,500	415,300		
84	247,600	291,000	334,100	411,100			84	256,600	294,600	338,100	415,500		
85	248,000	291,200	334,600	411,300			85	256,900	294,800	338,600	415,700		
86	248,500	291,500	335,200				86	257,200	295,100	339,200			
87	248,800	291,700	335,700				87	257,500	295,300	339,700			
88	249,100	292,000	336,300				88	257,800	295,600	340,300			
89	249,400	292,200	336,600				89	258,100	295,800	340,600			
90			337,100				90			341,100			
91			337,500				91			341,500			
92			337,900				92			341,900			
93			338,300				93			342,300			
94			338,800				94			342,800			
95			339,300				95			343,300			
96			339,800				96			343,800			
97			340,100				97			344,100			
98			340,500				98			344,500			
99			341,000				99			344,900			
100			341,400				100			345,300			
101			341,700				101			345,600			
102			342,100				102			346,000			
103			342,600				103			346,400			
104			343,000				104			346,800			
105			343,200				105			347,000			
106			343,600				106			347,400			
107			344,100				107			347,800			
108			344,500				108			348,200			
109			344,700				109			348,400			
110			345,100				110			348,800			
111			345,500				111			349,200			
112			345,800				112			349,500			
113			346,100				113			349,800			
114			346,500				114			350,200			
115			346,900				115			350,600			
116			347,300				116			351,000			
117			347,800				117			351,500			
118			348,200				118			351,900			
119			348,600				119			352,300			
120			349,000				120			352,700			
121			349,500				121			353,200			
122			349,900				122			353,600			

改 正 前									改 正 後										
	123 124 125			350,200 350,500 351,000						123 124 125			353,900 354,200 354,700						
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	245,900	290,700	316,200	358,000	391,200			192,000	219,500	249,600	294,900	320,600	362,700	396,200		
備考 (略)									備考 (略)										
別表第2 (第8条、第13条、第20条、附則第18項関係)									別表第2 (第8条、第13条、第20条、附則第18項関係)										
消防職給料表									消防職給料表										
職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	191,300	204,000	234,200	252,000	309,100	351,800	384,600	425,000		1	219,800	231,600	259,300	269,500	325,000	364,800	393,500	430,500
	2	193,100	205,900	236,100	254,100	311,300	354,000	386,800	426,800		2	221,600	233,500	261,200	271,600	327,200	366,500	395,300	432,300
	3	194,800	207,900	237,900	256,200	313,500	356,200	388,700	428,700		3	223,300	235,500	263,000	273,700	329,400	368,200	397,000	434,200
	4	196,400	209,900	239,800	258,300	315,700	358,100	390,600	430,600		4	224,900	237,500	264,900	275,800	331,600	369,900	398,700	436,100
	5	198,200	212,000	241,900	260,400	317,900	360,000	392,300	432,000		5	226,700	239,600	267,000	277,900	333,800	371,600	400,300	437,500
	6	200,000	213,900	243,700	262,500	320,000	362,000	394,300	433,600		6	228,500	241,500	268,800	280,000	335,900	373,200	401,800	439,100
	7	202,000	215,900	245,700	264,600	322,100	364,000	396,100	435,200		7	230,500	243,500	270,800	282,100	338,000	374,800	403,300	440,700
	8	204,100	218,000	247,600	266,700	324,200	365,800	397,900	436,700		8	232,600	245,600	272,700	284,200	340,100	376,400	404,800	442,100
	9	205,800	220,100	249,600	268,800	326,500	367,500	399,600	438,100		9	234,800	247,700	274,700	286,300	342,400	377,900	406,200	443,500
	10	207,600	222,200	251,500	270,900	328,600	369,500	401,500	439,800		10	237,000	249,800	276,600	288,400	344,100	379,500	407,800	445,200
	11	209,400	224,000	253,400	273,000	330,600	371,500	403,500	441,400		11	239,200	251,600	278,500	290,500	345,700	381,100	409,400	446,800
	12	211,300	225,900	255,300	275,100	332,600	373,500	405,500	442,800		12	241,400	253,500	280,400	292,600	347,300	382,600	410,900	448,200
	13	213,400	227,900	257,300	277,200	334,600	375,300	407,100	443,700		13	243,400	255,500	282,400	294,700	348,900	384,100	412,400	449,100
	14	215,700	229,900	259,200	279,300	336,100	377,300	409,200	445,300		14	245,400	257,500	284,300	296,800	350,000	385,800	414,500	450,700
	15	217,900	231,700	261,200	281,300	337,600	379,300	411,200	447,100		15	247,200	259,700	286,300	298,800	351,100	387,500	416,500	452,500
	16	219,800	233,500	263,200	283,500	339,100	381,300	413,300	448,900		16	249,000	261,900	288,300	301,000	352,200	389,200	418,600	454,300
	17	221,900	235,500	265,300	285,500	340,600	382,900	415,000	450,400		17	250,700	264,000	290,400	303,000	353,300	390,700	420,300	455,800
	18	224,000	237,000	266,800	287,600	342,800	384,900	416,600	452,200		18	252,400	265,300	291,700	305,100	355,000	392,300	421,900	457,600
	19	225,800	238,500	268,200	289,800	345,000	386,800	418,200	454,000		19	253,800	266,600	293,000	307,300	356,700	393,900	423,500	459,400
	20	227,600	240,100	269,600	291,900	347,000	388,800	419,800	455,700		20	255,200	267,900	294,200	309,400	358,300	395,500	425,000	461,100

改 正 前										改 正 後									
21	229,400	242,000	271,100	293,900	348,800	390,500	421,300	457,300		21	257,000	269,200	295,400	311,400	359,900	397,100	426,500	462,700	
22	231,100	243,600	272,400	296,000	350,800	392,600	422,900	459,000		22	258,400	270,500	296,400	313,500	361,600	398,700	428,100	464,400	
23	232,700	245,300	273,600	298,200	352,700	394,600	424,300	460,600		23	259,900	271,800	297,400	315,700	363,200	400,300	429,500	466,000	
24	234,600	246,800	274,800	300,200	354,600	396,600	425,700	462,400		24	261,400	273,100	298,300	317,700	364,800	401,900	430,900	467,800	
25	236,000	248,500	275,800	302,500	356,500	398,100	426,800	463,900		25	262,600	274,400	298,900	320,000	366,400	403,400	432,000	469,300	
26	237,400	250,400	277,000	304,300	358,500	400,100	428,200	465,300		26	263,800	275,600	299,600	321,700	368,000	405,400	433,400	470,700	
27	238,800	252,200	278,200	306,000	360,400	402,100	429,700	466,800		27	264,900	276,700	300,300	323,400	369,600	407,400	434,900	472,200	
28	240,400	254,000	279,300	307,800	362,400	404,200	431,200	468,100		28	266,200	278,200	301,000	325,100	371,200	409,400	436,400	473,500	
29	241,900	255,300	280,400	309,300	364,100	405,700	432,500	469,300		29	267,400	279,500	301,700	326,600	372,800	410,900	437,700	474,700	
30	243,500	256,800	281,700	311,100	366,000	407,500	434,200	470,000		30	268,700	280,800	302,400	328,000	374,400	412,600	439,400	475,400	
31	245,100	258,300	282,700	313,000	367,800	409,100	435,800	470,700		31	270,000	282,100	303,100	329,300	376,000	414,200	441,000	476,100	
32	246,700	259,700	283,700	314,900	369,700	410,800	437,400	471,400		32	271,400	283,300	303,700	330,600	377,600	415,900	442,600	476,700	
33	248,300	261,100	284,400	316,500	371,400	412,400	438,800	471,900		33	272,800	284,500	304,400	331,900	379,200	417,500	444,000	477,200	
34	249,900	261,900	285,800	318,500	373,400	413,900	440,500	472,700		34	274,100	285,100	305,200	333,400	380,800	419,000	445,700	477,900	
35	251,400	262,700	287,100	320,500	375,400	415,400	442,200	473,400		35	275,400	285,700	305,900	334,900	382,400	420,500	447,400	478,500	
36	252,400	263,600	288,400	322,500	377,400	416,800	443,800	474,000		36	276,400	286,300	306,700	336,400	384,000	421,900	449,000	479,100	
37	253,900	264,500	289,400	324,400	379,200	418,000	445,200	474,300		37	277,700	286,800	307,400	337,900	385,600	423,100	450,400	479,400	
38	255,400	265,600	290,400	326,000	381,300	419,500	445,900	474,900		38	279,000	287,400	308,200	339,300	387,200	424,600	451,100	480,000	
39	256,800	266,700	291,600	327,500	383,300	421,000	446,600	475,400		39	280,200	288,000	309,200	340,600	388,900	426,100	451,800	480,500	
40	258,000	267,600	292,700	329,000	385,300	422,400	447,300	475,900		40	281,400	288,500	310,100	341,900	390,600	427,500	452,500	481,000	
41	259,000	268,400	293,600	330,500	387,100	423,900	447,700	476,400		41	282,000	289,000	311,000	343,200	392,300	429,000	452,900	481,500	
42	259,900	269,400	295,100	332,700	389,200	425,200	448,300	476,800		42	282,600	289,600	312,300	344,800	394,300	430,300	453,400	481,900	
43	260,800	270,500	296,700	334,800	391,200	426,400	449,000	477,200		43	283,200	290,100	313,600	346,400	396,200	431,500	454,000	482,300	
44	261,800	271,400	298,200	336,900	393,100	427,600	449,600	477,600		44	283,700	290,600	314,900	348,000	398,100	432,700	454,600	482,700	
45	263,000	271,900	299,800	338,600	394,800	428,600	450,400	477,900		45	284,300	291,100	316,200	349,500	399,800	433,700	455,200	483,000	
46	264,100	273,100	301,500	340,400	396,200	429,300	451,100		46	284,900	291,700	317,700	351,100	401,200	434,400	455,900			
47	264,900	274,100	303,200	342,200	397,500	430,100	451,600		47	285,500	292,200	319,000	352,700	402,400	435,200	456,400			
48	265,800	275,100	304,900	344,000	398,800	430,900	452,100		48	286,000	292,700	320,100	354,200	403,700	435,900	456,900			
49	266,800	275,700	306,200	345,900	399,800	431,400	452,600		49	286,600	293,200	321,100	355,700	404,700	436,400	457,400			
50	267,800	276,600	307,800	347,900	400,900	431,800	452,900		50	287,200	293,800	322,300	357,300	405,800	436,800	457,700			
51	268,600	277,400	309,500	349,800	401,900	432,200	453,200		51	287,700	294,400	323,500	358,900	406,800	437,200	458,000			
52	269,200	278,200	311,100	351,600	402,900	432,500	453,600		52	288,200	295,000	324,600	360,400	407,800	437,500	458,400			
53	270,300	279,000	312,700	353,400	404,000	432,800	454,000		53	288,700	295,700	325,700	361,900	408,900	437,800	458,800			
54	271,200	280,000	314,100	355,500	405,200	433,200	454,200		54	289,200	296,400	326,900	363,500	410,100	438,100	459,000			
55	272,300	280,900	315,600	357,300	406,300	433,500	454,500		55	289,700	297,100	328,100	365,100	411,200	438,400	459,300			
56	273,000	281,700	317,100	359,200	407,400	433,800	454,700		56	290,300	297,800	329,200	366,700	412,300	438,700	459,500			
57	273,900	282,500	318,400	360,600	408,600	434,100	455,100		57	290,800	298,400	330,300	368,100	413,500	438,900	459,900			
58	274,800	283,700	319,900	362,600	409,400	434,400	455,300		58	291,400	299,300	331,500	369,800	414,300	439,200	460,100			
59	275,600	284,900	321,400	364,500	410,200	434,700	455,500		59	292,000	300,100	332,700	371,500	415,100	439,500	460,300			
60	276,400	286,200	322,900	366,500	410,800	435,000	455,700		60	292,600	300,900	333,900	373,100	415,700	439,800	460,500			
61	277,100	287,600	324,400	368,400	411,300	435,300	456,100		61	293,300	301,700	335,100	374,700	416,200	440,100	460,900			
62	277,900	289,200	326,100	370,500	412,000	435,600	456,300		62	294,000	302,800	336,300	376,300	416,900	440,400	461,100			
63	278,700	290,500	327,800	372,400	412,700	435,900	456,500		63	294,700	303,900	337,500	377,900	417,600	440,700	461,300			
64	279,400	291,800	329,400	374,400	413,300	436,200	456,800		64	295,300	304,900	338,700	379,600	418,200	441,000	461,600			
65	280,700	293,200	330,800	376,300	414,000	436,500	457,100		65	296,200	305,900	339,900	381,300	418,900	441,200	461,900			

改 正 前										改 正 後									
66	281,900	294,700	332,200	378,400	414,400	436,800				66	297,000	307,000	341,200	383,300	419,300	441,500			
67	283,200	296,100	333,600	380,400	415,000	437,100				67	297,800	308,000	342,400	385,300	419,900	441,800			
68	284,500	297,500	335,200	382,400	415,600	437,400				68	298,600	309,100	343,600	387,300	420,500	442,100			
69	285,900	298,700	336,700	384,100	416,000	437,600				69	299,500	310,100	344,800	389,000	420,900	442,300			
70	287,100	300,300	338,300	385,800	416,600	437,900				70	300,400	311,200	346,200	390,700	421,300	442,600			
71	288,500	301,900	339,900	387,400	417,100	438,200				71	301,300	312,300	347,500	392,200	421,800	442,900			
72	289,800	303,200	341,500	389,000	417,600	438,400				72	302,100	313,400	348,800	393,700	422,300	443,100			
73	290,900	304,500	342,400	390,200	418,100	438,600				73	303,000	314,400	349,700	394,900	422,800	443,300			
74	292,000	306,000	344,100	391,200	418,700	438,900				74	303,800	315,500	351,000	395,900	423,400	443,600			
75	293,100	307,400	345,700	392,200	419,100	439,200				75	304,600	316,600	352,200	396,900	423,800	443,900			
76	294,500	308,700	347,300	393,200	419,600	439,500				76	305,500	317,700	353,400	397,900	424,200	444,200			
77	295,900	310,000	348,900	394,300	420,000	439,700				77	306,400	318,700	354,600	399,000	424,600	444,400			
78	297,200	311,600	350,600	395,400	420,300	440,000				78	307,300	319,800	356,000	400,100	424,900	444,700			
79	298,300	313,000	352,200	396,500	420,600	440,300				79	308,200	320,900	357,400	401,200	425,200	445,000			
80	299,400	314,400	353,900	397,600	420,900	440,600				80	309,000	322,000	358,800	402,300	425,500	445,300			
81	300,500	315,700	355,400	398,900	421,200	440,800				81	309,900	323,000	360,100	403,600	425,800	445,500			
82	301,600	317,100	357,000	399,700	421,500	441,100				82	310,800	324,200	361,600	404,400	426,100	445,800			
83	302,700	318,400	358,500	400,500	421,800	441,400				83	311,600	325,400	363,100	405,200	426,400	446,100			
84	303,600	319,800	360,000	401,100	422,100	441,700				84	312,300	326,600	364,500	405,800	426,600	446,400			
85	305,000	320,500	361,200	401,600	422,300	441,900				85	313,200	327,300	365,700	406,300	426,800	446,600			
86	306,200	322,000	362,600	402,300	422,600					86	314,100	328,600	367,100	407,000	427,100				
87	307,500	323,500	363,900	403,000	422,900					87	315,100	329,900	368,400	407,700	427,400				
88	308,700	325,200	365,300	403,700	423,100					88	316,000	331,200	369,800	408,400	427,600				
89	310,100	327,000	366,400	404,000	423,300					89	317,100	332,500	370,900	408,700	427,800				
90	311,200	328,700	367,600	404,700	423,600					90	318,100	333,900	372,100	409,400	428,100				
91	312,500	330,300	368,800	405,400	423,900					91	319,100	335,300	373,300	410,100	428,400				
92	313,400	331,900	370,000	405,900	424,100					92	320,000	336,700	374,500	410,600	428,600				
93		333,500	371,300	406,300	424,300					93		338,000	375,800	411,000	428,800				
94		335,100	372,500	406,800	424,600					94		339,600	377,000	411,400	429,100				
95		336,700	373,700	407,400	424,900					95		341,100	378,200	411,900	429,400				
96		338,300	374,800	407,900	425,100					96		342,600	379,300	412,400	429,600				
97		339,700	375,900	408,400	425,300					97		344,000	380,400	412,900	429,800				
98				408,800	425,600					98				413,300	430,100				
99				409,300	425,900					99				413,800	430,400				
100				409,800	426,100					100				414,300	430,600				
101				410,300	426,300					101				414,800	430,800				
102				410,800						102				415,300					
103				411,400						103				415,900					
104				411,900						104				416,400					
105				412,300						105				416,800					
106				412,900						106				417,400					
107				413,400						107				417,900					
108				413,600						108				418,100					
109				413,900						109				418,400					
110				414,400						110				418,900					

改 正 前										改 正 後									
	111				414,700						111				419,200				
	112				415,000						112				419,500				
	113				415,300						113				419,800				
	114				415,700						114				420,200				
	115				416,100						115				420,600				
	116				416,500						116				421,000				
	117				416,800						117				421,300				
	118				417,200						118				421,700				
	119				417,600						119				422,100				
	120				417,900						120				422,400				
	121				418,300						121				422,800				
	122				418,700						122				423,200				
	123				419,100						123				423,600				
	124				419,400						124				423,900				
	125				419,700						125				424,200				
定年前再任用短時間勤務職員		242,500	258,300	266,500	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900	定年前再任用短時間勤務職員		246,200	262,200	270,500	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200
備考 (略)										備考 (略)									
別表第3 (第8条関係)										別表第3 (第8条関係)									
技能職給料表										技能職給料表									
職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級				職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級			
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円				定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円			
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500					1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300			
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300					2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100			
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900					3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700			
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500					4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300			
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100					5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500			
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400					6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500			
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500					7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400			

改 正 前							改 正 後						
	8	154, 400	207, 600	227, 400	267, 000	295, 700		8	174, 800	233, 200	250, 700	282, 500	307, 200
	9	155, 300	208, 900	228, 700	267, 600	296, 900		9	175, 800	234, 000	251, 700	283, 100	308, 100
	10	156, 400	209, 600	230, 300	268, 300	298, 600		10	177, 000	234, 700	252, 900	283, 700	309, 500
	11	157, 500	210, 400	231, 800	269, 100	300, 300		11	178, 300	235, 400	254, 000	284, 300	310, 800
	12	158, 600	211, 100	233, 000	269, 900	301, 800		12	179, 500	236, 100	255, 000	284, 900	312, 000
	13	159, 500	212, 200	234, 100	270, 700	303, 100		13	180, 600	236, 800	256, 100	285, 500	313, 000
	14	160, 600	213, 100	235, 300	271, 500	304, 600		14	181, 800	237, 400	257, 100	286, 100	314, 200
	15	161, 800	214, 000	236, 500	272, 300	306, 000		15	183, 100	238, 000	258, 000	286, 700	315, 400
	16	162, 900	214, 800	237, 400	273, 100	307, 300		16	184, 400	238, 600	258, 500	287, 200	316, 500
	17	164, 000	215, 700	238, 000	273, 800	308, 800		17	185, 700	239, 200	259, 100	287, 700	317, 600
	18	165, 400	216, 700	238, 400	274, 800	310, 300		18	187, 400	239, 800	259, 500	288, 200	318, 700
	19	166, 700	217, 600	238, 800	275, 700	311, 900		19	189, 100	240, 400	259, 900	288, 700	319, 800
	20	167, 900	218, 500	239, 300	276, 500	313, 500		20	190, 800	240, 900	260, 400	289, 100	320, 900
	21	169, 000	219, 200	239, 800	277, 400	314, 500		21	192, 500	241, 400	260, 900	289, 500	321, 900
	22	170, 200	220, 000	241, 100	278, 000	315, 900		22	194, 200	241, 900	261, 400	289, 900	323, 000
	23	171, 400	220, 800	242, 300	278, 700	317, 200		23	195, 800	242, 400	261, 900	290, 300	324, 100
	24	172, 600	221, 400	243, 200	279, 400	318, 500		24	197, 400	242, 900	262, 500	290, 700	325, 200
	25	173, 700	222, 100	244, 300	279, 900	319, 600		25	199, 000	243, 400	263, 300	291, 100	326, 200
	26	175, 200	222, 600	245, 500	280, 600	321, 000		26	200, 500	243, 900	263, 900	291, 500	327, 300
	27	176, 700	223, 000	246, 700	281, 400	322, 400		27	202, 000	244, 300	264, 500	291, 900	328, 400
	28	178, 200	223, 500	247, 900	282, 100	323, 800		28	203, 500	244, 800	265, 300	292, 300	329, 400
	29	179, 600	224, 100	248, 700	282, 900	325, 300		29	205, 000	245, 400	266, 100	292, 700	330, 400
	30	181, 000	225, 100	249, 800	283, 800	326, 500		30	206, 500	245, 900	266, 800	293, 100	331, 400
	31	182, 500	226, 000	251, 000	284, 600	327, 800		31	208, 000	246, 400	267, 400	293, 500	332, 400
	32	184, 000	226, 600	252, 100	285, 400	329, 000		32	209, 500	246, 800	268, 200	293, 900	333, 400
	33	185, 400	227, 100	253, 200	286, 100	330, 000		33	211, 000	247, 200	269, 000	294, 300	334, 400
	34	187, 100	228, 100	254, 100	287, 000	330, 900		34	212, 400	247, 700	269, 700	294, 800	335, 300
	35	188, 800	229, 100	255, 000	287, 900	332, 000		35	213, 800	248, 200	270, 400	295, 300	336, 400
	36	190, 500	230, 100	256, 000	288, 800	333, 100		36	215, 200	248, 600	271, 100	295, 800	337, 400
	37	192, 200	230, 600	257, 000	289, 400	334, 200		37	216, 600	249, 000	271, 800	296, 300	338, 400
	38	193, 300	231, 700	257, 800	290, 200	335, 200		38	217, 700	249, 500	272, 500	296, 800	339, 400
	39	194, 700	232, 800	258, 600	291, 000	336, 200		39	218, 800	250, 000	273, 200	297, 300	340, 400
	40	195, 800	233, 800	259, 500	291, 800	337, 200		40	219, 900	250, 400	273, 900	297, 800	341, 300
	41	196, 800	234, 500	260, 400	292, 400	338, 100		41	220, 900	250, 800	274, 600	298, 300	342, 200
	42	198, 200	235, 500	261, 300	293, 400	339, 000		42	221, 800	251, 300	275, 300	299, 000	343, 100
	43	199, 400	236, 400	262, 200	294, 400	339, 900		43	222, 700	251, 800	275, 900	299, 600	344, 000

改 正 前								改 正 後							
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800			44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900	
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700			45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800	
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700			46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800	
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700			47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800	
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600			48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700	
	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500			49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600	
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400			50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500	
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300			51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400	
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100			52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200	
	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900			53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000	
	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700			54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800	
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500			55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600	
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200			56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300	
	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900			57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000	
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700			58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800	
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500			59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600	
	60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100			60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200	
	61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800			61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900	
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500			62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500	
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200			63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200	
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900			64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900	
	65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500			65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500	
	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000			66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000	
	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500			67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500	
	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000			68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000	
	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400			69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400	
	70	221,100	255,100	284,300	312,300				70	238,100	261,400	289,800	316,000		
	71	221,400	255,500	285,100	312,800				71	238,400	261,700	290,300	316,500		
	72	221,700	255,800	285,800	313,300				72	238,700	261,900	290,800	317,000		
	73	221,900	256,000	286,500	313,600				73	238,900	262,100	291,300	317,300		
	74	222,300	256,300	287,200	314,100				74	239,200	262,400	291,800	317,800		
	75	222,600	256,700	287,900	314,600				75	239,500	262,700	292,200	318,300		
	76	223,000	257,100	288,700	315,000				76	239,700	262,900	292,600	318,700		
	77	223,200	257,400	289,200	315,200				77	239,900	263,100	293,000	318,900		
	78	223,700	257,800	289,700	315,500				78	240,200	263,400	293,400	319,200		
	79	224,000	258,200	290,100	315,800				79	240,500	263,700	293,800	319,400		

改 正 前							改 正 後						
80	224,300	258,600	290,500	316,100			80	240,700	263,900	294,200	319,700		
81	224,600	258,900	290,900	316,400			81	240,900	264,100	294,600	320,000		
82	224,900	259,200	291,300	316,700			82	241,200	264,400	295,000	320,300		
83	225,200	259,500	291,800	317,000			83	241,500	264,700	295,400	320,600		
84	225,500	259,700	292,300	317,300			84	241,700	264,900	295,900	320,800		
85	225,800	259,900	292,600	317,500			85	241,900	265,100	296,200	321,000		
86	226,100	260,100	293,100	317,900			86	242,200	265,300	296,700	321,300		
87	226,400	260,400	293,700	318,200			87	242,500	265,600	297,200	321,600		
88	226,700	260,700	294,200	318,400			88	242,700	265,900	297,700	321,800		
89	227,000	260,900	294,500	318,600			89	242,900	266,100	298,000	322,000		
90	227,400	261,100	295,000	318,900			90	243,200	266,300	298,500	322,300		
91	227,700	261,400	295,500	319,200			91	243,500	266,600	299,000	322,600		
92	228,000	261,600	295,800	319,500			92	243,700	266,800	299,300	322,900		
93	228,200	261,900	296,200	319,700			93	243,900	267,100	299,700	323,100		
94	228,500	262,200	296,700	320,000			94	244,200	267,400	300,200	323,400		
95	228,800	262,500	297,200	320,300			95	244,500	267,700	300,700	323,700		
96	229,100	262,700	297,700	320,500			96	244,700	267,900	301,200	323,900		
97	229,300	262,900	298,000	320,700			97	244,900	268,100	301,500	324,100		
98	229,600	263,200	298,400	321,000			98	245,200	268,400	301,900	324,400		
99	229,800	263,400	298,900	321,300			99	245,400	268,600	302,400	324,700		
100	230,100	263,700	299,400	321,500			100	245,700	268,900	302,900	324,900		
101	230,400	264,000	299,800	321,700			101	245,900	269,100	303,300	325,100		
102	230,600	264,200	300,200	322,000			102	246,100	269,300	303,700	325,400		
103	230,900	264,500	300,500	322,300			103	246,400	269,600	304,000	325,700		
104	231,200	264,800	300,800	322,500			104	246,700	269,900	304,300	325,900		
105	231,500	265,000	301,100	322,700			105	246,900	270,100	304,600	326,100		
106	232,000	265,200	301,500	323,000			106	247,200	270,300	305,000	326,400		
107	232,300	265,500	301,900	323,300			107	247,500	270,600	305,300	326,700		
108	232,600	265,700	302,300	323,500			108	247,700	270,800	305,700	326,900		
109	232,800	266,000	302,600	323,700			109	247,900	271,100	306,000	327,100		
110	233,200	266,300	303,000	324,000			110	248,200	271,400	306,400	327,400		
111	233,600	266,600	303,400	324,300			111	248,500	271,700	306,800	327,700		
112	233,900	266,800	303,700	324,500			112	248,700	271,900	307,100	327,900		
113	234,100	267,000	303,900	324,700			113	248,900	272,100	307,300	328,100		
114	234,600	267,300	304,200	325,000			114	249,200	272,400	307,600	328,400		
115	235,100	267,500	304,500	325,300			115	249,500	272,600	307,900	328,700		

改 正 前							改 正 後						
	116	235,600	267,700	304,700	325,500			116	249,700	272,800	308,100	328,900	
	117	235,900	268,000	304,900	325,700			117	249,900	273,100	308,300	329,100	
	118	236,300	268,300	305,200	326,000			118	250,200	273,400	308,600	329,400	
	119	236,700	268,600	305,500	326,300			119	250,500	273,700	308,900	329,700	
	120	237,000	268,900	305,700	326,500			120	250,700	273,900	309,100	329,900	
	121	237,400	269,100	305,900	326,700			121	250,900	274,100	309,300	330,100	
	122		269,300	306,200	327,000			122		274,300	309,600	330,400	
	123		269,600	306,500	327,300			123		274,600	309,900	330,700	
	124		269,900	306,700	327,500			124		274,900	310,100	330,900	
	125		270,100	306,900	327,700			125		275,100	310,300	331,100	
	126		270,300	307,200	328,000			126		275,300	310,600	331,400	
	127		270,600	307,500	328,300			127		275,600	310,900	331,700	
	128		270,900	307,700	328,500			128		275,900	311,100	331,900	
	129		271,100	307,900	328,700			129		276,100	311,300	332,100	
	130		271,300	308,200	329,000			130		276,300	311,600	332,400	
	131		271,600	308,500	329,300			131		276,600	311,900	332,700	
	132		271,900	308,700				132		276,900	312,100		
	133		272,100	308,900				133		277,100	312,300		
	134		272,300					134		277,300			
	135		272,600					135		277,600			
	136		272,900					136		277,900			
	137		273,100					137		278,100			
定年前再任用短 時間勤務職員		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700	定年前再任用短 時間勤務職員		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800
備考 (略)							備考 (略)						
別表第4 (第8条の3関係)							別表第4 (第8条の3関係)						
任期付職員給料表							任期付職員給料表						
職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	
1	181,800	196,200	208,000	219,200	246,400		1	207,400	220,000	230,000	239,600	265,300	

[illegible]

改 正 前	改 正 後
第1条～第32条 (略) (期末手当) 第33条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が定める職員を除く。第34条において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の232.5</u>」とする。 5・6 (略) 第33条の2・第33条の3 (略)	第1条～第32条 (略) (期末手当) 第33条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が定める職員を除く。第34条において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の123.75</u>」とする。 5・6 (略) 第33条の2・第33条の3 (略)

改 正 前	改 正 後
(勤勉手当) 第34条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、当該職員が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の127.5</u>) を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の61.25</u>) を乗じて得た額の総額 (3) (略) 3・4 (略) 第35条～第38条 (略) 4 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例 第1条～第14条 (略) (扶養手当) 第15条 (略)	(勤勉手当) 第34条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、当該職員が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額 (3) (略) 3・4 (略) 第35条～第38条 (略) 4 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例 第1条～第14条 (略) (扶養手当) 第15条 (略)

改 正 前	改 正 後
2 この条及び次条において「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） (2)～(6) (略) 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とし、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。 4 (略) (扶養手当の支給方法) 第16条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した	2 この条において「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1)～(5) (略) 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。 4 (略) 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 第16条 削除

改 正 前	改 正 後
<u>日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</u> 2 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日の、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に該当する事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日の、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> 3 <u>扶養手当は、これを受けている職員にさらに第1項第1号に該当する事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でな</u>	

改 正 前	改 正 後
<u>かったものが特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。ただし、扶養手当を受けている職員にさらに同号に該当する事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定については、前項ただし書の規定を準用する。</u> （地域手当） 第17条 （略） 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額とする。 第18条 （略） （通勤手当） 第19条 （略） 2 通勤手当の額は、支給単位期間（第1号に掲げる職員で2以上の交通機関等を利用するもの又は第3号に掲げる職員にあつては、それらの者の支給単位期間のうち最も期間が長いもの。以下この項において同じ。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）前項第1号に掲げる職員 教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月	（地域手当） 第17条 （略） 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。 第18条 （略） （通勤手当） 第19条 （略） 2 通勤手当の額は、支給単位期間（第1号に掲げる職員で2以上の交通機関等を利用するもの又は第3号に掲げる職員にあつては、それらの者の支給単位期間のうち最も期間が長いもの。以下この項において同じ。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）前項第1号に掲げる職員 教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月

改 正 前	改 正 後
数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>55,000円</u>を超えるときは、<u>55,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員にあつては<u>2,000円</u>、使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては<u>4,200円</u>、使用距離が10キロメートル以上である職員にあつては上限が<u>31,600円</u>で教育委員会規則で定める額	数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>150,000円</u>を超えるときは、<u>150,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）にあつては、その額からその額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 <u>2,000円</u> イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,200円</u> ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

改 正 前	改 正 後
(3) 前項第3号に掲げる職員 <u>1か月</u>当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（当該合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、<u>55,000円</u>）に<u>その者の支給単位期間の月数</u>を乗じて得た額 3～6 （略） 第20条 （略） （期末手当）	<u>員 15,800円</u> <u>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円</u> <u>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円</u> <u>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円</u> <u>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円</u> <u>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円</u> <u>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円</u> <u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円</u> (3) 前項第3号に掲げる職員 <u>支給単位期間につき、1か月</u>当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（当該合計額が<u>150,000円</u>を超えるときは、<u>150,000円</u>）に<u>支給単位期間の月数</u>を乗じて得た額 3～6 （略） 第20条 （略） （期末手当）

改 正 前	改 正 後
第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>（職務の級が6級の職員にあっては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。 4 (略) 第22条・第23条 (略) (勤勉手当) 第24条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、当該職員が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外のもの 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>（職務の級が6級の職員にあって	第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（職務の級が6級の職員にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4 (略) 第22条・第23条 (略) (勤勉手当) 第24条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、当該職員が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外のもの 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>（職務の級が6級の職員にあって

改 正 前								改 正 後							
は、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（職務の級が6級の職員にあっては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額 3・4 （略） 第25条～第35条 （略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第36条 第8条、第11条、<u>第15条、第16条及び第18条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 第37条～第39条 （略） 別表第1（第6条、第12条、附則第19項関係）								は、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（職務の級が6級の職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3・4 （略） 第25条～第35条 （略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第36条 第8条、第11条<u>及び第15条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 第37条～第39条 （略） 別表第1（第6条、第12条、附則第19項関係）							
教育職給料表								教育職給料表							
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	166,600	194,100	219,200	277,700	323,100	365,500	前再	1	188,000	220,000	239,600	292,100	335,000	373,400
任用	2	167,700	195,900	221,100	279,900	325,300	368,100	任用	2	189,700	221,700	241,500	294,300	336,900	376,000
短時	3	168,800	197,700	223,000	282,100	327,500	370,500	短時	3	191,300	223,000	243,400	296,500	338,700	378,300
間勤	4	169,900	199,500	224,900	284,300	329,500	372,900	間勤	4	192,900	224,300	245,300	298,700	340,500	380,500
務職	5	170,900	201,100	226,700	286,400	331,500	374,800	務職	5	194,500	225,600	247,100	300,800	342,200	382,400
員以	6	172,300	202,900	228,600	288,600	333,500	377,300	員以	6	196,200	226,700	249,000	303,000	343,900	384,700
外の	7	173,600	204,700	230,500	290,900	335,400	379,600	外の	7	197,800	227,800	250,900	305,300	345,500	386,800
職員	8	174,900	206,400	232,400	293,100	337,300	382,100	職員	8	199,400	228,900	252,800	307,500	347,200	388,800
	9	176,100	208,000	234,100	295,400	339,200	384,500		9	201,000	230,000	254,500	309,800	348,800	390,800
	10	177,600	209,700	236,000	297,500	341,200	387,100		10	202,700	231,500	256,400	311,500	350,500	393,100
	11	179,100	211,400	237,600	299,500	343,200	389,700		11	204,400	233,000	258,000	313,200	352,100	395,300

改 正 前								改 正 後							
12	180,700	212,900	239,200	301,400	345,200	392,300		12	206,100	234,500	259,600	314,700	353,700	397,500	
13	181,800	214,400	240,900	303,200	347,000	394,600		13	207,400	236,000	261,300	316,100	355,200	399,700	
14	183,200	216,200	242,400	305,000	349,000	396,900		14	209,000	237,500	262,300	317,400	356,900	402,000	
15	184,600	217,900	243,800	306,600	350,900	399,100		15	210,600	239,000	263,300	318,700	358,500	404,200	
16	186,000	219,600	245,200	308,200	352,800	401,400		16	212,100	240,500	264,300	320,000	360,100	406,500	
17	187,300	221,100	246,400	309,800	354,500	403,200		17	213,600	242,000	265,300	321,300	361,700	408,300	
18	189,600	222,600	248,000	312,000	356,500	405,100		18	215,200	243,400	266,300	323,100	363,500	410,200	
19	191,800	224,100	249,500	314,200	358,300	407,000		19	216,800	244,800	267,300	324,900	365,000	412,100	
20	194,000	225,600	250,900	316,200	360,200	408,800		20	218,400	246,200	268,300	326,600	366,600	413,900	
21	196,200	226,800	252,000	318,200	362,100	410,600		21	220,000	247,400	269,300	328,300	368,000	415,700	
22	197,900	228,200	253,400	320,200	364,000	412,400		22	221,700	248,600	270,300	330,000	369,600	417,500	
23	199,400	229,600	254,900	322,100	365,900	414,200		23	223,000	249,800	271,300	331,700	371,200	419,300	
24	200,900	231,000	256,200	324,000	367,800	416,000		24	224,300	251,000	272,300	333,400	372,700	421,100	
25	202,400	232,400	257,500	325,900	369,700	417,600		25	225,600	252,100	273,300	335,000	374,600	422,700	
26	203,800	234,000	258,700	327,900	371,600	419,100		26	226,700	253,200	274,300	336,700	376,500	424,200	
27	205,200	235,500	259,900	329,800	373,500	420,600		27	227,800	254,300	275,300	338,400	378,400	425,700	
28	206,600	236,900	261,100	331,700	375,400	422,100		28	228,900	255,400	276,400	340,000	380,200	427,200	
29	208,000	238,100	262,300	333,400	376,900	423,600		29	230,000	256,400	277,400	341,500	381,700	428,700	
30	209,300	239,700	263,600	335,400	378,700	424,900		30	231,100	257,400	278,700	343,100	383,500	430,000	
31	210,600	241,200	264,900	337,400	380,500	426,200		31	232,200	258,400	280,000	344,700	385,200	431,300	
32	211,900	242,600	266,200	339,300	382,100	427,400		32	233,300	259,400	281,200	346,200	386,800	432,500	
33	213,200	243,600	267,600	340,700	383,800	428,600		33	234,400	260,400	282,500	347,600	388,500	433,700	
34	214,400	245,100	269,100	342,600	385,200	429,900		34	235,400	261,300	283,800	349,300	389,900	435,000	
35	215,600	246,400	270,700	344,500	386,600	431,200		35	236,400	262,200	285,000	350,900	391,300	436,300	
36	216,700	247,600	272,200	346,400	388,000	432,400		36	237,300	263,100	286,200	352,500	392,700	437,500	
37	217,800	248,700	273,800	348,000	389,400	433,600		37	238,200	263,900	287,300	353,700	394,100	438,700	
38	218,900	249,700	275,500	349,900	390,600	434,400		38	239,100	264,700	288,500	355,200	395,300	439,500	
39	219,900	250,600	277,100	351,700	391,800	435,200		39	239,900	265,500	289,800	356,700	396,500	440,300	
40	220,900	251,500	278,700	353,500	392,800	436,000		40	240,700	266,300	291,100	358,200	397,500	441,100	
41	221,800	252,400	280,300	355,300	393,900	436,600		41	241,400	267,000	292,400	359,900	398,600	441,700	
42	222,700	253,300	281,800	357,100	395,100	437,300		42	242,000	267,800	293,400	361,700	399,800	442,300	
43	223,600	254,100	283,300	358,800	396,200	438,000		43	242,600	268,600	294,400	363,400	400,900	442,900	
44	224,500	254,900	284,800	360,500	397,300	438,700		44	243,200	269,300	295,500	365,100	402,000	443,500	
45	225,400	255,600	285,900	361,900	398,000	439,500		45	243,800	270,000	296,600	366,500	402,700	444,200	
46	226,300	256,700	287,500	363,200	398,700	440,300		46	244,400	270,800	297,800	367,800	403,400	445,000	
47	227,200	257,900	289,000	364,500	399,400	440,700		47	245,000	271,600	298,900	369,000	404,100	445,400	
48	228,100	259,000	290,500	365,900	400,100	441,400		48	245,500	272,300	300,100	370,400	404,800	446,100	
49	228,900	260,200	291,900	367,000	400,700	441,900		49	246,000	273,000	301,300	371,500	405,400	446,600	
50	229,800	261,400	293,500	367,900	401,300	442,300		50	246,400	273,800	302,600	372,400	406,000	447,000	
51	230,700	262,500	295,100	368,900	401,800	442,700		51	246,700	274,600	303,900	373,400	406,500	447,400	

改 正 前								改 正 後							
52	231,500	263,600	296,700	370,000	402,200	443,100		52	247,000	275,300	305,200	374,500	406,900	447,800	
53	231,800	264,700	298,200	370,800	402,600	443,500		53	247,300	276,000	306,500	375,300	407,300	448,200	
54	232,600	265,800	299,800	371,700	402,900	443,900		54	247,600	276,700	307,800	376,200	407,500	448,600	
55	233,300	266,900	301,300	372,600	403,200	444,300		55	247,900	277,400	309,100	377,100	407,800	449,000	
56	233,900	267,900	302,800	373,400	403,500	444,600		56	248,200	278,100	310,400	377,900	408,100	449,300	
57	234,500	268,900	304,400	374,200	403,800	444,900		57	248,500	278,800	311,700	378,700	408,400	449,600	
58	235,200	269,900	306,000	375,000	404,100	445,300		58	248,800	279,500	313,000	379,500	408,700	450,000	
59	235,800	270,900	307,600	375,800	404,400	445,600		59	249,100	280,200	314,300	380,300	409,000	450,300	
60	236,300	271,800	309,100	376,500	404,700	445,900		60	249,400	280,900	315,400	381,000	409,300	450,600	
61	236,800	272,700	310,000	377,200	405,000	446,200		61	249,700	281,500	316,300	381,700	409,500	450,900	
62	237,300	273,600	311,500	377,900	405,300	446,500		62	250,000	282,200	317,600	382,400	409,800	451,200	
63	237,800	274,500	313,000	378,600	405,600	446,800		63	250,300	282,800	318,900	383,100	410,100	451,500	
64	238,400	275,400	314,600	379,300	405,900	447,100		64	250,600	283,500	320,200	383,800	410,400	451,800	
65	238,900	276,300	316,200	379,800	406,200	447,400		65	250,900	284,100	321,400	384,300	410,600	452,100	
66	239,400	277,200	317,800	380,400	406,500			66	251,200	284,800	322,700	384,900	410,900		
67	239,900	278,100	319,300	381,000	406,800			67	251,500	285,400	323,900	385,500	411,200		
68	240,400	279,000	320,800	381,700	407,100			68	251,800	286,100	325,100	385,800	411,500		
69	240,900	280,000	322,200	382,000	407,300			69	252,100	286,700	326,400	386,100	411,700		
70	241,400	281,000	323,400		407,600			70	252,400	287,400	327,500		412,000		
71	241,800	281,900	324,500		407,900			71	252,700	288,000	328,600		412,300		
72	242,300	282,800	325,600		408,100			72	253,000	288,500	329,700		412,500		
73	242,800	283,300	326,300		408,300			73	253,300	289,000	330,400		412,700		
74	243,300	284,000	327,200		408,600			74	253,600	289,600	331,300		413,000		
75	243,800	284,700	328,000		408,900			75	253,900	290,100	332,000		413,300		
76	244,300	285,600	328,800		409,100			76	254,200	290,700	332,800		413,500		
77	244,700	286,600	329,600		409,300			77	254,500	291,200	333,600		413,700		
78	245,200	287,400	330,000		409,600			78	254,800	291,700	334,000		414,000		
79	245,600	288,200	330,600		409,900			79	255,100	292,300	334,600		414,300		
80	246,000	289,000	331,300		410,100			80	255,400	292,900	335,300		414,500		
81	246,400	289,700	332,100		410,300			81	255,700	293,400	336,100		414,700		
82	246,800	290,200	332,800		410,600			82	256,000	293,900	336,800		415,000		
83	247,200	290,600	333,500		410,900			83	256,300	294,300	337,500		415,300		
84	247,600	291,000	334,100		411,100			84	256,600	294,600	338,100		415,500		
85	248,000	291,200	334,600		411,300			85	256,900	294,800	338,600		415,700		
86	248,500	291,500	335,200					86	257,200	295,100	339,200				
87	248,800	291,700	335,700					87	257,500	295,300	339,700				
88	249,100	292,000	336,300					88	257,800	295,600	340,300				
89	249,400	292,200	336,600					89	258,100	295,800	340,600				
90			337,100					90			341,100				
91			337,500					91			341,500				

改 正 前								改 正 後							
	92			337,900					92			341,900			
	93			338,300					93			342,300			
	94			338,800					94			342,800			
	95			339,300					95			343,300			
	96			339,800					96			343,800			
	97			340,100					97			344,100			
	98			340,500					98			344,500			
	99			341,000					99			344,900			
	100			341,400					100			345,300			
	101			341,700					101			345,600			
	102			342,100					102			346,000			
	103			342,600					103			346,400			
	104			343,000					104			346,800			
	105			343,200					105			347,000			
	106			343,600					106			347,400			
	107			344,100					107			347,800			
	108			344,500					108			348,200			
	109			344,700					109			348,400			
	110			345,100					110			348,800			
	111			345,500					111			349,200			
	112			345,800					112			349,500			
	113			346,100					113			349,800			
	114			346,500					114			350,200			
	115			346,900					115			350,600			
	116			347,300					116			351,000			
	117			347,800					117			351,500			
	118			348,200					118			351,900			
	119			348,600					119			352,300			
	120			349,000					120			352,700			
	121			349,500					121			353,200			
	122			349,900					122			353,600			
	123			350,200					123			353,900			
	124			350,500					124			354,200			
	125			351,000					125			354,700			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職		188,700	216,200	245,900	290,700	316,200	358,000	定年 前再 任用 短時 間勤 務職		192,000	219,500	249,600	294,900	320,600	362,700

改 正 前	改 正 後
員	員
備考 (略)	備考 (略)
別表第2 (略)	別表第2 (略)
5 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例	5 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例
第1条～第20条 (略)	第1条～第20条 (略)
(期末手当)	(期末手当)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> （職務の級が6級の職員にあつては、 <u>100分の107.5</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> （職務の級が6級の職員にあつては、 <u>100分の105</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。
4 (略)	4 (略)
第22条・第23条 (略)	第22条・第23条 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第24条 (略)	第24条 (略)

改 正 前	改 正 後
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、当該職員が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外のもの 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>（職務の級が6級の職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（職務の級が6級の職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3・4 （略） 第25条～第39条 （略） 6 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条 （略） （給与の種類） 第2条 （略） 2 （略） 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、当該職員が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外のもの 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>（職務の級が6級の職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（職務の級が6級の職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3・4 （略） 第25条～第39条 （略） 6 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条 （略） （給与の種類） 第2条 （略） 2 （略） 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務

改 正 前	改 正 後
手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当とする。 第3条～第5条 （略） （扶養手当） 第6条 （略） 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u> (3)・(4) （略） (5) 身体又は精神に障害を有する者 第6条の2～第14条の2 （略） <u>（特定任期付職員業績手当）</u> <u>第14条の3 特定任期付職員業績手当は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員採用法」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下単に「特定任期付職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に</u>	手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 第3条～第5条 （略） （扶養手当） 第6条 （略） 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> <u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> (3)・(4) （略） (5) 身体又は精神に障害を有する者 <u>（前各号に該当する者を除く。）</u> 第6条の2～第14条の2 （略）

改 正 前	改 正 後
<u>対して支給する。</u> 第15条～第18条 （略） （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第19条 第5条、第6条、<u>第6条の3</u>及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は任期付職員採用法第5条又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。 （特定任期付職員についての適用除外等） 第19条の2 第4条から第6条まで、第6条の3、第9条、第10条、<u>第12条及び第14条の2</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 第20条 （略）	第15条～第18条 （略） （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第19条 第5条、第6条及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。 <u>2 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員採用法」という。）第5条又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u> （特定任期付職員についての適用除外等） 第19条の2 第4条から第6条まで、第6条の3、第9条、第10条<u>及び第12条</u>の規定は、<u>任期付職員採用法第7条第1項に規定する</u>特定任期付職員には適用しない。 第20条 （略）

議案第 39 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型
認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の
教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

職員の仕事と介護との両立に関する支援について、国家公務員において勤
務環境の整備等が義務化されることを踏まえて規定を整備するため、関係条
例の一部を改正するものである。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(案)

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「年度ごと」を「年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごと」に改める。

第12条第1項中「定める者」の次に「（第14条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第14条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第14条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(介護との両立に係る勤務環境の整備に関する措置)

第14条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第15条中「非常勤職員」を「前2条に定めるものを除くほか、非常勤職員」に、「前条」を「第14条」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和2年池田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「定める者」の次に「（第16条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

本則に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（介護との両立に係る勤務環境の整備に関する措置）

第17条 教育委員会は、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前２号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型
認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部改正について

1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 27 年池田市条例第 3 号）の
一部改正〔第 1 条関係〕

(1) 文言の整備を行うものであること。

（第 9 条及び第 12 条関係）

(2) 仕事と介護との両立に資する制度又は措置に関し、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認及び 40 歳に達した職員に対する情報提供の義務について定めるものであること。

（第 14 条の 2 関係）

(3) 仕事と介護との両立に係る職員の勤務環境の整備に関する措置について定めるものであること。

（第 14 条の 3 関係）

(4) 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等に係る委任規定について、所要の整備を行うものであること。

（第 15 条関係）

2 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和 2 年池田市条例第 29 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

(1) 仕事と介護との両立に資する制度又は措置に関し、配偶者等が介護を必要とする状況に至った池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員（以下「教育職員」という。）に対する意向確認及び 40 歳に達した教育職員に

対する情報提供の義務について定めるものであること。

(第 16 条関係)

(2) 仕事と介護との両立に係る教育職員の勤務環境の整備に関する措置について定めるものであること。

(第 17 条関係)

3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第39号 参 考

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第1条～第8条 （略） （年次休暇） 第9条 年次休暇は、1の<u>年度ごと</u>における休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （1）・（2） （略） 2・3 （略） 第10条・第11条 （略） （介護休暇） 第12条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間	1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第1条～第8条 （略） （年次休暇） 第9条 年次休暇は、1の<u>年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごと</u>における休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （1）・（2） （略） 2・3 （略） 第10条・第11条 （略） （介護休暇） 第12条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第14条の2第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、

改 正 前	改 正 後
(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) 第12条の2～第14条 (略)	かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) 第12条の2～第14条 (略) <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u> <u>第14条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>(介護との両立に係る勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第14条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備</u>

改 正 前	改 正 後
(非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第15条 <u>非常勤職員</u> (定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等は、第2条から<u>前条</u>までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。 第16条 (略) 2 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第1条～第11条 (略) (介護休暇) 第12条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、教育委員会規則の定めるところにより職員の申出に基づき要介護者1人につき当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で教育委員会が指定する期間(以下「指定期間」という。)内に	<u>に関する措置</u> (非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第15条 <u>前2条に定めるものを除くほか、非常勤職員</u> (定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等は、第2条から<u>第14条</u>までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。 第16条 (略) 2 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第1条～第11条 (略) (介護休暇) 第12条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者<u>(第16条第1項において「配偶者等」という。)</u>で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、教育委員会規則の定めるところにより職員の申出に基づき要介護者1人につき当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で教育委員

改 正 前	改 正 後
において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 (略) 第13条～第15条 (略)	会が指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 (略) 第13条～第15条 (略) <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u> <u>第16条 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>(介護との両立に係る勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第17条 教育委員会は、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>

議案第 40 号

令和 6 年度

池田市病院事業会計補正予算

(第 2 号)

令和6年度池田市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度池田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和6年度池田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 病院事業費用	15,001,341	221,027	15,222,368
第1項 医業費用	14,803,265	221,027	15,024,292

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(1) 職員給与費「6,829,470千円」を「7,050,497千円」に改める。

令和7年2月26日 提 出

大阪府池田市長 瀧 澤 智 子

令和6年度池田市病院事業会計補正予算実施計画

収 益 の 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
病 院 事 業 費 用			15,001,341	221,027	15,222,368
	医 業 費 用		14,803,265	221,027	15,024,292
		給 与 費	6,829,470	221,027	7,050,497

令和6年度池田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益又は当年度純損失（△）	△	801,685
減価償却費		568,107
退職給付引当金の増減額（△は減少）		36,952
賞与引当金・法定福利費引当金の増減額（△は減少）		67,212
貸倒引当金の増減額（△は減少）		545
長期前受金戻入	△	37,168
受取利息	△	36
支払利息		91,296
固定資産除却費		16,900
未収金の増減額（△は増加）	△	38,264
未払金の増減額（△は減少）		753,419
小計		657,278
利息の受取額		36
利息の支払額	△	91,296
業務活動によるキャッシュ・フロー		566,018

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	767,816
寄附金等による収入		<u>2,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	765,816

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		844,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	878,874
リース債務の返済による支出	△	23,072
他会計からの出資による収入		<u>541,209</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		483,863

資金増加額（又は減少額）		284,065
資金期首残高		<u>3,602,185</u>
資金期末残高		<u><u>3,886,250</u></u>

補正予算給与費明細書

1. 総括

()内は、短時間勤務職員 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)		給 与 費					法定福利費	合 計	備 考
	特別職	一般職	給 料	給料調整額	手 当	報 酬	計			
補正後	1	(276) 559	3,140,637	32,145	2,578,737	264,371	6,015,890	1,002,184	7,018,074	児童手当32,423千円を除く。
補正前	1	(276) 559	3,057,279	32,145	2,455,148	264,371	5,808,943	988,104	6,797,047	児童手当32,423千円を除く。
比 較	0	(0) 0	83,358	0	123,589	0	206,947	14,080	221,027	

※ 手当及び法定福利費については、引当金繰入額を含む。

(単位：千円)

手当の	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	初任給調整手当	時間外勤務手当	
	補正後	52,098	92,136	364,602	90,319	299,144	
	補正前	52,098	92,136	352,011	90,319	290,060	
	比 較	0	0	12,591	0	9,084	
内 訳	区 分	通 勤 手 当	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	宿 日 直 手 当	退 職 給 付 費
	補正後	56,488	62,917	148,604	1,134,340	65,319	212,770
	補正前	56,488	62,917	148,159	1,062,991	64,961	183,008
	比 較	0	0	445	71,349	358	29,762

ア. 会計年度任用職員以外の職員

()内は、短時間勤務職員 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)		給 与 費					法定福利費	合 計	備 考
	特別職	一般職	給 料	給料調整額	手 当	報 酬	計			
補正後	1	(6) 559	2,202,674	32,145	2,371,826	264,371	4,871,016	856,934	5,727,950	児童手当32,423千円を除く。
補正前	1	(6) 559	2,119,316	32,145	2,248,237	264,371	4,664,069	842,854	5,506,923	児童手当32,423千円を除く。
比 較	0	(0) 0	83,358	0	123,589	0	206,947	14,080	221,027	

※ 手当及び法定福利費については、引当金繰入額を含む。

(単位：千円)

手当の	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	初任給調整手当	時間外勤務手当	
	補正後	49,205	92,136	364,602	90,319	209,847	
	補正前	49,205	92,136	352,011	90,319	200,763	
	比 較	0	0	12,591	0	9,084	
内 訳	区 分	通 勤 手 当	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	宿 日 直 手 当	退 職 給 付 費
	補正後	38,736	49,663	144,947	1,075,928	43,673	212,770
	補正前	38,736	49,663	144,502	1,004,579	43,315	183,008
	比 較	0	0	445	71,349	358	29,762

イ．会計年度任用職員

()内は、短時間勤務職員 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)		給 与 費					法定福利費	合 計	備 考
	特別職	一般職	給 料	給料調整額	手 当	報 酬	計			
補正後	—	(270) —	937,963	—	206,911	—	1,144,874	145,250	1,290,124	
補正前	—	(270) —	937,963	—	206,911	—	1,144,874	145,250	1,290,124	
比 較	—	(0) —	0	—	0	—	0	0	0	

※ 手当及び法定福利費については、引当金繰入額を含む。

(単位：千円)

手当の	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	初任給調整手当	時間外勤務手当	
	補正後	2,893	—	—	—	89,297	
	補正前	2,893	—	—	—	89,297	
	比 較	0	—	—	—	0	
内 訳	区 分	通 勤 手 当	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	宿 日 直 手 当	退 職 給 付 費
	補正後	17,752	13,254	3,657	58,412	21,646	—
	補正前	17,752	13,254	3,657	58,412	21,646	—
	比 較	0	0	0	0	0	—

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考												
給 料	83,358	給与改定に伴う増加分	83,358		給料表の改定状況 改 定 率 3.00% 実施時期 令和6年4月												
手 当	123,589	給与改定に伴う増加分	123,589	地 域 手 当 12,591 時間外勤務手当 9,084 特殊勤務手当 445 期末勤勉手当 71,349 宿 日 直 手 当 358 退 職 給 付 費 29,762	諸手当の改定状況 期末勤勉手当 <table><tr><td>区 分</td><td>6 月</td><td>1 2 月</td><td>計</td></tr><tr><td>補正後</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(1.225月分) 2.350月分</td><td>(2.400月分) 4.600月分</td></tr><tr><td>補正前</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(2.350月分) 4.500月分</td></tr></table> () 内は、定年前再任用短時間勤務職員	区 分	6 月	1 2 月	計	補正後	(1.175月分) 2.250月分	(1.225月分) 2.350月分	(2.400月分) 4.600月分	補正前	(1.175月分) 2.250月分	(1.175月分) 2.250月分	(2.350月分) 4.500月分
区 分	6 月	1 2 月	計														
補正後	(1.175月分) 2.250月分	(1.225月分) 2.350月分	(2.400月分) 4.600月分														
補正前	(1.175月分) 2.250月分	(1.175月分) 2.250月分	(2.350月分) 4.500月分														

令和6年度池田市病院事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産	千円	千円	千円	千円
(ア) 土 地		6,145,361		
(イ) 建 物	19,137,553			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 13,849,871</u>	5,287,682		
(ウ) 構 築 物	507,441			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 505,441</u>	2,000		
(エ) 器 械 及 び 備 品	5,762,803			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4,488,900</u>	1,273,903		
(オ) 車 両	1,689			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,605</u>	84		
(カ) リ ー ス 資 産	206,000			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 98,153</u>	107,847		
(キ) 建 設 仮 勘 定		<u>46,182</u>		
有形固定資産合計			12,863,059	

(2) 無 形 固 定 資 産				
(7) 電 話 加 入 権		2,243		
(イ) その他無形固定資産		<u>18,936</u>		
無形固定資産合計			21,179	
(3) 投 資				
(7) 修学資金貸付金	2,400			
貸倒引当金	<u>△ 2,400</u>	<u>0</u>		
投資合計			<u>0</u>	
固定資産合計				12,884,238
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			3,886,250	
(2) 未 収 金		2,061,217		
貸倒引当金		<u>△ 13,141</u>	2,048,076	
(3) 貯 蔵 品			<u>45,308</u>	
流動資産合計				<u>5,979,634</u>
資産合計				<u><u>18,863,872</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

(7) 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

3,963,358

企業債合計

3,963,358

(2) リース債務

39,973

(3) 引当金

(7) 退職給付引当金

1,736,493

引当金合計

1,736,493

固定負債合計

5,739,824

4 流動負債

(1) 企業債

(7) 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

916,335

企業債合計

916,335

(2) リース債務

23,465

(3) 未払金

2,121,961

(4) 引当金

(7) 賞与引当金

351,455

(4) 法定福利費引当金

67,978

引当金合計

419,433

(5) 預り金

69,402

流動負債合計

3,550,596

5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		390,050	
収 益 化 累 計 額		<u>△ 231,059</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>158,991</u>
負 債 合 計			9,449,411
	資 本 の 部		
6 資 本 金			25,839,945
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
(ｱ) 受 贈 財 産 評 価 額	<u>11,380</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		11,380	
(2) 利 益 剰 余 金			
(ｱ) 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>16,436,864</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>△ 16,436,864</u>	
剰 余 金 合 計			<u>△ 16,425,484</u>
資 本 合 計			<u>9,414,461</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>18,863,872</u></u>

議案第 40 号 説 明

令和 6 年度

池田市病院事業会計補正予算説明

(第 2 号)

収 益 の 支 出

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	補 正 後 予 定 額	節	金 額	説 明
		千円	千円	千円		千円	千円
病院事業費用		15,001,341	221,027	15,222,368			
医 業 費 用		14,803,265	221,027	15,024,292			
	給 与 費	6,829,470	221,027	7,050,497			
					給 料	83,358	一般職給 83,358 追加
					手 当 等	83,212	地域手当 12,591 追加 時間外勤務手当 9,084 追加 特殊勤務手当 445 追加 期末手当 31,777 追加 勤勉手当 28,957 追加 宿日直手当 358 追加
					賞 与 引 当 金 繰 入 額	10,615	賞与引当金繰入額 10,615 追加
					退 職 給 付 費	29,762	退職給付引当金繰入額 29,762 追加
					法 定 福 利 費	11,936	共済組合負担金 11,936 追加
					法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	2,144	法定福利費引当金繰入額 2,144 追加

議案第 4 1 号

令和 6 年 度

池 田 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算

(第 2 号)

令和6年度池田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度池田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度池田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（単位 千円）

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 水 道 事 業 費 用		2, 3 3 2, 7 5 1	1 2, 7 1 6	2, 3 4 5, 4 6 7
	1 営 業 費 用	2, 1 4 7, 0 0 7	1 2, 7 1 6	2, 1 5 9, 7 2 3

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「1, 194, 612千円」を「1, 196, 766千円」に改め、
資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(単位 千円)

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 資 本 的 支 出		2, 3 6 1, 3 2 4	2, 1 5 4	2, 3 6 3, 4 7 8
	3 第2次施設整備費	1, 5 6 8, 6 0 5	2, 1 5 4	1, 5 7 0, 7 5 9

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	3 9 9, 9 5 6	1 4, 8 7 0	4 1 4, 8 2 6

令和 7 年 2 月 2 6 日 提 出

大阪府池田市長 瀧 澤 智 子

令和6年度池田市水道事業会計補正予算実施計画

収 益 の 支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 水 道 事 業 費 用			2, 3 3 2, 7 5 1	1 2, 7 1 6	2, 3 4 5, 4 6 7
	1 営 業 費 用		2, 1 4 7, 0 0 7	1 2, 7 1 6	2, 1 5 9, 7 2 3
		1 浄 水 費	6 7 1, 8 3 5	4, 4 7 0	6 7 6, 3 0 5
		2 配 水 費	1 7 5, 2 5 0	9 4 2	1 7 6, 1 9 2
		3 給 水 費	1 3, 6 4 5	9 1 5	1 4, 5 6 0
		4 業 務 費	1 6 7, 5 5 4	4 8 1	1 6 8, 0 3 5
		5 総 係 費	2 0 3, 7 7 9	5, 9 0 8	2 0 9, 6 8 7

資 本 の 支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 資 本 の 支 出			2, 3 6 1, 3 2 4	2, 1 5 4	2, 3 6 3, 4 7 8
	3 第 2 次 施設整備費		1, 5 6 8, 6 0 5	2, 1 5 4	1, 5 7 0, 7 5 9
		1 事 務 費	6 3, 5 1 7	2, 1 5 4	6 5, 6 7 1

令和6年度池田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益又は当年度純損失 (△)		1 9, 6 6 5
減価償却費		9 1 2, 2 5 2
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△	9 6
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		2 3, 7 8 5
賞与等引当金の増減額 (△は減少)		1, 6 3 0
長期前受金戻入	△	1 3 4, 1 8 2
受取利息	△	3 1
支払利息		1 0 1, 1 8 4
固定資産除売却費		2, 7 8 4
未収金の増減額 (△は増加)		1 9, 6 4 9
未払金の増減額 (△は減少)	△	6 5, 3 7 1
小 計		8 8 1, 2 6 9
利息の受取額		3 1
利息の支払額	△	1 0 1, 1 8 4
業務活動によるキャッシュ・フロー		7 8 0, 1 1 6

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	1,442,565
有形固定資産の売却による収入		2
工事負担金による収入		26,228
国庫補助金による収入		17,000
国庫補助金の返還による支出	△	1,546
一般会計および他の特別会計からの繰入金による収入		<u>840</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	1,400,041

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		971,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	<u>664,505</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		306,795

資金増加額（又は減少額）	△	313,130
資金期首残高		<u>2,677,444</u>
資金期末残高		<u><u>2,364,314</u></u>

補正予算給与費明細書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	給 料	手 当	計			
補 正 後	1人	(3人) 45人	177,681	167,108	344,789	66,632	411,421	児童手当 3,405千円を除く。
補 正 前	1人	(3人) 45人	172,785	158,057	330,842	65,709	396,551	児童手当 3,405千円を除く。
比 較	0人	(0人) 0人	4,896	9,051	13,947	923	14,870	

()内は、短時間勤務職員

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	6,446	9,444	28,772	4,434	2,816
	補 正 前	6,446	9,444	28,033	4,234	2,816
	比 較	0	0	739	200	0
	区 分	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	退 職 給 付 費	
	補 正 後	4,508	491	84,612	25,585	
	補 正 前	4,508	491	79,929	22,156	
	比 較	0	0	4,683	3,429	

イ. 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	給 料	手 当	計			
補 正 後	1人	(2人) 45人	175,263	166,200	341,463	66,109	407,572	児童手当 3,405千円を除く。
補 正 前	1人	(2人) 45人	170,367	157,149	327,516	65,186	392,702	児童手当 3,405千円を除く。
比 較	0人	(0人) 0人	4,896	9,051	13,947	923	14,870	

()内は、短時間勤務職員

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当		地 域 手 当		時間外勤務手当		通 勤 手 当	
	補 正 後	6,446	9,444		28,772		4,434		2,816	
	補 正 前	6,446	9,444		28,033		4,234		2,816	
	比 較	0	0		739		200		0	
	区 分	住 居 手 当		特殊勤務手当		期末勤勉手当			退 職 給 付 費	
	補 正 後	4,508		491		83,704			25,585	
	補 正 前	4,508		491		79,021			22,156	
	比 較	0		0		4,683			3,429	

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	説 明	備 考												
給 料	4,896	給与改定に伴う増加分		給料表の改定状況 改 定 率 3.00% 実施時期 令和6年4月												
手 当	9,051	給与改定に伴う増加分	地域手当 739 時間外勤務手当 200 期末勤勉手当 4,683 退職給付費 3,429	諸手当の改定状況 期末勤勉手当 <table><tr><th>区 分</th><th>6 月</th><th>1 2 月</th><th>計</th></tr><tr><td>補正後</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(1.225月分) 2.350月分</td><td>(2.400月分) 4.600月分</td></tr><tr><td>補正前</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(2.350月分) 4.500月分</td></tr></table> () 内は、定年前再任用短時間勤務職員	区 分	6 月	1 2 月	計	補正後	(1.175月分) 2.250月分	(1.225月分) 2.350月分	(2.400月分) 4.600月分	補正前	(1.175月分) 2.250月分	(1.175月分) 2.250月分	(2.350月分) 4.500月分
区 分	6 月	1 2 月	計													
補正後	(1.175月分) 2.250月分	(1.225月分) 2.350月分	(2.400月分) 4.600月分													
補正前	(1.175月分) 2.250月分	(1.175月分) 2.250月分	(2.350月分) 4.500月分													

令和6年度池田市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		2, 1 4 1, 5 5 8
ロ 建 物	8 0 2, 4 3 1	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4 3 7, 5 5 4</u>	3 6 4, 8 7 7
ハ 構 築 物	2 4, 2 4 6, 4 1 2	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1 2, 1 1 1, 0 9 9</u>	1 2, 1 3 5, 3 1 3
ニ 機 械 及 び 装 置	1 0, 4 5 4, 2 5 8	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 7, 2 4 7, 4 6 6</u>	3, 2 0 6, 7 9 2
ホ 車 両 運 搬 具	3 9, 7 2 2	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 3 3, 5 6 1</u>	6, 1 6 1
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	2 1 6, 5 8 1	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1 5 3, 0 4 5</u>	6 3, 5 3 6
ト 建 設 仮 勘 定		<u>1, 0 0 3, 5 2 9</u>
有 形 固 定 資 産 合 計		1 8, 9 2 1, 7 6 6

(2) 無 形 固 定 資 産			
イ ダ ム 使 用 権	6 5 1, 9 0 6		
ロ 電 話 加 入 権	<u>7 7 8</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計		<u>6 5 2, 6 8 4</u>	
固 定 資 産 合 計			1 9, 5 7 4, 4 5 0
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		2, 3 6 4, 3 1 4	
(2) 未 収 金	2 9 1, 3 8 4		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 5, 1 3 5</u>	2 8 6, 2 4 9	
(3) 貯 蔵 品		<u>2 3, 5 4 8</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2, 6 7 4, 1 1 1</u>
資 産 合 計			<u><u>2 2, 2 4 8, 5 6 1</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

8, 0 7 2, 4 2 1

企 業 債 合 計

8, 0 7 2, 4 2 1

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

3 6 6, 2 7 8

引 当 金 合 計

3 6 6, 2 7 8

固 定 負 債 合 計

8, 4 3 8, 6 9 9

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

7 0 0, 5 0 2

企 業 債 合 計

7 0 0, 5 0 2

(2) 預 り 金

9 2, 2 1 8

(3) 未 払 金

1 3 9, 8 2 8

(4) 引 当 金

イ 賞与等引当金

3 5, 3 0 3

引 当 金 合 計

3 5, 3 0 3

流 動 負 債 合 計

9 6 7, 8 5 1

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

5, 8 8 5, 1 7 8

収 益 化 累 計 額

△ 3, 7 1 7, 4 1 9

繰 延 収 益 合 計

2, 1 6 7, 7 5 9

負 債 合 計

1 1, 5 7 4, 3 0 9

資 本 の 部

6 資 本 金

1 0, 0 3 5, 3 2 9

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 産 評 価 額

7 2 1, 6 7 0

資 本 剰 余 金 合 計

7 2 1, 6 7 0

(2) 欠 損 金

イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金

8 2, 7 4 7

欠 損 金 合 計

8 2, 7 4 7

剰 余 金 合 計

6 3 8, 9 2 3

資 本 合 計

1 0, 6 7 4, 2 5 2

負 債 資 本 合 計

2 2, 2 4 8, 5 6 1

議案第41号 説 明

令和6年度

池田市水道事業会計補正予算説明

(第2号)

収 益 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 水道事業費用		千円 2,332,751	千円 12,716	千円 2,345,467		千円	千円
(1) 営 業 費 用		2,147,007	12,716	2,159,723			
	1 浄 水 費	671,835	4,470	676,305			
					給 料	1,801	一般職給 1,801 追加
					手 当 等	1,873	地域手当 271 追加 時間外勤務手当 57 追加 期末手当 805 追加 勤勉手当 740 追加
					賞与等引当金繰入額	496	賞与引当金繰入額 412 追加 法定福利費引当金繰入額 84 追加
					法 定 福 利 費	300	共済組合負担金 300 追加

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	2 配 水 費	千円 175,250	千円 942	千円 176,192		千円	千円
					給 料	320	一般職給 320 追加
					手 当 等	431	地域手当 48 追加 時間外勤務手当 20 追加 期末手当 185 追加 勤勉手当 178 追加
					賞与等引当金繰入額	118	賞与引当金繰入額 98 追加 法定福利費引当金繰入額 20 追加
					法 定 福 利 費	73	共済組合負担金 73 追加
	3 給 水 費	13,645	915	14,560			
					給 料	441	一般職給 441 追加
					手 当 等	338	地域手当 66 追加 時間外勤務手当 20 追加

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
		千円	千円	千円		千円	千円
							期末手当 135 追加
							勤勉手当 117 追加
					賞与等引当金繰入額	88	賞与引当金繰入額 73 追加 法定福利費引当金繰入額 15 追加
	4 業 務 費	167,554	481	168,035	法 定 福 利 費	48	共済組合負担金 48 追加
					給 料	240	一般職給 240 追加
					手 当 等	170	地域手当 36 追加 期末手当 72 追加 勤勉手当 62 追加
					賞与等引当金繰入額	45	賞与引当金繰入額 38 追加 法定福利費引当金繰入額 7 追加
					法 定 福 利 費	26	共済組合負担金 26 追加

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	5 総 係 費	千円 203,779	千円 5,908	千円 209,687		千円	千円
					給 料	1,049	一般職給 1,049 追加
					手 当 等	1,003	地域手当 157 追加 時間外勤務手当 20 追加 期末手当 449 追加 勤勉手当 377 追加
					賞与等引当金繰入額	265	賞与引当金繰入額 218 追加 法定福利費引当金繰入額 47 追加
					退職給付費	3,429	退職給付引当金繰入額 3,429 追加
					法定福利費	162	共済組合負担金 162 追加

資 本 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 資 本 の 支 出		千円 2,361,324	千円 2,154	千円 2,363,478		千円	千円
(3) 第 2 次 施 設 整 備 費		1,568,605	2,154	1,570,759			
	1 事 務 費	63,517	2,154	65,671			
					給 料	1,045	一般職給 1,045 追加
					手 当 等	968	地域手当 161 追加 時間外勤務手当 83 追加 期末手当 379 追加 勤勉手当 345 追加
					法 定 福 利 費	141	共済組合負担金 141 追加

議案第42号

令和6年度

池田市公共下水道事業会計補正予算

(第2号)

令和6年度池田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度池田市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度池田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 下水道事業収益		2, 9 8 0, 9 9 0	4, 5 1 7	2, 9 8 5, 5 0 7
	1 営 業 収 益	1, 9 4 7, 4 0 6	4, 3 8 5	1, 9 5 1, 7 9 1
	2 営 業 外 収 益	1, 0 3 3, 5 8 4	1 3 2	1, 0 3 3, 7 1 6

支 出

(単位 千円)

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 下水道事業費用		2, 9 7 9, 2 0 8	9, 8 8 9	2, 9 8 9, 0 9 7
	1 営 業 費 用	2, 8 2 1, 4 5 5	9, 8 8 9	2, 8 3 1, 3 4 4

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「8 3 1, 2 1 4千円」を「8 3 3, 0 8 3千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(単位 千円)

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 資 本 的 支 出		1, 9 1 8, 5 6 6	1, 8 6 9	1, 9 2 0, 4 3 5
	1 建 設 改 良 費	1, 1 7 5, 2 8 0	1, 8 6 9	1, 1 7 7, 1 4 9

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(単位 千円)

科	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1)	職 員 給 与 費	2 7 7, 9 1 9	1 1, 7 5 8	2 8 9, 6 7 7

令和 7 年 2 月 2 6 日 提 出

大阪府池田市長 瀧 澤 智 子

令和6年度池田市公共下水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 下水道事業収益			2, 9 8 0, 9 9 0	4, 5 1 7	2, 9 8 5, 5 0 7
	1 営 業 収 益		1, 9 4 7, 4 0 6	4, 3 8 5	1, 9 5 1, 7 9 1
		2 他 会 計 負 担 金	7 5 7, 2 7 8	4, 3 8 5	7 6 1, 6 6 3
	2 営 業 外 収 益		1, 0 3 3, 5 8 4	1 3 2	1, 0 3 3, 7 1 6
		2 他 会 計 補 助 金	8 1, 7 4 7	1 3 2	8 1, 8 7 9

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 下 水 道 事 業 費 用			2, 9 7 9, 2 0 8	9, 8 8 9	2, 9 8 9, 0 9 7
	1 営 業 費 用		2, 8 2 1, 4 5 5	9, 8 8 9	2, 8 3 1, 3 4 4
		1 管 渠 費	2 3 3, 9 4 4	2, 6 2 0	2 3 6, 5 6 4
		2 処 理 場 費	7 5 9, 3 9 5	2, 2 4 1	7 6 1, 6 3 6
		5 総 係 費	1 4 0, 7 2 9	5, 0 2 8	1 4 5, 7 5 7

資 本 の 支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 資 本 の 支 出			1, 9 1 8, 5 6 6	1, 8 6 9	1, 9 2 0, 4 3 5
	1 建 設 改 良 費		1, 1 7 5, 2 8 0	1, 8 6 9	1, 1 7 7, 1 4 9
		1 管 渠 布 設 費	1, 0 0 7, 1 4 5	1, 3 0 9	1, 0 0 8, 4 5 4
		2 処 理 場 建 設 費	1 2 5, 0 1 1	5 6 0	1 2 5, 5 7 1

令和6年度池田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益又は当年度純損失 (△)	△	7 0, 5 0 4
減価償却費		1, 4 7 5, 1 0 6
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△	2 9
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		1 6, 1 8 5
賞与等引当金の増減額 (△は減少)		1, 8 0 9
長期前受金戻入	△	8 4 1, 0 9 0
受取利息	△	1 9
支払利息		1 3 1, 8 7 8
固定資産除売却費		1 2, 2 4 7
未収金の増減額 (△は増加)		9 3, 4 2 3
未払金の増減額 (△は減少)	△	9 1 4, 1 0 9
その他		<u>5, 3 7 5</u>
小 計	△	8 9, 7 2 8
利息の受取額		1 9
利息の支払額	△	<u>1 3 1, 8 7 8</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△	2 2 1, 5 8 7

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	1, 1 3 4, 3 9 9
無形固定資産の取得による支出	△	2 3, 7 7 6
工事負担金による収入		5, 9 4 9
国庫補助金による収入		3 3 7, 7 2 7
一般会計および他の特別会計からの繰入金による収入		9 5 9
新規貸付による支出	△	1, 0 0 0
貸付金の回収による収入		2 1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	8 1 4, 5 1 9

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		7 7 5, 5 0 0
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	7 4 2, 2 8 6
他会計からの出資による収入		1 5, 9 3 4
財務活動によるキャッシュ・フロー		4 9, 1 4 8

資金増加額（又は減少額）	△	9 8 6, 9 5 8
資金期首残高		2, 7 6 3, 0 6 8
資金期末残高		1, 7 7 6, 1 1 0

補正予算給与費明細書

1. 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	—	(5人) 30人	85	123,649	118,694	242,428	44,299	286,727	児童手当 2,950千円を除く。
補 正 前	—	(5人) 30人	85	119,618	111,670	231,373	43,596	274,969	児童手当 2,950千円を除く。
比 較	—	(0人) 0人	0	4,031	7,024	11,055	703	11,758	

()内は、短時間勤務職員

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	3,341	9,336	19,644	4,215	2,837
	補 正 前	3,341	9,336	19,039	3,996	2,837
	比 較	0	0	605	219	0
	区 分	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	退 職 給 付 費	
	補 正 後	1,724	38	59,574	17,985	
	補 正 前	1,724	38	55,923	15,436	
	比 較	0	0	3,651	2,549	

イ．会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	—	(2人) 30人	85	118,266	116,651	235,002	43,525	278,527	児童手当 2,950千円を除く。
補 正 前	—	(2人) 30人	85	114,235	109,627	223,947	42,822	266,769	児童手当 2,950千円を除く。
比 較	—	(0人) 0人	0	4,031	7,024	11,055	703	11,758	

()内は、短時間勤務職員

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	3,341	9,336	19,644	4,215	2,813
	補 正 前	3,341	9,336	19,039	3,996	2,813
	比 較	0	0	605	219	0
	区 分	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	退 職 給 付 費	
	補 正 後	1,724	38	57,555	17,985	
	補 正 前	1,724	38	53,904	15,436	
	比 較	0	0	3,651	2,549	

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	説 明	備 考												
給 料	4,031	給与改定に伴う増加分		給料表の改定状況 改 定 率 3.00% 実施時期 令和6年4月												
手 当	7,024	給与改定に伴う増加分	地域手当 605 時間外勤務手当 219 期末勤勉手当 3,651 退職給付費 2,549	諸手当の改定状況 期末勤勉手当 <table><tr><td>区 分</td><td>6 月</td><td>1 2 月</td><td>計</td></tr><tr><td>補正後</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(1.225月分) 2.350月分</td><td>(2.400月分) 4.600月分</td></tr><tr><td>補正前</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(2.350月分) 4.500月分</td></tr></table> () 内は、定年前提任用短時間勤務職員	区 分	6 月	1 2 月	計	補正後	(1.175月分) 2.250月分	(1.225月分) 2.350月分	(2.400月分) 4.600月分	補正前	(1.175月分) 2.250月分	(1.175月分) 2.250月分	(2.350月分) 4.500月分
区 分	6 月	1 2 月	計													
補正後	(1.175月分) 2.250月分	(1.225月分) 2.350月分	(2.400月分) 4.600月分													
補正前	(1.175月分) 2.250月分	(1.175月分) 2.250月分	(2.350月分) 4.500月分													

令和6年度池田市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		2, 0 6 6, 9 1 9
ロ 建 物	1, 7 6 9, 3 5 1	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1, 2 8 2, 7 4 3</u>	4 8 6, 6 0 8
ハ 構 築 物	3 9, 6 4 1, 8 0 5	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1 5, 0 9 6, 4 0 7</u>	2 4, 5 4 5, 3 9 8
ニ 機 械 及 び 装 置	1 2, 9 7 0, 9 7 7	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 9, 1 5 6, 9 1 5</u>	3, 8 1 4, 0 6 2
ホ 車 両 運 搬 具	5, 5 5 2	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 5, 2 7 4</u>	2 7 8
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	9 8, 7 8 7	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 7 4, 5 8 8</u>	2 4, 1 9 9
ト 建 設 仮 勘 定		<u>4 0 1, 2 5 6</u>
有 形 固 定 資 産 合 計		3 1, 3 3 8, 7 2 0

(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権	<u>1, 2 2 1, 9 7 0</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計		1, 2 2 1, 9 7 0	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 長 期 貸 付 金	<u>9 7 9</u>		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>9 7 9</u>	
固 定 資 産 合 計			3 2, 5 6 1, 6 6 9
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1, 7 7 6, 1 1 0	
(2) 未 収 金	2 4 7, 5 2 3		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 2, 9 0 9</u>	<u>2 4 4, 6 1 4</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2, 0 2 0, 7 2 4</u>
資 産 合 計			<u><u>3 4, 5 8 2, 3 9 3</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

10,702,126

企 業 債 合 計

10,702,126

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

159,337

引 当 金 合 計

159,337

固 定 負 債 合 計

10,861,463

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

755,356

企 業 債 合 計

755,356

(2) 預 り 金

22

(3) 未 払 金

147,397

(4) 引 当 金

イ 賞与等引当金

22,838

引 当 金 合 計

22,838

流 動 負 債 合 計

925,613

5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金	32,763,135		
収 益 化 累 計 額	<u>△ 17,125,410</u>		
繰 延 収 益 合 計			<u>15,637,725</u>
負 債 合 計			27,424,801
資 本 の 部			
6 資 本 金			5,535,555
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,344,427		
ロ 国 庫 補 助 金	267,698		
ハ 府 補 助 金	369		
ニ その他 資 本 剰 余 金	<u>138,191</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		1,750,685	
(2) 欠 損 金			
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>128,648</u>		
欠 損 金 合 計		<u>128,648</u>	
剰 余 金 合 計			<u>1,622,037</u>
資 本 合 計			<u>7,157,592</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>34,582,393</u></u>

令和6年度財務諸表に係る注記

1 セグメント情報

(1) 報告セグメントごとの営業収益等

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

項目	公共下水道事業		合計
	汚水処理	雨水処理	
営業収益	1,081,991	761,663	1,843,654
営業費用	1,607,702	1,125,424	2,733,126
営業損益	△ 525,711	△ 363,761	△ 889,472
経常損益	△ 44,629	0	△ 44,629
セグメント資産	11,416,390	23,166,003	34,582,393
セグメント負債	10,520,111	16,904,690	27,424,801
その他の項目			
他会計負担金	0	761,663	761,663
他会計補助金	81,186	693	81,879
減価償却費	676,216	798,890	1,475,106
長期前受金戻入	387,836	453,254	841,090
特別損失	2,865	3,010	5,875
固定資産増加分	401,022	757,153	1,158,175

議案第42号 説 明

令和6年度

池田市公共下水道事業会計補正予算説明

(第2号)

収 益 の 収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 下水道事業収益		千円 2,980,990	千円 4,517	千円 2,985,507		千円	千円
(1) 営 業 収 益		1,947,406	4,385	1,951,791			
	2 他会計負担金	757,278	4,385	761,663			
					雨水処理負担金	4,385	雨水処理経費に係る 一般会計繰入金 4,385 追加
(2) 営 業 外 収 益		1,033,584	132	1,033,716			
	2 他会計補助金	81,747	132	81,879			
					一般会計補助金	132	水質規制経費等に係る 一般会計繰入金 132 追加

収 益 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 下水道事業費用		千円 2,979,208	千円 9,889	千円 2,989,097		千円	千円
(1) 営 業 費 用		2,821,455	9,889	2,831,344			
	1 管 渠 費	233,944	2,620	236,564			
					給 料	1,073	一般職給 1,073 追加
					手 当 等	1,110	地域手当 161 追加 時間外勤務手当 78 追加 期末手当 453 追加 勤勉手当 418 追加
					賞与等引当金繰入額	274	賞与引当金繰入額 229 追加 法定福利費引当金繰入額 45 追加

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
		千円	千円	千円	法 定 福 利 費	千円 163	千円 共済組合負担金 163 追加
	2 処 理 場 費	759,395	2,241	761,636			
					給 料	1,046	一般職給 1,046 追加
					手 当 等	840	地域手当 157 追加 時間外勤務手当 12 追加 期末手当 352 追加 勤勉手当 319 追加
					賞与等引当金繰入額	224	賞与引当金繰入額 187 追加 法定福利費引当金繰入額 37 追加
					法 定 福 利 費	131	共済組合負担金 131 追加
	5 総 係 費	140,729	5,028	145,757			

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
		千円	千円	千円		千円	千円
					給 料	1,073	一般職給 1,073 追加
					手 当 等	987	地域手当 161 追加 時間外勤務手当 31 追加 期末手当 407 追加 勤勉手当 388 追加
					賞 与 等 引 当 金 繰 入 額	272	賞与引当金繰入額 226 追加 法定福利費引当金繰入額 46 追加
					退 職 給 付 費	2,549	退職給付引当金繰入額 2,549 追加
					法 定 福 利 費	147	共済組合負担金 147 追加

資 本 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 資 本 の 支 出		千円 1,918,566	千円 1,869	千円 1,920,435		千円	千円
(1) 建 設 改 良 費		1,175,280	1,869	1,177,149			
	1 管 渠 布 設 費	1,007,145	1,309	1,008,454			
					給 料	573	一般職給 573 追加
					手 当 等	642	地域手当 86 追加 時間外勤務手当 85 追加 期末手当 246 追加 勤勉手当 225 追加
					法 定 福 利 費	94	共済組合負担金 94 追加
	2 処 理 場 建 設 費	125,011	560	125,571			

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
		千円	千円	千円	給 料	千円 266	一般職給 266 追加
					手 当 等	254	地域手当 40 追加 時間外勤務手当 13 追加 期末手当 106 追加 勤勉手当 95 追加
					法 定 福 利 費	40	共済組合負担金 40 追加

議案第43号

令和6年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度池田市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,207千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

11,045,692千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		1,089,867	5,207	1,095,074
	1 他 会 計 繰 入 金	1,089,867	5,207	1,095,074
歳 入 合 計		11,040,485	5,207	11,045,692

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		216,666	5,207	221,873
	1 総 務 管 理 費	196,897	3,786	200,683
	2 徴 収 費	19,445	1,421	20,866
歳 出 合 計		11,040,485	5,207	11,045,692

令和 6 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

国民健康保険特別会計 第 4 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	1,089,867	5,207	1,095,074
歳入合計	11,040,485	5,207	11,045,692

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 総務費	216,666	5,207	221,873				5,207
歳出合計	11,040,485	5,207	11,045,692				5,207

歳

入

2 歳 入

(款) 4 繰 入 金

(項) 1 他 会 計 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	1,089,867	5,207	1,095,074	4 職員給与費 等繰入金	5,207	職員給与費等繰入金 5,207 追加
計	1,089,867	5,207	1,095,074			

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	194,912	3,786	198,698				3,786	2 給 料	1,905	一般職給	1,905 追加
								3 職員手当等	1,626	地域手当	286 追加
										時間外勤務手当	46 追加
										期末手当	682 追加
										勤勉手当	612 追加
4 共 済 費	255	共済組合負担金	255 追加								
計	196,897	3,786	200,683				3,786				

(款) 1 総 務 費

(項) 2 徴 収 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 賦課徴収費	15,945	1,421	17,366				1,421	2 給 料	797	一般職給	797 追加
								3 職員手当等	555	地域手当	120 追加
										期末手当	233 追加
										勤勉手当	202 追加
4 共 済 費	69	共済組合負担金	69 追加								
計	19,445	1,421	20,866				1,421				

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

()内は、短時間勤務職員

区分	職員数	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(5) 人 11	千円 1,668	千円 52,904	千円 41,739	千円 96,311	千円 18,616	千円 114,927
補正前	(5) 人 11	1,668	50,202	39,558	91,428	18,292	109,720
比較	(0) 人 0	0	2,702	2,181	4,883	324	5,207

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当
	補正後	千円 480	千円 8,442	千円 1,900	千円 1,510	千円 2,760	千円 1,326
	補正前	480	8,036	1,900	1,464	2,760	1,326
	比較	0	406	0	46	0	0
	区分	特殊勤務手当	宿日直手当	期末勤勉手当	義務教育等 教員特別手当	単身赴任手当	退職手当
	補正後	千円 —	千円 —	千円 25,321	千円 —	千円 —	千円 —
	補正前	—	—	23,592	—	—	—
	比較	—	—	1,729	—	—	—

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考																		
給 料	千円 2,702	給与改定に伴う 増加分	千円 2,702	千円	給料表の改定状況 改定率 3.00% 実 施 時 期 令和6年4月																		
職 員 手 当	2,181	給与改定に伴う 増加分	2,181	地域手当 406 時間外勤務手当 46 期末勤勉手当 1,729	諸手当の改定状況 期末勤勉手当 <table><tr><td>区 分</td><td>6 月</td><td>12 月</td><td>計</td></tr><tr><td rowspan="2">補 正 後</td><td>(1. 175月分)</td><td>(1. 225月分)</td><td>(2. 400月分)</td></tr><tr><td>2. 250月分</td><td>2. 350月分</td><td>4. 600月分</td></tr><tr><td rowspan="2">補 正 前</td><td>(1. 175月分)</td><td>(1. 175月分)</td><td>(2. 350月分)</td></tr><tr><td>2. 250月分</td><td>2. 250月分</td><td>4. 500月分</td></tr></table> ()内は、定年前再任用短時間勤務職員	区 分	6 月	12 月	計	補 正 後	(1. 175月分)	(1. 225月分)	(2. 400月分)	2. 250月分	2. 350月分	4. 600月分	補 正 前	(1. 175月分)	(1. 175月分)	(2. 350月分)	2. 250月分	2. 250月分	4. 500月分
区 分	6 月	12 月	計																				
補 正 後	(1. 175月分)	(1. 225月分)	(2. 400月分)																				
	2. 250月分	2. 350月分	4. 600月分																				
補 正 前	(1. 175月分)	(1. 175月分)	(2. 350月分)																				
	2. 250月分	2. 250月分	4. 500月分																				

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 民 健 康 保 険 料		2, 226, 675	—	2, 226, 675
	1 国 民 健 康 保 険 料	2, 226, 675	—	2, 226, 675
2 使 用 料 及 び 手 数 料		600	—	600
	1 手 数 料	600	—	600
3 府 支 出 金		7, 262, 820	—	7, 262, 820
	1 府 補 助 金	7, 262, 820	—	7, 262, 820
4 繰 入 金		1, 089, 867	5, 207	1, 095, 074
	1 他 会 計 繰 入 金	1, 089, 867	5, 207	1, 095, 074
5 諸 収 入		22, 020	—	22, 020
	1 預 金 利 子	20	—	20
	2 雑 入	19, 000	—	19, 000
	3 延 滞 金 加 算 及 び 過 料	3, 000	—	3, 000
6 国 庫 支 出 金		7, 822	—	7, 822
	1 国 庫 補 助 金	7, 822	—	7, 822
7 繰 越 金		430, 681	—	430, 681
	1 繰 越 金	430, 681	—	430, 681
歳 入 合 計		11, 040, 485	5, 207	11, 045, 692

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		216,666	5,207	221,873
	1 総 務 管 理 費	196,897	3,786	200,683
	2 徴 収 費	19,445	1,421	20,866
	3 運 営 協 議 会 費	324	—	324
2 保 険 給 付 費		7,082,205	—	7,082,205
	1 療 養 諸 費	6,093,621	—	6,093,621
	2 高 額 療 養 費	922,251	—	922,251
	3 移 送 費	100	—	100
	4 出 産 育 児 諸 費	40,017	—	40,017
	5 葬 祭 諸 費	7,500	—	7,500
	6 精 神 ・ 結 核 医 療 給 付 費	18,303	—	18,303
	7 そ の 他 諸 費	413	—	413
3 国民健康保険事業費納付金		3,188,918	—	3,188,918
	1 医 療 給 付 費 分	2,287,276	—	2,287,276
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	664,738	—	664,738
	3 介 護 納 付 金 分	236,904	—	236,904
4 保 健 事 業 費		108,379	—	108,379
	1 保 健 事 業 費	30,456	—	30,456

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	77,923	—	77,923
5 公 債 費		1,483	—	1,483
	1 一 般 公 債 費	1,483	—	1,483
6 諸 支 出 金		16,837	—	16,837
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	16,837	—	16,837
7 予 備 費		425,997	—	425,997
	1 予 備 費	425,997	—	425,997
歳 出 合 計		11,040,485	5,207	11,045,692

議案第44号

令和6年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度池田市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,026千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,834,392千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰 入 金		1,948,622	7,026	1,955,648
	1 他 会 計 繰 入 金	1,725,254	7,026	1,732,280
歳 入 合 計		10,827,366	7,026	10,834,392

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		365,882	5,928	371,810
	1 総 務 管 理 費	215,411	4,812	220,223
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	149,271	1,116	150,387
3 地 域 支 援 事 業 費		621,788	1,098	622,886
	1 包括的支援事業・任意事業費	187,852	1,098	188,950
歳 出 合 計		10,827,366	7,026	10,834,392

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

介護保険事業特別会計 第4号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
8 繰 入 金	1,948,622	7,026	1,955,648
歳 入 合 計	10,827,366	7,026	10,834,392

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	365,882	5,928	371,810				5,928
3 地 域 支 援 事 業 費	621,788	1,098	622,886				1,098
歳 出 合 計	10,827,366	7,026	10,834,392				7,026

歳

入

2 歳 入

(款) 8 繰 入 金

(項) 1 他 会 計 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	1,725,254	7,026	1,732,280	2 職員給与費 等 繰 入 金	7,026	職員給与費等繰入金 7,026 追加
計	1,725,254	7,026	1,732,280			

出

歳

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	215, 411	4, 812	220, 223				4, 812	2 給 料	2, 427	一般職給 2, 427 追加
								3 職員手当等	2, 056	地域手当 364 追加
										時間外勤務手当 13 追加
										期末手当 882 追加
								勤勉手当 797 追加		
								4 共 済 費	329	共済組合負担金 329 追加
計	215, 411	4, 812	220, 223				4, 812			

(款) 1 総 務 費

(項) 3 介 護 認 定 審 査 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 共同介護 認定審査 会事業費	70,469	1,116	71,585				1,116	2 給 料	612	一般職給 612 追加
								3 職員手当等	451	地域手当 92 追加
										時間外勤務手当 27 追加
										期末手当 178 追加
								勤勉手当 154 追加		
								4 共 済 費	53	共済組合負担金 53 追加
計	149,271	1,116	150,387				1,116			

(款) 3 地 域 支 援 事 業 費

(項) 1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 任意事業費	36, 598	1, 098	37, 696				1, 098	2 給 料	590	一般職給 590 追加
								3 職員手当等	456	地域手当 89 追加
										時間外勤務手当 44 追加
										期末手当 173 追加
										勤勉手当 150 追加
								4 共 済 費	52	共済組合負担金 52 追加
計	187, 852	1, 098	188, 950				1, 098			

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

()内は、短時間勤務職員

区分	職員数	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(16) 人 15	千円 24,110	千円 68,912	千円 61,310	千円 154,332	千円 29,218	千円 183,550
補正前	(16) 人 15	24,110	65,283	58,347	147,740	28,784	176,524
比較	(0) 人 0	0	3,629	2,963	6,592	434	7,026

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当
	補正後	千円 1,096	千円 11,118	千円 1,802	千円 1,959	千円 3,391	千円 1,685
	補正前	1,096	10,573	1,802	1,875	3,391	1,685
	比較	0	545	0	84	0	0
	区分	特殊勤務手当	宿日直手当	期末勤勉手当	義務教育等 教員特別手当	単身赴任手当	退職手当
	補正後	千円 —	千円 —	千円 40,259	千円 —	千円 —	千円 —
	補正前	—	—	37,925	—	—	—
	比較	—	—	2,334	—	—	—

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考																		
給 料	千円 3,629	給与改定に伴う 増加分	千円 3,629	千円	給料表の改定状況 改定率 3.00% 実 施 時 期 令和6年4月																		
職 員 手 当	2,963	給与改定に伴う 増加分	2,963	地域手当 545 時間外勤務手当 84 期末勤勉手当 2,334	諸手当の改定状況 期末勤勉手当 <table><tr><td>区 分</td><td>6 月</td><td>12 月</td><td>計</td></tr><tr><td rowspan="2">補 正 後</td><td>(1. 175月分)</td><td>(1. 225月分)</td><td>(2. 400月分)</td></tr><tr><td>2. 250月分</td><td>2. 350月分</td><td>4. 600月分</td></tr><tr><td rowspan="2">補 正 前</td><td>(1. 175月分)</td><td>(1. 175月分)</td><td>(2. 350月分)</td></tr><tr><td>2. 250月分</td><td>2. 250月分</td><td>4. 500月分</td></tr></table> ()内は、定年前再任用短時間勤務職員	区 分	6 月	12 月	計	補 正 後	(1. 175月分)	(1. 225月分)	(2. 400月分)	2. 250月分	2. 350月分	4. 600月分	補 正 前	(1. 175月分)	(1. 175月分)	(2. 350月分)	2. 250月分	2. 250月分	4. 500月分
区 分	6 月	12 月	計																				
補 正 後	(1. 175月分)	(1. 225月分)	(2. 400月分)																				
	2. 250月分	2. 350月分	4. 600月分																				
補 正 前	(1. 175月分)	(1. 175月分)	(2. 350月分)																				
	2. 250月分	2. 250月分	4. 500月分																				

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		23,844	—	23,844
	1 負 担 金	23,844	—	23,844
2 介 護 保 険 料		2,051,452	—	2,051,452
	1 介 護 保 険 料	2,051,452	—	2,051,452
3 使 用 料 及 び 手 数 料		425	—	425
	1 手 数 料	425	—	425
4 国 庫 支 出 金		2,424,240	—	2,424,240
	1 国 庫 負 担 金	1,774,136	—	1,774,136
	2 国 庫 補 助 金	650,104	—	650,104
5 支 払 基 金 交 付 金		2,709,382	—	2,709,382
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,709,382	—	2,709,382
6 府 支 出 金		1,436,578	—	1,436,578
	1 府 負 担 金	1,346,202	—	1,346,202
	2 府 補 助 金	90,376	—	90,376
7 財 産 収 入		781	—	781
	1 財 産 運 用 収 入	781	—	781
8 繰 入 金		1,948,622	7,026	1,955,648
	1 他 会 計 繰 入 金	1,725,254	7,026	1,732,280

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 繰 入 金	223,368	—	223,368
9 諸 収 入		235	—	235
	1 預 金 利 子	10	—	10
	2 雑 入	224	—	224
	3 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1	—	1
10 繰 越 金		231,807	—	231,807
	1 繰 越 金	231,807	—	231,807
歳 入 合 計		10,827,366	7,026	10,834,392

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		365,882	5,928	371,810
	1 総 務 管 理 費	215,411	4,812	220,223
	2 徴 収 費	1,200	—	1,200
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	149,271	1,116	150,387
2 保 険 給 付 費		9,601,039	—	9,601,039
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	8,689,205	—	8,689,205
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	363,416	—	363,416
	3 そ の 他 諸 費	8,382	—	8,382
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	304,031	—	304,031
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	44,677	—	44,677
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	191,328	—	191,328
3 地 域 支 援 事 業 費		621,788	1,098	622,886
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	187,852	1,098	188,950
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	415,683	—	415,683
	3 そ の 他 諸 費	1,533	—	1,533
	4 一 般 介 護 予 防 事 業 費	16,720	—	16,720
4 公 債 費		970	—	970
	1 一 般 公 債 費	970	—	970

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		24,712	—	24,712
	1 基 金 積 立 金	24,712	—	24,712
6 諸 支 出 金		212,975	—	212,975
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	212,975	—	212,975
歳 出 合 計		10,827,366	7,026	10,834,392

議案第45号

令和6年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度池田市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,570千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,445,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		435,933	2,570	438,503
	1 他 会 計 繰 入 金	435,933	2,570	438,503
歳 入 合 計		2,442,878	2,570	2,445,448

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		90,651	2,570	93,221
	1 総 務 管 理 費	89,751	2,570	92,321
歳 出 合 計		2,442,878	2,570	2,445,448

令和 6 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

後期高齢者医療事業特別会計 第 3 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	435,933	2,570	438,503
歳入合計	2,442,878	2,570	2,445,448

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 総務費	90,651	2,570	93,221				2,570
歳出合計	2,442,878	2,570	2,445,448				2,570

入

歳

2 歳 入

(款) 3 繰 入 金

(項) 1 他 会 計 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	435,933	2,570	438,503	2 職員給与費 等 繰 入 金	2,570	職員給与費等繰入金 2,570 追加
計	435,933	2,570	438,503			

出

歳

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	89,751	2,570	92,321				2,570	2 給 料	1,328	一般職給 1,328 追加
								3 職員手当等	1,084	地域手当 200 追加
										時間外勤務手当 20 追加
										期末手当 456 追加
										勤勉手当 408 追加
4 共 済 費	158	共済組合負担金 158 追加								
計	89,751	2,570	92,321				2,570			

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

()内は、短時間勤務職員

区分	職員数	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(3)人 5	千円 —	千円 26,837	千円 21,306	千円 48,143	千円 9,295	千円 57,438
補正前	(3)人 5	—	25,509	20,222	45,731	9,137	54,868
比較	(0)人 0	—	1,328	1,084	2,412	158	2,570

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当
	補正後	千円 498	千円 4,381	千円 330	千円 741	千円 1,728	千円 879
	補正前	498	4,181	330	721	1,728	879
	比較	0	200	0	20	0	0
	区分	特殊勤務手当	宿日直手当	期末勤勉手当	義務教育等 教員特別手当	単身赴任手当	退職手当
	補正後	千円 —	千円 —	千円 12,749	千円 —	千円 —	千円 —
	補正前	—	—	11,885	—	—	—
	比較	—	—	864	—	—	—

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考																		
給 料	千円 1,328	給与改定に伴う 増加分	千円 1,328	千円	給料表の改定状況 改定率 3.00% 実 施 時 期 令和6年4月																		
職 員 手 当	1,084	給与改定に伴う 増加分	1,084	地域手当 200 時間外勤務手当 20 期末勤勉手当 864	諸手当の改定状況 期末勤勉手当 <table><tr><td>区 分</td><td>6 月</td><td>12 月</td><td>計</td></tr><tr><td rowspan="2">補 正 後</td><td>(1. 175月分)</td><td>(1. 225月分)</td><td>(2. 400月分)</td></tr><tr><td>2. 250月分</td><td>2. 350月分</td><td>4. 600月分</td></tr><tr><td rowspan="2">補 正 前</td><td>(1. 175月分)</td><td>(1. 175月分)</td><td>(2. 350月分)</td></tr><tr><td>2. 250月分</td><td>2. 250月分</td><td>4. 500月分</td></tr></table> ()内は、定年前再任用短時間勤務職員	区 分	6 月	12 月	計	補 正 後	(1. 175月分)	(1. 225月分)	(2. 400月分)	2. 250月分	2. 350月分	4. 600月分	補 正 前	(1. 175月分)	(1. 175月分)	(2. 350月分)	2. 250月分	2. 250月分	4. 500月分
区 分	6 月	12 月	計																				
補 正 後	(1. 175月分)	(1. 225月分)	(2. 400月分)																				
	2. 250月分	2. 350月分	4. 600月分																				
補 正 前	(1. 175月分)	(1. 175月分)	(2. 350月分)																				
	2. 250月分	2. 250月分	4. 500月分																				

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		1, 937, 674	—	1, 937, 674
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	1, 937, 674	—	1, 937, 674
2 使 用 料 及 び 手 数 料		126	—	126
	1 手 数 料	126	—	126
3 繰 入 金		435, 933	2, 570	438, 503
	1 他 会 計 繰 入 金	435, 933	2, 570	438, 503
4 諸 収 入		410	—	410
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	300	—	300
	2 預 金 利 子	10	—	10
	3 雑 入	100	—	100
5 繰 越 金		68, 735	—	68, 735
	1 繰 越 金	68, 735	—	68, 735
歳 入 合 計		2, 442, 878	2, 570	2, 445, 448

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		90,651	2,570	93,221
	1 総 務 管 理 費	89,751	2,570	92,321
	2 徴 収 費	900	—	900
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,330,027	—	2,330,027
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,330,027	—	2,330,027
3 保 健 事 業 費		16,100	—	16,100
	1 保 健 事 業 費	16,100	—	16,100
4 諸 支 出 金		6,100	—	6,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,100	—	6,100
歳 出 合 計		2,442,878	2,570	2,445,448

議案第46号

令和6年度池田市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度池田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,320,183千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
19	繰入金		3,112,576	260,000	3,372,576
		1 繰入金	3,112,576	260,000	3,372,576
	歳入	合計	47,060,183	260,000	47,320,183

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		400, 249	1, 866	402, 115
	1 議 会 費	400, 249	1, 866	402, 115
2 総 務 費		4, 702, 765	55, 032	4, 757, 797
	1 総 務 管 理 費	3, 546, 956	38, 645	3, 585, 601
	2 徴 税 費	746, 964	12, 344	759, 308
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	264, 869	2, 314	267, 183
	4 選 挙 費	84, 721	725	85, 446
	5 統 計 調 査 費	20, 646	492	21, 138
	6 監 査 委 員 費	38, 609	512	39, 121
3 民 生 費		21, 469, 475	68, 718	21, 538, 193
	1 社 会 福 祉 費	10, 535, 306	23, 560	10, 558, 866
	2 児 童 福 祉 費	9, 029, 623	40, 466	9, 070, 089
	3 生 活 保 護 費	1, 904, 166	4, 692	1, 908, 858
4 衛 生 費		4, 227, 869	19, 321	4, 247, 190
	1 保 健 衛 生 費	2, 698, 128	11, 412	2, 709, 540
	2 清 掃 費	1, 529, 741	7, 909	1, 537, 650
5 労 働 費		13, 688	339	14, 027
	1 労 働 諸 費	13, 688	339	14, 027

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 業 費		60,049	1,032	61,081
	1 農 林 費	60,049	1,032	61,081
7 商 工 費		266,549	801	267,350
	1 商 工 費	266,549	801	267,350
8 土 木 費		3,130,448	19,361	3,149,809
	1 土 木 管 理 費	469,588	11,168	480,756
	3 河 川 費	43,326	337	43,663
	4 都 市 計 画 費	1,869,768	7,856	1,877,624
9 消 防 費		1,800,088	54,431	1,854,519
	1 消 防 費	1,800,088	54,431	1,854,519
10 教 育 費		6,527,190	34,933	6,562,123
	1 教 育 総 務 費	1,748,509	7,625	1,756,134
	2 小 学 校 費	919,378	785	920,163
	3 中 学 校 費	672,695	487	673,182
	4 幼 稚 園 費	273,917	5,164	279,081
	5 給 食 セ ン タ ー 費	920,271	1,926	922,197
	6 社 会 教 育 費	1,992,420	18,946	2,011,366
12 諸 支 出 金		46,858	21	46,879

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 防 災 費	46,858	21	46,879
13 予 備 費		92,710	4,145	96,855
	1 予 備 費	92,710	4,145	96,855
歳 出 合 計		47,060,183	260,000	47,320,183

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 1 0 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	3,112,576	260,000	3,372,576
歳入合計	47,060,183	260,000	47,320,183

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	400,249	1,866	402,115				1,866	
2 総 務 費	4,702,765	55,032	4,757,797				55,032	
3 民 生 費	21,469,475	68,718	21,538,193				68,718	
4 衛 生 費	4,227,869	19,321	4,247,190				19,321	
5 労 働 費	13,688	339	14,027				339	
6 農 林 水 産 業 費	60,049	1,032	61,081				1,032	
7 商 工 費	266,549	801	267,350				801	
8 土 木 費	3,130,448	19,361	3,149,809				19,361	
9 消 防 費	1,800,088	54,431	1,854,519				54,431	
10 教 育 費	6,527,190	34,933	6,562,123				34,933	
12 諸 支 出 金	46,858	21	46,879				21	
13 予 備 費	92,710	4,145	96,855				4,145	
歳 出 合 計	47,060,183	260,000	47,320,183				260,000	

歳

入

2 歳 入

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	3, 103, 404	260, 000	3, 363, 404	1 財政調整基金繰入金	260, 000	財政調整基金繰入金 260, 000 追加
計	3, 112, 576	260, 000	3, 372, 576			

出

歳

3 歳 出

(款) 1 議 会 費

(項) 1 議 会 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 議 会 費	400, 249	1, 866	402, 115				1, 866	2 給 料	823	一般職給 823 追加
								3 職員手当等	895	地域手当 124 追加
										時間外勤務手当 26 追加
										期末手当 381 追加
								勤勉手当 364 追加		
								4 共 済 費	148	共済組合負担金 148 追加
計	400, 249	1, 866	402, 115				1, 866			

(款) 2 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	1,783,747	38,645	1,822,392				38,645	2 給 料	17,858	一般職給 17,858 追加
								3 職員手当等	18,375	地域手当 2,679 追加
										時間外勤務手当 756 追加
										期末手当 6,593 追加
										勤勉手当 6,009 追加
										退職手当 2,338 追加
4 共 済 費	2,412	共済組合負担金 2,412 追加								
計	3,546,956	38,645	3,585,601				38,645			

(款) 2 総 務 費

(項) 2 徴 税 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 税務総務費	289,519	12,344	301,863				12,344	2 給 料	6,371	一般職給 6,371 追加
								3 職員手当等	5,208	地域手当 956 追加
										時間外勤務手当 151 追加
										期末手当 2,168 追加
								勤勉手当 1,933 追加		
								4 共 済 費	765	共済組合負担金 765 追加
計	746,964	12,344	759,308				12,344			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 戸籍住民基本台帳費	264,869	2,314	267,183				2,314	2 給 料	1,092	一般職給 1,092 追加
								3 職員手当等	1,065	地域手当 164 追加
										時間外勤務手当 111 追加
										期末手当 414 追加
										勤勉手当 376 追加
							4 共 済 費	157	共済組合負担金 157 追加	
計	264,869	2,314	267,183				2,314			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 選挙管理 委員会費	34,755	689	35,444				689	2 給 料	299	一般職給 299 追加
								3 職員手当等	333	地域手当 45 追加
										時間外勤務手当 4 追加
										期末手当 143 追加
								勤勉手当 141 追加		
								4 共 済 費	57	共済組合負担金 57 追加
2 衆議院総選 挙最高裁 民審査費	49,966	36	50,002				36	3 職員手当等	36	時間外勤務手当 36 追加
計	84,721	725	85,446				725			

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 統計調査費	20, 646	492	21, 138				492	2 給 料	225	一般職給 225 追加
								3 職員手当等	228	地域手当 34 追加
										期末手当 102 追加
										勤勉手当 92 追加
								4 共 済 費	39	共済組合負担金 39 追加
計	20, 646	492	21, 138				492			

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 監査委員費	38,609	512	39,121				512	2 給 料	196	一般職給 196 追加
								3 職員手当等	269	地域手当 30 追加
										期末手当 121 追加
										勤勉手当 118 追加
								4 共 済 費	47	共済組合負担金 47 追加
計	38,609	512	39,121				512			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉 総 務 費	5, 625, 850	23, 193	5, 649, 043				23, 193	2 給 料	4, 331	一般職給	4, 331 追加
								3 職員手当等	3, 552	地域手当	650 追加
										時間外勤務手当	149 追加
										期末手当	1, 453 追加
										勤勉手当	1, 300 追加
4 共 済 費	507	共済組合負担金	507 追加								
27繰 出 金	14, 803	国民健康保険特別会計繰出									
		金	5, 207 追加								
		介護保険事業特別会計繰出									
		金	7, 026 追加								
		後期高齢者医療事業特別会									
計繰出金	2, 570 追加										
2 年 金 費	34, 958	367	35, 325				367	2 給 料	157	一般職給	157 追加
								3 職員手当等	179	地域手当	24 追加
										時間外勤務手当	1 追加
										期末手当	80 追加
勤勉手当	74 追加										
4 共 済 費	31	共済組合負担金	31 追加								
計	10, 535, 306	23, 560	10, 558, 866				23, 560				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総 務 費	5, 624, 360	40, 466	5, 664, 826				40, 466	2 給 料	20, 853	一般職給 20, 853 追加
								3 職員手当等	16, 987	地域手当 3, 128 追加
										時間外勤務手当 308 追加
										期末手当 7, 171 追加
								勤勉手当 6, 380 追加		
								4 共 済 費	2, 626	共済組合負担金 2, 626 追加
計	9, 029, 623	40, 466	9, 070, 089				40, 466			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 生活保護 総 務 費	239, 174	4, 692	243, 866				4, 692	2 給 料	2, 427	一般職給 2, 427 追加
								3 職員手当等	1, 977	地域手当 364 追加
										時間外勤務手当 81 追加
										期末手当 811 追加
										勤勉手当 721 追加
							4 共 済 費	288	共済組合負担金 288 追加	
計	1, 904, 166	4, 692	1, 908, 858				4, 692			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生 総 務 費	564,289	11,412	575,701				11,412	2 給 料	5,852	一般職給 5,852 追加
								3 職員手当等	4,815	地域手当 878 追加
										時間外勤務手当 123 追加
										期末手当 2,014 追加
								勤勉手当 1,800 追加		
								4 共 済 費	745	共済組合負担金 745 追加
計	2,698,128	11,412	2,709,540				11,412			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 清掃総務費	490,573	7,909	498,482				7,909	2 給 料	3,465	一般職給 3,465 追加
								3 職員手当等	3,834	地域手当 520 追加
										時間外勤務手当 210 追加
										期末手当 1,614 追加
										勤勉手当 1,490 追加
							4 共 済 費	610	共済組合負担金 610 追加	
計	1,529,741	7,909	1,537,650				7,909			

(款) 5 労 働 費

(項) 1 労 働 諸 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 労働諸費	13,688	339	14,027				339	2 給 料	179	一般職給 179 追加
								3 職員手当等	138	地域手当 27 追加
										期末手当 59 追加
										勤勉手当 52 追加
								4 共 済 費	22	共済組合負担金 22 追加
計	13,688	339	14,027				339			

(款) 6 農 林 水 産 業 費

(項) 1 農 林 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 農 林 業 総 務 費	30,698	1,032	31,730				1,032	2 給 料	528	一般職給 528 追加
								3 職員手当等	437	地域手当 80 追加
										時間外勤務手当 18 追加
										期末手当 180 追加
										勤勉手当 159 追加
								4 共 済 費	67	共済組合負担金 67 追加
計	60,049	1,032	61,081				1,032			

(款) 7 商 工 費

(項) 1 商 工 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 商工総務費	35,655	801	36,456				801	2 給 料	431	一般職給 431 追加
								3 職員手当等	321	地域手当 65 追加
										時間外勤務手当 8 追加
										期末手当 132 追加
								勤勉手当 116 追加		
								4 共 済 費	49	共済組合負担金 49 追加
計	266,549	801	267,350				801			

(款) 8 土 木 費

(項) 1 土 木 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 土木総務費	324,890	11,168	336,058				11,168	2 給 料	5,570	一般職給 5,570 追加
								3 職員手当等	4,835	地域手当 836 追加
										時間外勤務手当 100 追加
										期末手当 2,046 追加
										勤勉手当 1,853 追加
							4 共 済 費	763	共済組合負担金 763 追加	
計	469,588	11,168	480,756				11,168			

(款) 8 土 木 費

(項) 3 河 川 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 河川総務費	20,657	337	20,994				337	2 給 料	172	一般職給 172 追加
								3 職員手当等	143	地域手当 26 追加
										時間外勤務手当 8 追加
										期末手当 58 追加
								勤勉手当 51 追加		
								4 共 済 費	22	共済組合負担金 22 追加
計	43,326	337	43,663				337			

(款) 8 土 木 費

(項) 4 都 市 計 画 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 都市計画 総 務 費	127, 223	3, 339	130, 562				3, 339	2 給 料	1, 503	一般職給 1, 503 追加
								3 職員手当等	1, 600	地域手当 226 追加
										時間外勤務手当 182 追加
										期末手当 615 追加
								勤勉手当 577 追加		
								4 共 済 費	236	共済組合負担金 236 追加
4 下水道費	855, 918	4, 517	860, 435				4, 517	27 繰 出 金	4, 517	公共下水道企業会計繰出金 4, 517 追加
計	1, 869, 768	7, 856	1, 877, 624				7, 856			

(款) 9 消 防 費

(項) 1 消 防 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 常備消防費	1, 274, 609	54, 431	1, 329, 040				54, 431	2 給 料	26, 694	一般職給 26, 694 追加
								3 職員手当等	24, 450	地域手当 4, 004 追加
										時間外勤務手当 3, 415 追加
										期末手当 8, 877 追加
										勤勉手当 7, 896 追加
										退職手当 258 追加
4 共 済 費	3, 287	共済組合負担金 3, 287 追加								
計	1, 800, 088	54, 431	1, 854, 519				54, 431			

(款) 10 教 育 費

(項) 1 教 育 総 務 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 事務局費	1, 321, 434	7, 625	1, 329, 059				7, 625	2 給 料	3, 465	一般職給 3, 465 追加
								3 職員手当等	3, 653	地域手当 520 追加
										時間外勤務手当 70 追加
										期末手当 1, 450 追加
										勤勉手当 1, 340 追加
										退職手当 273 追加
4 共 済 費	507	共済組合負担金 507 追加								
計	1, 748, 509	7, 625	1, 756, 134				7, 625			

(款) 10 教 育 費

(項) 2 小 学 校 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	767,898	785	768,683				785	2 給 料	216	一般職給 216 追加
								3 職員手当等	481	地域手当 33 追加
										期末手当 228 追加
										勤勉手当 220 追加
								4 共 済 費	88	共済組合負担金 88 追加
計	919,378	785	920,163				785			

(款) 10 教 育 費

(項) 3 中 学 校 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	474,365	487	474,852				487	2 給 料	127	一般職給 127 追加
								3 職員手当等	305	地域手当 20 追加

(款) 10 教 育 費

(項) 3 中 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
* 学校管理費										期末手当 145 追加 勤勉手当 140 追加
								4 共 済 費	55	共済組合負担金 55 追加
計	672, 695	487	673, 182				487			

(款) 10 教 育 費

(項) 4 幼 稚 園 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 幼 稚 園 管 理 費	273,917	5,164	279,081				5,164	2 給 料	2,546	一般職給 2,546 追加
								3 職員手当等	2,251	地域手当 382 追加
										期末手当 979 追加
										勤勉手当 890 追加
								4 共 済 費	367	共済組合負担金 367 追加
計	273,917	5,164	279,081				5,164			

(款) 10 教 育 費

(項) 5 給 食 セ ン タ ー 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 給食センター管理費	920, 271	1, 926	922, 197				1, 926	2 給 料	961	一般職給	961 追加
								3 職員手当等	842	地域手当	145 追加
										時間外勤務手当	54 追加
										期末手当	338 追加
										勤勉手当	305 追加

								4 共 済 費	123	共済組合負担金 123 追加
計	920, 271	1, 926	922, 197				1, 926			

(款) 10 教 育 費

(項) 6 社 会 教 育 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会教育 管 理 費	800, 230	18, 946	819, 176				18, 946	2 給 料	9, 904	一般職給 9, 904 追加
								3 職員手当等	7, 943	地域手当 1, 486 追加
										時間外勤務手当 67 追加
										期末手当 3, 378 追加
								勤勉手当 3, 012 追加		
								4 共 済 費	1, 099	共済組合負担金 1, 099 追加
計	1, 992, 420	18, 946	2, 011, 366				18, 946			

(款) 12 諸 支 出 金

(項) 1 防 災 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 災害対策費	46, 858	11	46, 869				11	3 職員手当等	11	時間外勤務手当 11 追加
2 災害復興 支 援 費		10	10				10	3 職員手当等	10	時間外勤務手当 10 追加
計	46, 858	21	46, 879				21			

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	92, 710	4, 145	96, 855				4, 145			予備費 4, 145 追加
計	92, 710	4, 145	96, 855				4, 145			

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(925) 人 684	千円 1,556,270	千円 2,837,552	千円 3,036,551	千円 7,430,373	千円 1,340,861	千円 8,771,234
補 正 前	(925) 人 684	1,556,270	2,721,307	2,931,378	7,208,955	1,325,744	8,534,699
比 較	(0) 人 0	0	116,245	105,173	221,418	15,117	236,535

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時間外勤務手当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	千円 75,063	千円 458,903	千円 62,351	千円 163,976	千円 151,646	千円 64,082
	補 正 前	75,063	441,457	62,351	158,077	151,646	64,082
	比 較	0	17,446	0	5,899	0	0
	区 分	特 殊 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	期 末 勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	退 職 手 当
	補 正 後	千円 11,040	千円 —	千円 1,784,767	千円 2,091	千円 —	千円 262,632
	補 正 前	11,040	—	1,705,808	2,091	—	259,763
	比 較	0	—	78,959	0	—	2,869

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考															
給 料	千円 116,245	給与改定に伴う 増加分	千円 116,245	千円		給料表の改定状況 改定率 3.00% 実 施 時 期 令和6年4月															
職 員 手 当	105,173	給与改定に伴う 増加分	105,173	地域手当	17,446	諸手当の改定状況															
				時間外勤務手当	5,899	期末勤勉手当															
				期末勤勉手当	78,959	<table><tr><td>区 分</td><td>6 月</td><td>12 月</td><td>計</td></tr><tr><td>補 正 後</td><td>(1. 175月分) 2. 250月分</td><td>(1. 225月分) 2. 350月分</td><td>(2. 400月分) 4. 600月分</td></tr><tr><td>補 正 前</td><td>(1. 175月分) 2. 250月分</td><td>(1. 175月分) 2. 250月分</td><td>(2. 350月分) 4. 500月分</td></tr></table>				区 分	6 月	12 月	計	補 正 後	(1. 175月分) 2. 250月分	(1. 225月分) 2. 350月分	(2. 400月分) 4. 600月分	補 正 前	(1. 175月分) 2. 250月分	(1. 175月分) 2. 250月分	(2. 350月分) 4. 500月分
				区 分	6 月	12 月	計														
				補 正 後	(1. 175月分) 2. 250月分	(1. 225月分) 2. 350月分	(2. 400月分) 4. 600月分														
補 正 前	(1. 175月分) 2. 250月分	(1. 175月分) 2. 250月分	(2. 350月分) 4. 500月分																		
退職手当	2,869	()内は、定年前再任用短時間勤務職員																			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,518,100	—	16,518,100
	1 市 民 税	7,776,400	—	7,776,400
	2 固 定 資 産 税	6,554,000	—	6,554,000
	3 軽 自 動 車 税	132,700	—	132,700
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	4,000	—	4,000
	6 都 市 計 画 税	1,491,000	—	1,491,000
2 地 方 譲 与 税		234,500	—	234,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	39,000	—	39,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	129,000	—	129,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	52,000	—	52,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	14,500	—	14,500
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		130,000	—	130,000
	1 配 当 割 交 付 金	130,000	—	130,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		103,000	—	103,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	103,000	—	103,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		300,000	—	300,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	300,000	—	300,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,400,000	—	2,400,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,400,000	—	2,400,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		65,000	—	65,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	65,000	—	65,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		50,000	—	50,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	50,000	—	50,000
10 地 方 特 例 交 付 金		558,582	—	558,582
	1 地 方 特 例 交 付 金	558,082	—	558,082
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地 方 交 付 税		5,823,378	—	5,823,378
	1 地 方 交 付 税	5,823,378	—	5,823,378
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		322,131	—	322,131
	1 負 担 金	322,131	—	322,131

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		911, 573	—	911, 573
	1 使 用 料	652, 118	—	652, 118
	2 手 数 料	258, 403	—	258, 403
	3 証 紙 収 入	1, 052	—	1, 052
15 国 庫 支 出 金		8, 467, 591	—	8, 467, 591
	1 国 庫 負 担 金	6, 438, 176	—	6, 438, 176
	2 国 庫 補 助 金	749, 734	—	749, 734
	3 国 庫 委 託 金	68, 994	—	68, 994
	4 国 庫 交 付 金	1, 210, 687	—	1, 210, 687
16 府 支 出 金		3, 665, 156	—	3, 665, 156
	1 府 負 担 金	2, 843, 586	—	2, 843, 586
	2 府 補 助 金	431, 870	—	431, 870
	3 府 委 託 金	4, 467	—	4, 467
	4 府 交 付 金	385, 233	—	385, 233
17 財 産 収 入		19, 965	—	19, 965
	1 財 産 運 用 収 入	8, 916	—	8, 916
	2 財 産 売 払 収 入	11, 049	—	11, 049
18 寄 附 金		206, 168	—	206, 168

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	206,168	—	206,168
19 繰 入 金		3,112,576	260,000	3,372,576
	1 繰 入 金	3,112,576	260,000	3,372,576
20 諸 収 入		1,222,110	—	1,222,110
	1 延滞金加算金及び過料	15,000	—	15,000
	2 市 預 金 利 子	30	—	30
	3 貸付金元利収入	141,600	—	141,600
	4 収益事業収入	400,000	—	400,000
	5 受託事業収入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	663,980	—	663,980
21 市 債		2,903,600	—	2,903,600
	1 市 債	2,903,600	—	2,903,600
22 繰 越 金		20,753	—	20,753
	1 繰 越 金	20,753	—	20,753
歳 入 合 計		47,060,183	260,000	47,320,183

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		400,249	1,866	402,115
	1 議 会 費	400,249	1,866	402,115
2 総 務 費		4,702,765	55,032	4,757,797
	1 総 務 管 理 費	3,546,956	38,645	3,585,601
	2 徴 税 費	746,964	12,344	759,308
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	264,869	2,314	267,183
	4 選 挙 費	84,721	725	85,446
	5 統 計 調 査 費	20,646	492	21,138
	6 監 査 委 員 費	38,609	512	39,121
3 民 生 費		21,469,475	68,718	21,538,193
	1 社 会 福 祉 費	10,535,306	23,560	10,558,866
	2 児 童 福 祉 費	9,029,623	40,466	9,070,089
	3 生 活 保 護 費	1,904,166	4,692	1,908,858
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4,227,869	19,321	4,247,190
	1 保 健 衛 生 費	2,698,128	11,412	2,709,540
	2 清 掃 費	1,529,741	7,909	1,537,650
5 労 働 費		13,688	339	14,027

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 労 働 諸 費	13,688	339	14,027
6 農 林 水 産 業 費		60,049	1,032	61,081
	1 農 林 費	60,049	1,032	61,081
7 商 工 費		266,549	801	267,350
	1 商 工 費	266,549	801	267,350
8 土 木 費		3,130,448	19,361	3,149,809
	1 土 木 管 理 費	469,588	11,168	480,756
	2 道 路 橋 り よ う 費	582,120	—	582,120
	3 河 川 費	43,326	337	43,663
	4 都 市 計 画 費	1,869,768	7,856	1,877,624
	5 住 宅 費	165,278	—	165,278
	6 災 害 防 止 費	368	—	368
9 消 防 費		1,800,088	54,431	1,854,519
	1 消 防 費	1,800,088	54,431	1,854,519
10 教 育 費		6,527,190	34,933	6,562,123
	1 教 育 総 務 費	1,748,509	7,625	1,756,134
	2 小 学 校 費	919,378	785	920,163
	3 中 学 校 費	672,695	487	673,182

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	273,917	5,164	279,081
	5 給 食 セ ン タ ー 費	920,271	1,926	922,197
	6 社 会 教 育 費	1,992,420	18,946	2,011,366
11 公 債 費		4,322,245	—	4,322,245
	1 公 債 費	4,322,245	—	4,322,245
12 諸 支 出 金		46,858	21	46,879
	1 防 災 費	46,858	21	46,879
13 予 備 費		92,710	4,145	96,855
	1 予 備 費	92,710	4,145	96,855
歳 出 合 計		47,060,183	260,000	47,320,183

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	25,500,549	236,535	25,737,084
人件費	9,051,222	236,535	9,287,757
扶助費	12,127,082	—	12,127,082
公債費	4,322,245	—	4,322,245
投資的経費	3,431,658	—	3,431,658
その他	18,127,976	23,465	18,151,441
物件費	7,950,007	—	7,950,007
その他	10,177,969	23,465	10,201,434
合 計	47,060,183	260,000	47,320,183

一般会計

令和 6 年度		補正第 1 0 号		歳出款別節別内訳表										(単位：千円)	
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	158,188	150,885	328,735	99,653	1,380	8,392	14,618	19,347	24,494	1,024,929		123		1,830,744
2	給料	31,939	672,765	576,050	306,636	3,376	10,759	4,773	180,577	509,058	576,311				2,872,244
3	職員手当等	98,336	834,104	539,851	275,439	2,401	9,819	8,984	159,114	489,409	763,972		4,974		3,186,403
4	共済費	59,893	283,279	259,511	131,906	1,119	4,360	4,809	70,765	192,404	389,890				1,397,936
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	121	92,730	22,868	59,291		700	1,800	20	3,579	65,344		436		246,889
8	旅費	8,475	19,558	10,339	6,038	14	402	1,441	3,356	3,423	32,373				85,419
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	5,048	258,906	102,865	429,877	106	5,772	4,797	98,178	52,128	426,473		10,921		1,395,071
11	役務費	1,280	141,974	46,390	14,827	87	180	996	966	6,723	29,573		6,062		249,058
12	委託料	5,942	1,179,592	724,643	1,570,500		4,432	23,435	744,573	21,685	1,385,385		22,048		5,682,235
13	使用料及び賃借料	1,778	477,830	36,483	16,073		786	2,147	139,854	2,909	261,676		14		939,550
14	工事請負費	16,500		450,000	80,000				764,200	5,700	1,045,400				2,361,800
15	原材料費			227	129				737	40	4,314				5,447
16	公有財産購入費														
17	備品購入費	45	10,956	15,817	23,616			60	149	97,293	77,380		1,424		226,740
18	負担金補助及び交付金	13,570	138,541	2,823,678	157,835	5,544	5,173	61,478	104,444	424,977	395,372		824		4,131,436
19	扶助費		185	12,028,933	26,128						71,836				12,127,082
20	貸付金			2,224				138,000							140,224
21	補償補填及び賠償金		100	23,096	11,072				3,030		9,050				46,348
22	償還金利子及び割引料		279,086	275,011	189,051						2,298	4,322,245			5,067,691
23	投資及び出資金														
24	積立金		215,397	3,518	30,000			12	64				53		249,044
25	寄附金														
26	公課費		9	32	608					905	32				1,586
27	繰出金			3,267,922	818,511		10,306		860,435	19,692					4,976,866
	予備費													96,855	96,855
	()%	(0.8)	(10.0)	(45.5)	(9.0)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(6.7)	(3.9)	(13.9)	(9.2)	(0.1)	(0.2)	(100.0)
	計	402,115	4,757,797	21,538,193	4,247,190	14,027	61,081	267,350	3,149,809	1,854,519	6,562,123	4,322,245	46,879	96,855	47,320,183

一般会計

令和 6 年度		補正第 1 0 号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
1 報酬		1,830,744			1,830,744				1,830,744	
2 給料		2,872,244			2,872,244				2,872,244	
3 職員手当等		3,186,403			3,186,403				3,186,403	
4 共済費		1,397,936			1,397,936				1,397,936	
5 災害補償費		430			430				430	
6 恩給及び退職年金										
7 報償費								246,889	246,889	
8 旅費							85,419		85,419	
9 交際費							3,085		3,085	
10 需用費						120,000	1,275,071		1,395,071	
11 役務費						1,439	247,619		249,058	
12 委託料						403,469	5,278,766		5,682,235	
13 使用料及び賃借料						774	938,776		939,550	
14 工事請負費						2,361,800			2,361,800	
15 原材料費							5,447		5,447	
16 公有財産購入費										
17 備品購入費						110,916	115,824		226,740	
18 負担金補助及び交付金						416,460		3,714,976	4,131,436	
19 扶助費			12,127,082		12,127,082				12,127,082	
20 貸付金								140,224	140,224	
21 補償補填及び賠償金								46,348	46,348	
22 償還金利子及び割引料				4,322,245	4,322,245			745,446	5,067,691	
23 投資及び出資金										
24 積立金								249,044	249,044	
25 寄附金										
26 公課費								1,586	1,586	
27 繰出金						16,800		4,960,066	4,976,866	
予備費								96,855	96,855	
計 ()%		(19.6) 9,287,757	(25.6) 12,127,082	(9.2) 4,322,245	(54.4) 25,737,084	(7.2) 3,431,658	(16.8) 7,950,007	(21.6) 10,201,434	(100.0) 47,320,183	

議案第 47 号

令和 7 年度

池 田 市 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

令和 7 年度池田市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度池田市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第 2 条 令和 7 年度池田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 病 院 事 業 費 用	1 5, 4 2 7, 5 6 2	1 6 0, 7 8 0	1 5, 5 8 8, 3 4 2
第 1 項 医 業 費 用	1 4, 9 9 1, 4 0 0	1 6 0, 7 8 0	1 5, 1 5 2, 1 8 0

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(1) 職員給与費「7,054,539千円」を「7,215,319千円」に改める。

令和7年2月26日 提 出

大阪府池田市長 瀧 澤 智 子

令和 7 年度池田市病院事業会計補正予算実施計画

収 益 の 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
病 院 事 業 費 用			15,427,562	160,780	15,588,342
	医 業 費 用		14,991,400	160,780	15,152,180
		給 与 費	7,054,539	160,780	7,215,319

令和7年度池田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益又は当年度純損失（△）	△	954,159
減価償却費		592,042
退職給付引当金の増減額（△は減少）		140,667
賞与引当金・法定福利費引当金の増減額（△は減少）	△	20,245
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△	545
長期前受金戻入	△	36,822
受取利息	△	2,070
支払利息		80,754
固定資産除却費		53,000
未収金の増減額（△は増加）	△	27,495
未払金の増減額（△は減少）	△	16,127
小計	△	191,000
利息の受取額		2,070
利息の支払額	△	80,754
業務活動によるキャッシュ・フロー	△	269,684

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	3,254,092
寄附金等による収入		<u>2,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	3,252,092

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		3,579,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	916,335
リース債務の返済による支出	△	23,465
他会計からの出資による収入		<u>559,237</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,198,837

資金増加額（又は減少額）	△	322,939
資金期首残高		<u>4,064,756</u>
資金期末残高		<u><u>3,741,817</u></u>

補正予算給与費明細書

1. 総括

()内は、短時間勤務職員 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)		給 与 費					法定福利費	合 計	備 考
	特別職	一般職	給 料	給料調整額	手 当	報 酬	計			
補正後	1	(276) 554	3,137,824	32,844	2,756,083	265,292	6,192,043	981,216	7,173,259	児童手当42,060千円を除く。
補正前	1	(276) 554	3,064,654	32,844	2,677,390	265,292	6,040,180	972,299	7,012,479	児童手当42,060千円を除く。
比 較	0	(0) 0	73,170	0	78,693	0	151,863	8,917	160,780	

※ 手当及び法定福利費については、引当金繰入額を含む。

(単位：千円)

手当の	区 分	扶 養 手 当		管 理 職 手 当		地 域 手 当		初任給調整手当		時間外勤務手当			
	補正後	57,528		93,672		339,866		88,781		290,176			
	補正前	53,238		93,672		348,699		88,781		284,728			
	比 較	4,290		0		△ 8,833		0		5,448			
内 訳	区 分	通 勤 手 当		住 居 手 当		特殊勤務手当		期末勤勉手当		宿日直手当		退職給付費	
	補正後	58,701		65,002		283,410		1,088,563		143,447		246,937	
	補正前	58,701		65,002		281,731		1,045,316		142,120		215,402	
	比 較	0		0		1,679		43,247		1,327		31,535	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

()内は、短時間勤務職員 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)		給 与 費					法定福利費	合 計	備 考
	特別職	一般職	給 料	給料調整額	手 当	報 酬	計			
補正後	1	(11) 554	2,223,958	32,844	2,511,253	265,292	5,033,347	808,278	5,841,625	児童手当42,060千円を除く。
補正前	1	(11) 554	2,150,788	32,844	2,434,746	265,292	4,883,670	800,256	5,683,926	児童手当42,060千円を除く。
比 較	0	(0) 0	73,170	0	76,507	0	149,677	8,022	157,699	

※ 手当及び法定福利費については、引当金繰入額を含む。

(単位：千円)

手当の	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	初任給調整手当	時間外勤務手当	
	補正後	54,720	93,672	339,866	88,781	198,079	
	補正前	50,622	93,672	348,699	88,781	192,631	
	比 較	4,098	0	△ 8,833	0	5,448	
内 訳	区 分	通 勤 手 当	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	宿日直手当	退職給付費
	補正後	39,814	50,002	279,966	1,022,984	96,432	246,937
	補正前	39,814	50,002	278,287	981,731	95,105	215,402
	比 較	0	0	1,679	41,253	1,327	31,535

イ. 会計年度任用職員

()内は、短時間勤務職員 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)		給 与 費					法定福利費	合 計	備 考
	特別職	一般職	給 料	給料調整額	手 当	報 酬	計			
補正後	—	(265) —	913,866	—	244,830	—	1,158,696	172,938	1,331,634	
補正前	—	(265) —	913,866	—	242,644	—	1,156,510	172,043	1,328,553	
比 較	—	(0) —	0	—	2,186	—	2,186	895	3,081	

※ 手当及び法定福利費については、引当金繰入額を含む。

(単位：千円)

手当の	区 分	扶 養 手 当		管 理 職 手 当		地 域 手 当		初任給調整手当		時間外勤務手当			
	補正後	2,808		—		—		—		92,097			
	補正前	2,616		—		—		—		92,097			
	比 較	192		—		—		—		0			
内 訳	区 分	通 勤 手 当		住 居 手 当		特殊勤務手当		期末勤勉手当		宿日直手当		退職給付費	
	補正後	18,887		15,000		3,444		65,579		47,015		—	
	補正前	18,887		15,000		3,444		63,585		47,015		—	
	比 較	0		0		0		1,994		0		—	

２．給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考												
給 料	73,170	給与改定に伴う増加分	73,170		給料表の改定状況 改 定 率 3.00% 実施時期 令和6年4月												
手 当	78,693	給与改定に伴う増減分	78,693	扶 養 手 当 4,290 地 域 手 当 △8,833 時間外勤務手当 5,448 特殊勤務手当 1,679 期末勤勉手当 43,247 宿 日 直 手 当 1,327 退 職 給 付 費 31,535	諸手当の改定状況 ・扶養手当の支給月額 配偶者に係る支給月額を3,000円（一部管理職員は支給無）に、子に係る支給月額を11,500円に改定。 ・地域手当の支給率 支給率を15%から14%に改定。 期末勤勉手当 <table><tr><th>区 分</th><th>6 月</th><th>1 2 月</th><th>計</th></tr><tr><td>補正後</td><td>(1.200月分) 2.300月分</td><td>(1.200月分) 2.300月分</td><td>(2.400月分) 4.600月分</td></tr><tr><td>補正前</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(2.350月分) 4.500月分</td></tr></table> () 内は、定年前再任用短時間勤務職員 実施時期 令和7年4月	区 分	6 月	1 2 月	計	補正後	(1.200月分) 2.300月分	(1.200月分) 2.300月分	(2.400月分) 4.600月分	補正前	(1.175月分) 2.250月分	(1.175月分) 2.250月分	(2.350月分) 4.500月分
区 分	6 月	1 2 月	計														
補正後	(1.200月分) 2.300月分	(1.200月分) 2.300月分	(2.400月分) 4.600月分														
補正前	(1.175月分) 2.250月分	(1.175月分) 2.250月分	(2.350月分) 4.500月分														

令和7年度池田市病院事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産	千円	千円	千円	千円
(ア) 土 地		6,145,361		
(イ) 建 物	19,736,418			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 14,176,460</u>	5,559,958		
(ロ) 構 築 物	507,441			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 506,441</u>	1,000		
(ハ) 器 械 及 び 備 品	7,289,874			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 3,731,743</u>	3,558,131		
(ニ) 車 両	1,689			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,605</u>	84		
(ホ) リ ー ス 資 産	206,000			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 112,243</u>	93,757		
(ヘ) 建 設 仮 勘 定		<u>113,818</u>		
有形固定資産合計			15,472,109	

(2) 無 形 固 定 資 産			
(ｱ) 電 話 加 入 権	2,243		
(ｲ) その他無形固定資産	<u>18,936</u>		
無形固定資産合計		21,179	
(3) 投 資			
固 定 資 産 合 計			15,493,288
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		3,741,817	
(2) 未 収 金	2,088,712		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 12,596</u>	2,076,116	
(3) 貯 蔵 品		<u>45,308</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>5,863,241</u>
資 産 合 計			<u><u>21,356,529</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

(7) 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

6,626,460

企業債合計

6,626,460

(2) リース債務

18,861

(3) 引当金

(7) 退職給付引当金

1,847,398

引当金合計

1,847,398

固定負債合計

8,492,719

4 流動負債

(1) 企業債

(7) 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

916,298

企業債合計

916,298

(2) リース債務

21,112

(3) 未払金

2,105,834

(4) 引当金

(7) 賞与引当金

321,598

(4) 法定福利費引当金

64,831

引当金合計

386,429

(5) 預り金

69,402

流動負債合計

3,499,075

5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		392,050	
収 益 化 累 計 額		<u>△ 267,881</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>124,169</u>
負 債 合 計			12,115,963
資 本 の 部			
6 資 本 金			26,399,182
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
(ｱ) 受 贈 財 産 評 価 額	<u>11,380</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		11,380	
(2) 利 益 剰 余 金			
(ｱ) 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>17,169,996</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>△ 17,169,996</u>	
剰 余 金 合 計			<u>△ 17,158,616</u>
資 本 合 計			<u>9,240,566</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>21,356,529</u></u>

議案第 47 号 説 明

令和 7 年度

池田市病院事業会計補正予算説明

(第 1 号)

収 益 の 支 出

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	補 正 後 予 定 額	節	金 額	説 明
		千円	千円	千円		千円	千円
病院事業費用		15,427,562	160,780	15,588,342			
医 業 費 用		14,991,400	160,780	15,152,180			
	給 与 費	7,054,539	160,780	7,215,319			
					給 料	73,170	一般職給 73,170 追加
					手 当	39,201	扶養手当 4,290 追加 地域手当 △ 8,833 減額 時間外勤務手当 5,448 追加 特殊勤務手当 1,679 追加 期末手当 17,875 追加 勤勉手当 17,415 追加 宿日直手当 1,327 追加
					賞 与 引 当 金 繰 入 額	7,957	賞与引当金繰入額 7,957 追加
					退 職 給 付 費	31,535	退職給付引当金繰入額 31,535 追加
					法 定 福 利 費	7,310	共済組合負担金 7,310 追加
					法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	1,607	法定福利費引当金繰入額 1,607 追加

議案第48号

令和7年度

池田市水道事業会計補正予算

(第1号)

令和7年度池田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度池田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度池田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の
 予定額を、次のとおり補正する。

（単位 千円）

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 水 道 事 業 費 用		2, 3 1 1, 4 7 7	6, 6 9 7	2, 3 1 8, 1 7 4
	1 営 業 費 用	2, 1 2 8, 5 6 7	6, 6 9 7	2, 1 3 5, 2 6 4

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「1, 146, 845千円」を「1, 149, 122千円」に改め、
資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(単位 千円)

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 資 本 的 支 出		2, 170, 357	2, 277	2, 172, 634
	3 第2次施設整備費	1, 440, 300	2, 277	1, 442, 577

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	438, 559	8, 974	447, 533

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

大阪府池田市長 瀧 澤 智 子

令和7年度池田市水道事業会計補正予算実施計画

収 益 の 支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 水 道 事 業 費 用			2, 3 1 1, 4 7 7	6, 6 9 7	2, 3 1 8, 1 7 4
	1 営 業 費 用		2, 1 2 8, 5 6 7	6, 6 9 7	2, 1 3 5, 2 6 4
		1 浄 水 費	6 7 9, 8 8 1	2, 8 8 9	6 8 2, 7 7 0
		2 配 水 費	1 8 6, 8 7 3	5 0 9	1 8 7, 3 8 2
		3 給 水 費	1 5, 1 0 9	7 7 4	1 5, 8 8 3
		4 業 務 費	1 6 7, 9 8 9	3 9 8	1 6 8, 3 8 7
		5 総 係 費	2 1 7, 3 4 5	2, 1 2 7	2 1 9, 4 7 2

資 本 の 支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 資 本 の 支 出			2, 1 7 0, 3 5 7	2, 2 7 7	2, 1 7 2, 6 3 4
	3 第 2 次 施設整備費		1, 4 4 0, 3 0 0	2, 2 7 7	1, 4 4 2, 5 7 7
		1 事 務 費	9 3, 2 3 9	2, 2 7 7	9 5, 5 1 6

令和7年度池田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益又は当年度純損失 (△)		1 9, 3 0 3
減価償却費		8 5 1, 7 1 3
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△	1 0 0
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		2 3, 5 1 2
賞与等引当金の増減額 (△は減少)		1 9
長期前受金戻入	△	1 1 1, 0 4 2
受取利息	△	2, 1 7 5
支払利息		1 0 8, 4 1 5
固定資産除売却費		9, 6 5 7
未収金の増減額 (△は増加)	△	6, 4 2 7
未払金の増減額 (△は減少)	△	2 9 6
小 計		8 9 2, 5 7 9
利息の受取額		2, 1 7 5
利息の支払額	△	1 0 8, 4 1 5
業務活動によるキャッシュ・フロー		7 8 6, 3 3 9

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,671,343
工事負担金による収入	19,706
国庫補助金による収入	66,363
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>1,536</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,583,738

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,212,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 700,502</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	511,898

資金増加額（又は減少額）	△ 285,501
資金期首残高	<u>2,364,314</u>
資金期末残高	<u><u>2,078,813</u></u>

補正予算給与費明細書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	給 料	手 当	計			
補 正 後	1人	(3人) 46人	192,168	177,145	369,313	73,010	442,323	児童手当 5,210千円を除く。
補 正 前	1人	(3人) 46人	186,968	174,461	361,429	71,920	433,349	児童手当 5,210千円を除く。
比 較	0人	(0人) 0人	5,200	2,684	7,884	1,090	8,974	

()内は、短時間勤務職員

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	7,512	12,000	29,014	5,155	3,251
	補 正 前	7,284	12,000	30,301	4,907	3,251
	比 較	228	0	△ 1,287	248	0
	区 分	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	退 職 給 付 費	
	補 正 後	4,803	489	91,409	23,512	
	補 正 前	4,803	489	88,086	23,340	
	比 較	0	0	3,323	172	

イ．会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	給 料	手 当	計			
補 正 後	1人	(1人) 46人	187,714	175,296	363,010	71,876	434,886	児童手当 5,210千円を除く。
補 正 前	1人	(1人) 46人	182,714	172,734	355,448	70,840	426,288	児童手当 5,210千円を除く。
比 較	0人	(0人) 0人	5,000	2,562	7,562	1,036	8,598	

()内は、短時間勤務職員

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当		地 域 手 当	時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	7,512	12,000		29,014	5,065	3,200
	補 正 前	7,284	12,000		30,301	4,827	3,200
	比 較	228	0		△ 1,287	238	0
	区 分	住 居 手 当		特殊勤務手当		期末勤勉手当	退 職 給 付 費
	補 正 後	4,803		489		89,701	23,512
	補 正 前	4,803		489		86,490	23,340
	比 較	0		0		3,211	172

ロ. 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	給 料	手 当	計			
補 正 後	—	(2人) —	4,454	1,849	6,303	1,134	7,437	
補 正 前	—	(2人) —	4,254	1,727	5,981	1,080	7,061	
比 較	—	(0人) —	200	122	322	54	376	

()内は、短時間勤務職員

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	—	—	—	90	51
	補 正 前	—	—	—	80	51
	比 較	—	—	—	10	0
	区 分	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	退 職 給 付 費	
	補 正 後	—	—	1,708	—	
	補 正 前	—	—	1,596	—	
	比 較	—	—	112	—	

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	説 明	備 考												
給 料	5,200	給与改定に伴う増加分		給料表の改定状況 改 定 率 3.00% 実施時期 令和6年4月												
手 当	2,684	給与改定に伴う増減分	扶養手当 228 地域手当 △ 1,287 時間外勤務手当 248 期末勤勉手当 3,323 退職給付費 172	諸手当の改定状況 扶養手当の支給月額 配偶者に係る支給月額を3,000円（一部管理職員は支給無）に、子に係る支給月額を11,500円に改定。 地域手当の支給率 支給率を15%から14%に改定。 期末勤勉手当 <table><tr><td>区 分</td><td>6 月</td><td>1 2 月</td><td>計</td></tr><tr><td>補正後</td><td>(1.200月分) 2.300月分</td><td>(1.200月分) 2.300月分</td><td>(2.400月分) 4.600月分</td></tr><tr><td>補正前</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(2.350月分) 4.500月分</td></tr></table> () 内は、定年前再任用短時間勤務職員 実施時期 令和7年4月	区 分	6 月	1 2 月	計	補正後	(1.200月分) 2.300月分	(1.200月分) 2.300月分	(2.400月分) 4.600月分	補正前	(1.175月分) 2.250月分	(1.175月分) 2.250月分	(2.350月分) 4.500月分
区 分	6 月	1 2 月	計													
補正後	(1.200月分) 2.300月分	(1.200月分) 2.300月分	(2.400月分) 4.600月分													
補正前	(1.175月分) 2.250月分	(1.175月分) 2.250月分	(2.350月分) 4.500月分													

令和7年度池田市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		2, 1 4 1, 5 5 8
ロ 建 物	8 0 2, 4 3 1	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4 6 0, 1 9 0</u>	3 4 2, 2 4 1
ハ 構 築 物	2 5, 7 3 6, 5 3 7	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1 2, 4 8 0, 5 5 5</u>	1 3, 2 5 5, 9 8 2
ニ 機 械 及 び 装 置	1 0, 6 2 6, 1 9 0	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 7, 5 1 1, 3 0 3</u>	3, 1 1 4, 8 8 7
ホ 車 両 運 搬 具	3 9, 7 2 2	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 3 5, 3 3 0</u>	4, 3 9 2
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	2 1 6, 9 7 9	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1 7 2, 5 9 6</u>	4 4, 3 8 3
ト 建 設 仮 勘 定		<u>9 3 4, 8 6 0</u>
有 形 固 定 資 産 合 計		1 9, 8 3 8, 3 0 3

(2) 無 形 固 定 資 産			
イ ダ ム 使 用 権	5 9 6, 0 6 6		
ロ 電 話 加 入 権	<u>7 7 8</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計		<u>5 9 6, 8 4 4</u>	
固 定 資 産 合 計			2 0, 4 3 5, 1 4 7
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		2, 0 7 8, 8 1 3	
(2) 未 収 金	2 9 7, 8 1 1		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 5, 0 3 5</u>	2 9 2, 7 7 6	
(3) 貯 蔵 品		<u>2 3, 5 4 8</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2, 3 9 5, 1 3 7</u>
資 産 合 計			<u><u>2 2, 8 3 0, 2 8 4</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

8, 534, 839

企業債合計

8, 534, 839

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

389, 790

引当金合計

389, 790

固定負債合計

8, 924, 629

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

749, 982

企業債合計

749, 982

(2) 預り金

92, 218

(3) 未払金

139, 532

(4) 引当金

イ 賞与等引当金

36, 046

引当金合計

36, 046

流動負債合計

1, 017, 778

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

5, 9 9 7, 4 8 5

収 益 化 累 計 額

△ 3, 8 0 3, 1 6 3

繰 延 収 益 合 計

2, 1 9 4, 3 2 2

負 債 合 計

1 2, 1 3 6, 7 2 9

資 本 の 部

6 資 本 金

1 0, 0 3 5, 3 2 9

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 産 評 価 額

7 2 1, 6 7 0

資 本 剰 余 金 合 計

7 2 1, 6 7 0

(2) 欠 損 金

イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金

6 3, 4 4 4

欠 損 金 合 計

6 3, 4 4 4

剰 余 金 合 計

6 5 8, 2 2 6

資 本 合 計

1 0, 6 9 3, 5 5 5

負 債 資 本 合 計

2 2, 8 3 0, 2 8 4

令和 7 年度財務諸表に係る注記

1 その他

(1) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

- イ 当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれらに係る法定福利費の支払のため、賞与等引当金 35,303 千円を使用している。

議案第48号 説 明

令和7年度

池田市水道事業会計補正予算説明

(第1号)

収 益 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 水道事業費用		千円 2,311,477	千円 6,697	千円 2,318,174		千円	千円
(1) 営 業 費 用		2,128,567	6,697	2,135,264			
	1 浄 水 費	679,881	2,889	682,770			
					給 料	1,786	一般職給 1,786 追加
					手 当 等	439	扶養手当 72 追加 地域手当 △556 減額 時間外勤務手当 43 追加 期末手当 454 追加 勤勉手当 426 追加
					賞与等引当金繰入額	374	賞与引当金繰入額 311 追加 法定福利費引当金繰入額 63 追加
					法 定 福 利 費	290	共済組合負担金 290 追加

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	2 配 水 費	千円 186,873	千円 509	千円 187,382		千円	千円
					給 料	304	一般職給 304 追加
					手 当 等	97	扶養手当 48 追加 地域手当 △215 減額 時間外勤務手当 53 追加 期末手当 107 追加 勤勉手当 104 追加
					賞与等引当金繰入額	80	賞与引当金繰入額 66 追加 法定福利費引当金繰入額 14 追加
					法 定 福 利 費	28	共済組合負担金 28 追加
	3 給 水 費	15,109	774	15,883			
					給 料	421	一般職給 421 追加
					手 当 等	213	扶養手当 18 追加

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
		千円	千円	千円		千円	千円
							地域手当 3 減額
							時間外勤務手当 38 追加
							期末手当 85 追加
							勤勉手当 75 追加
					賞与等引当金繰入額	80	賞与引当金繰入額 67 追加 法定福利費引当金繰入額 13 追加
					法定福利費	60	共済組合負担金 60 追加
	4 業 務 費	167,989	398	168,387			
					給 料	222	一般職給 222 追加
					手 当 等	94	地域手当 1 追加 時間外勤務手当 15 追加 期末手当 42 追加 勤勉手当 36 追加
					賞与等引当金繰入額	38	賞与引当金繰入額 32 追加

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
		千円	千円	千円		千円	千円
							法定福利費引当金繰入額 6 追加
	5 総 係 費	217,345	2,127	219,472	法 定 福 利 費	44	共済組合負担金 44 追加
					給 料	1,195	一般職給 1,195 追加
					手 当 等	361	扶養手当 78 追加 地域手当 △347 減額 時間外勤務手当 39 追加 期末手当 296 追加 勤勉手当 295 追加
					賞与等引当金繰入額	187	賞与引当金繰入額 152 追加 法定福利費引当金繰入額 35 追加
					退 職 給 付 費	172	退職給付引当金繰入額 172 追加
					法 定 福 利 費	212	共済組合負担金 212 追加

資 本 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 資 本 の 支 出		千円 2, 170, 357	千円 2, 277	千円 2, 172, 634		千円	千円
(3) 第 2 次 施 設 整 備 費		1, 440, 300	2, 277	1, 442, 577			
	1 事 務 費	93, 239	2, 277	95, 516			
					給 料	1, 272	一般職給 1, 272 追加
					手 当 等	680	扶養手当 12 追加 地域手当 △167 減額 時間外勤務手当 60 追加 期末手当 407 追加 勤勉手当 368 追加
					法 定 福 利 費	325	共済組合負担金 325 追加

議案第49号

令和7年度

池田市公共下水道事業会計補正予算

(第1号)

令和 7 年度池田市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度池田市公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度池田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 下 水 道 事 業 収 益		2, 9 0 0, 5 3 4	2, 2 1 2	2, 9 0 2, 7 4 6
	1 営 業 収 益	1, 9 6 4, 4 0 1	2, 1 1 4	1, 9 6 6, 5 1 5
	2 営 業 外 収 益	9 3 6, 1 3 3	9 8	9 3 6, 2 3 1

支 出

(単位 千円)

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 下水道事業費用		2, 9 1 7, 0 0 4	5, 3 2 8	2, 9 2 2, 3 3 2
	1 営 業 費 用	2, 7 6 6, 3 9 8	5, 3 2 8	2, 7 7 1, 7 2 6

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「838, 977千円」を「840, 438千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(単位 千円)

科 目		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
款	項			
1 資本的支出		1, 7 2 3, 2 1 7	1, 4 6 1	1, 7 2 4, 6 7 8
	1 建 設 改 良 費	9 6 6, 8 6 1	1, 4 6 1	9 6 8, 3 2 2

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(単位 千円)

科	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1)	職 員 給 与 費	3 0 6 , 1 5 8	6 , 7 8 9	3 1 2 , 9 4 7

令和 7 年 2 月 2 6 日 提 出

大阪府池田市長 瀧 澤 智 子

令和 7 年度池田市公共下水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 下 水 道 事 業 収 益			2, 9 0 0, 5 3 4	2, 2 1 2	2, 9 0 2, 7 4 6
	1 営 業 収 益		1, 9 6 4, 4 0 1	2, 1 1 4	1, 9 6 6, 5 1 5
		2 他 会 計 負 担 金	7 5 3, 2 7 5	2, 1 1 4	7 5 5, 3 8 9
	2 営 業 外 収 益		9 3 6, 1 3 3	9 8	9 3 6, 2 3 1
		2 他 会 計 補 助 金	6 6, 6 1 4	9 8	6 6, 7 1 2

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 下 水 道 事 業 費 用			2, 9 1 7, 0 0 4	5, 3 2 8	2, 9 2 2, 3 3 2
	1 営 業 費 用		2, 7 6 6, 3 9 8	5, 3 2 8	2, 7 7 1, 7 2 6
		1 管 渠 費	2 1 9, 4 5 8	1, 7 5 6	2 2 1, 2 1 4
		2 処 理 場 費	7 4 6, 8 6 0	1, 8 0 2	7 4 8, 6 6 2
		5 総 係 費	1 5 6, 7 8 0	1, 7 7 0	1 5 8, 5 5 0

資 本 の 支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 資 本 の 支 出			1, 7 2 3, 2 1 7	1, 4 6 1	1, 7 2 4, 6 7 8
	1 建 設 改 良 費		9 6 6, 8 6 1	1, 4 6 1	9 6 8, 3 2 2
		1 管 渠 布 設 費	5 8 8, 0 3 5	1, 1 1 6	5 8 9, 1 5 1
		2 処 理 場 建 設 費	3 5 8, 0 4 0	3 4 5	3 5 8, 3 8 5

令和7年度池田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益又は当年度純損失 (△)	△	77,116
減価償却費		1,421,431
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△	42
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		15,752
賞与等引当金の増減額 (△は減少)		974
長期前受金戻入	△	790,586
受取利息	△	1,300
支払利息		130,106
固定資産除売却費		1,845
未収金の増減額 (△は増加)		5,204
未払金の増減額 (△は減少)	△	1,477
小 計		704,791
利息の受取額		1,300
利息の支払額	△	130,106
業務活動によるキャッシュ・フロー		575,985

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	1,060,940
無形固定資産の取得による支出	△	18,897
国庫補助金による収入		409,545
工事負担金による収入		58
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入		1,344
新規貸付による支出	△	1,000
貸付金の回収による収入		<u>21</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	669,869

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		625,900
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	755,356
他会計からの出資による収入		<u>16,417</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	113,039

資金増加額（又は減少額）	△	206,923
資金期首残高		<u>1,776,110</u>
資金期末残高		<u><u>1,569,187</u></u>

補正予算給与費明細書

1. 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	—	(5人) 32人	85	133,385	125,464	258,934	50,813	309,747	児童手当 3,200千円を除く。
補 正 前	—	(5人) 32人	85	129,316	123,429	252,830	50,128	302,958	児童手当 3,200千円を除く。
比 較	—	(0人) 0人	0	4,069	2,035	6,104	685	6,789	

()内は、短時間勤務職員

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	3,726	10,812	19,915	5,357	2,881
	補 正 前	3,756	10,812	20,747	5,133	2,881
	比 較	△ 30	0	△ 832	224	0
	区 分	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	退 職 給 付 費	
	補 正 後	3,012	268	63,741	15,752	
	補 正 前	3,012	268	61,204	15,616	
	比 較	0	0	2,537	136	

イ．会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	—	(2人) 32人	85	127,702	123,150	250,937	49,983	300,920	児童手当 3,200千円を除く。
補 正 前	—	(2人) 32人	85	123,737	121,216	245,038	49,309	294,347	児童手当 3,200千円を除く。
比 較	—	(0人) 0人	0	3,965	1,934	5,899	674	6,573	

()内は、短時間勤務職員

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	3,726	10,812	19,915	5,247	2,857
	補 正 前	3,756	10,812	20,747	5,038	2,857
	比 較	△ 30	0	△ 832	209	0
	区 分	住 居 手 当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	退 職 給 付 費	
	補 正 後	3,012	268	61,561	15,752	
	補 正 前	3,012	268	59,110	15,616	
	比 較	0	0	2,451	136	

ロ．会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	—	(3人) —	—	5,683	2,314	7,997	830	8,827	
補 正 前	—	(3人) —	—	5,579	2,213	7,792	819	8,611	
比 較	—	(0人) —	—	104	101	205	11	216	

()内は、短時間勤務職員

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当		地 域 手 当	時間外勤務手当	通 勤 手 当
	補 正 後	—	—		—	110	24
	補 正 前	—	—		—	95	24
	比 較	—	—		—	15	0
	区 分	住 居 手 当		特殊勤務手当		期末勤勉手当	退 職 給 付 費
	補 正 後	—		—		2,180	—
	補 正 前	—		—		2,094	—
	比 較	—		—		86	—

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	説 明	備 考												
給 料	4,069	給与改定に伴う増加分		給料表の改定状況 改 定 率 3.00％ 実施時期 令和6年4月												
手 当	2,035	給与改定に伴う増減分	扶養手当 △ 30 地域手当 △ 832 時間外勤務手当 224 期末勤勉手当 2,537 退職給付費 136	諸手当の改定状況 扶養手当の支給月額 配偶者に係る支給月額を3,000円（一部管理職員は支給無）に、子に係る支給月額を11,500円に改定。 地域手当の支給率 支給率を15％から14％に改定。 期末勤勉手当 <table><tr><td>区 分</td><td>6 月</td><td>1 2 月</td><td>計</td></tr><tr><td>補正後</td><td>(1.200月分) 2.300月分</td><td>(1.200月分) 2.300月分</td><td>(2.400月分) 4.600月分</td></tr><tr><td>補正前</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(1.175月分) 2.250月分</td><td>(2.350月分) 4.500月分</td></tr></table> () 内は、定年前再任用短時間勤務職員 実施時期 令和7年4月	区 分	6 月	1 2 月	計	補正後	(1.200月分) 2.300月分	(1.200月分) 2.300月分	(2.400月分) 4.600月分	補正前	(1.175月分) 2.250月分	(1.175月分) 2.250月分	(2.350月分) 4.500月分
区 分	6 月	1 2 月	計													
補正後	(1.200月分) 2.300月分	(1.200月分) 2.300月分	(2.400月分) 4.600月分													
補正前	(1.175月分) 2.250月分	(1.175月分) 2.250月分	(2.350月分) 4.500月分													

令和7年度池田市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 2,066,919

ロ 建 物 1,769,351

減価償却累計額 △ 1,304,695 464,656

ハ 構 築 物 40,274,772

減価償却累計額 △ 15,954,996 24,319,776

ニ 機 械 及 び 装 置 13,037,599

減価償却累計額 △ 9,583,614 3,453,985

ホ 車 両 運 搬 具 5,552

減価償却累計額 △ 5,274 278

ヘ 工 具 、 器 具 及 び 備 品 98,787

減価償却累計額 △ 80,291 18,496

ト 建 設 仮 勘 定 726,403

有形固定資産合計 31,050,513

(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権	<u>1, 1 6 7, 4 3 4</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計		1, 1 6 7, 4 3 4	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 長 期 貸 付 金	<u>1, 9 5 8</u>		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>1, 9 5 8</u>	
固 定 資 産 合 計			3 2, 2 1 9, 9 0 5
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1, 5 6 9, 1 8 7	
(2) 未 収 金	2 4 2, 3 1 9		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 2, 8 6 7</u>	<u>2 3 9, 4 5 2</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>1, 8 0 8, 6 3 9</u>
資 産 合 計			<u><u>3 4, 0 2 8, 5 4 4</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

10,332,191

企業債合計

10,332,191

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

175,089

引当金合計

175,089

固定負債合計

10,507,280

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

995,835

企業債合計

995,835

(2) 預り金

22

(3) 未払金

145,920

(4) 引当金

イ 賞与等引当金

24,508

引当金合計

24,508

流動負債合計

1,166,285

5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金	33, 104, 636		
収 益 化 累 計 額	<u>△ 17, 846, 550</u>		
繰 延 収 益 合 計			<u>15, 258, 086</u>
負 債 合 計			26, 931, 651
資 本 の 部			
6 資 本 金			5, 551, 972
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1, 344, 427		
ロ 国 庫 補 助 金	267, 698		
ハ 府 補 助 金	369		
ニ その他 資 本 剰 余 金	<u>138, 191</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		1, 750, 685	
(2) 欠 損 金			
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>205, 764</u>		
欠 損 金 合 計		<u>205, 764</u>	
剰 余 金 合 計			<u>1, 544, 921</u>
資 本 合 計			<u>7, 096, 893</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>34, 028, 544</u></u>

令和7年度財務諸表に係る注記

1 セグメント情報

(1) 報告セグメントごとの営業収益等

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

項目	公共下水道事業		合計
	汚水処理	雨水処理	
営業収益	1, 101, 070	755, 389	1, 856, 459
営業費用	1, 584, 873	1, 089, 293	2, 674, 166
営業損益	△ 483, 803	△ 333, 904	△ 817, 707
経常損益	△ 56, 616	0	△ 56, 616
セグメント資産	11, 024, 739	23, 003, 805	34, 028, 544
セグメント負債	10, 149, 905	16, 781, 746	26, 931, 651
その他の項目			
他会計負担金	0	755, 389	755, 389
他会計補助金	66, 030	682	66, 712
減価償却費	654, 923	766, 508	1, 421, 431
長期前受金戻入	366, 819	423, 767	790, 586
特別損失	500	0	500
固定資産増加分	362, 737	717, 100	1, 079, 837

2 その他

(1) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

イ 当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれらに係る法定福利費の支払のため、賞与等引当金 22, 838千円を使用している。

議案第49号 説 明

令和7年度

池田市公共下水道事業会計補正予算説明

(第1号)

収 益 の 収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 下水道事業収益		千円 2,900,534	千円 2,212	千円 2,902,746		千円	千円
(1) 営 業 収 益		1,964,401	2,114	1,966,515			
	2 他会計負担金	753,275	2,114	755,389			
					雨水処理負担金	2,114	雨水処理経費に係る 一般会計繰入金 2,114 追加
(2) 営 業 外 収 益		936,133	98	936,231			
	2 他会計補助金	66,614	98	66,712			
					一般会計補助金	98	水質規制経費等に係る 一般会計繰入金 98 追加

収 益 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 下水道事業費用		千円 2,917,004	千円 5,328	千円 2,922,332		千円	千円
(1) 営 業 費 用		2,766,398	5,328	2,771,726			
	1 管 渠 費	219,458	1,756	221,214			
					給 料	1,023	一般職給 1,023 追加
					手 当 等	364	扶養手当 42 追加 地域手当 △270 減額 時間外勤務手当 85 追加 期末手当 263 追加 勤勉手当 244 追加
					賞与等引当金繰入額	203	賞与引当金繰入額 170 追加 法定福利費引当金繰入額 33 追加

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
		千円	千円	千円	法 定 福 利 費	千円 166	千円 共済組合負担金 166 追加
	2 処 理 場 費	746,860	1,802	748,662			
					給 料	1,110	一般職給 1,110 追加
					手 当 等	364	扶養手当 △30 減額 地域手当 △120 減額 時間外勤務手当 43 追加 期末手当 246 追加 勤勉手当 225 追加
					賞与等引当金繰入額	196	賞与引当金繰入額 163 追加 法定福利費引当金繰入額 33 追加
					法 定 福 利 費	132	共済組合負担金 132 追加
	5 総 係 費	156,780	1,770	158,550			

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
		千円	千円	千円		千円	千円
					給 料	993	一般職給 993 追加
					手 当 等	310	扶養手当 30 追加 地域手当 △224 減額 時間外勤務手当 43 追加 期末手当 238 追加 勤勉手当 223 追加
					賞 与 等 引 当 金 繰 入 額	209	賞与引当金繰入額 174 追加 法定福利費引当金繰入額 35 追加
					退 職 給 付 費	136	退職給付引当金繰入額 136 追加
					法 定 福 利 費	122	共済組合負担金 122 追加

資 本 の 支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 資 本 の 支 出		千円 1,723,217	千円 1,461	千円 1,724,678		千円	千円
(1) 建 設 改 良 費		966,861	1,461	968,322			
	1 管 渠 布 設 費	588,035	1,116	589,151			
					給 料	682	一般職給 682 追加
					手 当 等	301	扶養手当 △30 減額 地域手当 △161 減額 時間外勤務手当 53 追加 期末手当 229 追加 勤勉手当 210 追加
					法 定 福 利 費	133	共済組合負担金 133 追加

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	2 処理場建設費	千円 358,040	千円 345	千円 358,385		千円	千円
					給 料	261	一般職給 261 追加
					手 当 等	53	扶養手当 △42 減額 地域手当 △57 減額 期末手当 79 追加 勤勉手当 73 追加
					法 定 福 利 費	31	共済組合負担金 31 追加

議案第50号

令和7年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度池田市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,721千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,142,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		1,065,439	4,721	1,070,160
	1 他 会 計 繰 入 金	1,065,439	4,721	1,070,160
歳 入 合 計		10,137,797	4,721	10,142,518

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		220,285	4,721	225,006
	1 総 務 管 理 費	198,572	3,371	201,943
	2 徴 収 費	21,389	1,350	22,739
歳 出 合 計		10,137,797	4,721	10,142,518

令和 7 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

国民健康保険特別会計 第 1 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	1,065,439	4,721	1,070,160
歳入合計	10,137,797	4,721	10,142,518

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 総務費	220,285	4,721	225,006				4,721
歳出合計	10,137,797	4,721	10,142,518				4,721

入

歳

2 歳 入

(款) 4 繰 入 金

(項) 1 他 会 計 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	1,065,439	4,721	1,070,160	4 職員給与費 等繰入金	4,721	職員給与費等繰入金 4,721 追加
計	1,065,439	4,721	1,070,160			

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	196,698	3,371	200,069				3,371	1 報 酬	33	非常勤職員報酬 33 追加
								2 給 料	1,826	一般職給 1,826 追加
								3 職員手当等	988	扶養手当 54 追加
										地域手当 △172 減額
										期末手当 581 追加
										勤勉手当 525 追加
4 共 済 費	524	共済組合負担金 524 追加								
計	198,572	3,371	201,943				3,371			

(款) 1 総 務 費

(項) 2 徴 収 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 賦課徴収費	17,783	1,350	19,133				1,350	2 給 料	762	一般職給 762 追加
								3 職員手当等	410	地域手当 23 追加
										期末手当 207 追加
										勤勉手当 180 追加
								4 共 済 費	178	共済組合負担金 178 追加
計	21,389	1,350	22,739				1,350			

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(5) 人 12	千円 1,780	千円 53,941	千円 41,255	千円 96,976	千円 19,730	千円 116,706
補 正 前	(5) 人 12	1,747	51,353	39,857	92,957	19,028	111,985
比 較	(0) 人 0	33	2,588	1,398	4,019	702	4,721

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時間外勤務手当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	千円 534	千円 8,038	千円 1,620	千円 1,467	千円 2,760	千円 1,436
	補 正 前	480	8,187	1,620	1,467	2,760	1,436
	比 較	54	△ 149	0	0	0	0
	区 分	特 殊 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	期 末 勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	退 職 手 当
	補 正 後	千円 —	千円 —	千円 25,400	千円 —	千円 —	千円 —
	補 正 前	—	—	23,907	—	—	—
	比 較	—	—	1,493	—	—	—

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考												
給 料	千円 2,588	給与改定に伴う 増加分	千円 2,588	千円	給料表の改定状況 改定率 3.00% 実 施 時 期 令和6年4月												
職 員 手 当	1,398	給与改定に伴う 増減分	1,398	扶養手当 54 地域手当 △149 期末勤勉手当 1,493	諸手当の改定状況 ・扶養手当の支給月額 配偶者に係る支給月額を3,000円(一部管理職員は 支給無)に、子に係る支給月額を11,500円に改定。 ・地域手当の支給率 支給率を15%から14%に改定。 ・期末勤勉手当の率 <table><tr><td>区 分</td><td>6 月</td><td>12 月</td><td>計</td></tr><tr><td>補 正 後</td><td>(1. 200月分) 2. 300月分</td><td>(1. 200月分) 2. 300月分</td><td>(2. 400月分) 4. 600月分</td></tr><tr><td>補 正 前</td><td>(1. 175月分) 2. 250月分</td><td>(1. 175月分) 2. 250月分</td><td>(2. 350月分) 4. 500月分</td></tr></table> ()内は、定年前再任用短時間勤務職員 実 施 時 期 令和7年4月	区 分	6 月	12 月	計	補 正 後	(1. 200月分) 2. 300月分	(1. 200月分) 2. 300月分	(2. 400月分) 4. 600月分	補 正 前	(1. 175月分) 2. 250月分	(1. 175月分) 2. 250月分	(2. 350月分) 4. 500月分
区 分	6 月	12 月	計														
補 正 後	(1. 200月分) 2. 300月分	(1. 200月分) 2. 300月分	(2. 400月分) 4. 600月分														
補 正 前	(1. 175月分) 2. 250月分	(1. 175月分) 2. 250月分	(2. 350月分) 4. 500月分														

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 民 健 康 保 険 料		2, 096, 008	—	2, 096, 008
	1 国 民 健 康 保 険 料	2, 096, 008	—	2, 096, 008
2 使 用 料 及 び 手 数 料		600	—	600
	1 手 数 料	600	—	600
3 府 支 出 金		6, 953, 730	—	6, 953, 730
	1 府 補 助 金	6, 953, 730	—	6, 953, 730
4 繰 入 金		1, 065, 439	4, 721	1, 070, 160
	1 他 会 計 繰 入 金	1, 065, 439	4, 721	1, 070, 160
5 諸 収 入		22, 020	—	22, 020
	1 預 金 利 子	20	—	20
	2 雑 入	19, 000	—	19, 000
	3 延 滞 金 加 算 及 び 過 料	3, 000	—	3, 000
歳 入 合 計		10, 137, 797	4, 721	10, 142, 518

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		220,285	4,721	225,006
	1 総 務 管 理 費	198,572	3,371	201,943
	2 徴 収 費	21,389	1,350	22,739
	3 運 営 協 議 会 費	324	—	324
2 保 険 給 付 費		6,789,847	—	6,789,847
	1 療 養 諸 費	5,859,173	—	5,859,173
	2 高 額 療 養 費	868,340	—	868,340
	3 移 送 費	100	—	100
	4 出 産 育 児 諸 費	35,015	—	35,015
	5 葬 祭 諸 費	7,500	—	7,500
	6 精 神 ・ 結 核 医 療 給 付 費	19,581	—	19,581
	7 そ の 他 諸 費	138	—	138
3 国民健康保険事業費納付金		2,912,466	—	2,912,466
	1 医 療 給 付 費 分	2,055,750	—	2,055,750
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	634,038	—	634,038
	3 介 護 納 付 金 分	222,678	—	222,678
4 保 健 事 業 費		101,748	—	101,748
	1 保 健 事 業 費	24,701	—	24,701

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	77,047	—	77,047
5 公 債 費		2,125	—	2,125
	1 一 般 公 債 費	2,125	—	2,125
6 諸 支 出 金		11,500	—	11,500
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,500	—	11,500
7 予 備 費		99,826	—	99,826
	1 予 備 費	99,826	—	99,826
歳 出 合 計		10,137,797	4,721	10,142,518

議案第51号

令和7年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度池田市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,253千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,798,876千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰 入 金		2,002,595	7,253	2,009,848
	1 他 会 計 繰 入 金	1,734,324	7,253	1,741,577
歳 入 合 計		10,791,623	7,253	10,798,876

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		343,655	6,252	349,907
	1 総 務 管 理 費	206,236	4,413	210,649
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	136,156	1,839	137,995
3 地 域 支 援 事 業 費		638,410	1,001	639,411
	1 包括的支援事業・任意事業費	194,182	1,001	195,183
歳 出 合 計		10,791,623	7,253	10,798,876

令和 7 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

介護保険事業特別会計 第 1 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	2,002,595	7,253	2,009,848
歳入合計	10,791,623	7,253	10,798,876

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 総務費	343,655	6,252	349,907				6,252
3 地域支援事業費	638,410	1,001	639,411				1,001
歳出合計	10,791,623	7,253	10,798,876				7,253

入

歳

2 歳 入

(款) 8 繰 入 金

(項) 1 他 会 計 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	1,734,324	7,253	1,741,577	2 職員給与費 等 繰 入 金	7,253	職員給与費等繰入金 7,253 追加
計	1,734,324	7,253	1,741,577			

出

歳

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	206, 236	4, 413	210, 649				4, 413	1 報 酬	65	非常勤職員報酬 65 追加
								2 給 料	2, 303	一般職給 2, 303 追加
								3 職員手当等	1, 376	扶養手当 180 追加
										地域手当 △253 減額
										期末手当 760 追加
										勤勉手当 689 追加
4 共 済 費	669	共済組合負担金 669 追加								
計	206, 236	4, 413	210, 649				4, 413			

(款) 1 総 務 費

(項) 3 介 護 認 定 審 査 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 共同介護 認定審査 会事業費	60, 140	1, 183	61, 323				1, 183	1 報 酬	33	非常勤職員報酬 33 追加
								2 給 料	626	一般職給 626 追加
								3 職員手当等	368	地域手当 28 追加
										期末手当 182 追加
										勤勉手当 158 追加
4 共 済 費	156	共済組合負担金 156 追加								
2 認定調査 事 業 費	76, 016	656	76, 672				656	1 報 酬	323	非常勤職員報酬 323 追加
								3 職員手当等	242	期末手当 126 追加
										勤勉手当 116 追加
4 共 済 費	91	共済組合負担金 91 追加								
計	136, 156	1, 839	137, 995				1, 839			

(款) 3 地 域 支 援 事 業 費

(項) 1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 任意事業費	31,437	1,001	32,438				1,001	2 給 料	565	一般職給 565 追加
								3 職員手当等	304	地域手当 16 追加
										期末手当 154 追加
										勤勉手当 134 追加
								4 共 済 費	132	共済組合負担金 132 追加
計	194,182	1,001	195,183				1,001			

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(15) 人 16	千円 22,939	千円 72,461	千円 62,284	千円 157,684	千円 31,707	千円 189,391
補 正 前	(15) 人 16	22,518	68,967	59,994	151,479	30,659	182,138
比 較	(0) 人 0	421	3,494	2,290	6,205	1,048	7,253

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時間外勤務手当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	千円 1,320	千円 10,819	千円 1,626	千円 1,787	千円 3,432	千円 1,897
	補 正 前	1,140	11,028	1,626	1,787	3,432	1,897
	比 較	180	△ 209	0	0	0	0
	区 分	特 殊 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	期 末 勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	退 職 手 当
	補 正 後	千円 —	千円 —	千円 41,403	千円 —	千円 —	千円 —
	補 正 前	—	—	39,084	—	—	—
	比 較	—	—	2,319	—	—	—

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考												
給 料	千円 3,494	給与改定に伴う 増加分	千円 3,494	千円	給料表の改定状況 改定率 3.00% 実 施 時 期 令和6年4月												
職 員 手 当	2,290	給与改定に伴う 増減分	2,290	扶養手当 180 地域手当 △209 期末勤勉手当 2,319	諸手当の改定状況 ・扶養手当の支給月額 配偶者に係る支給月額を3,000円（一部管理職員は 支給無）に、子に係る支給月額を11,500円に改定。 ・地域手当の支給率 支給率を15%から14%に改定。 ・期末勤勉手当の率 <table><tr><td>区 分</td><td>6 月</td><td>12 月</td><td>計</td></tr><tr><td>補 正 後</td><td>(1. 200月分) 2. 300月分</td><td>(1. 200月分) 2. 300月分</td><td>(2. 400月分) 4. 600月分</td></tr><tr><td>補 正 前</td><td>(1. 175月分) 2. 250月分</td><td>(1. 175月分) 2. 250月分</td><td>(2. 350月分) 4. 500月分</td></tr></table> ()内は、定年前再任用短時間勤務職員 実 施 時 期 令和7年4月	区 分	6 月	12 月	計	補 正 後	(1. 200月分) 2. 300月分	(1. 200月分) 2. 300月分	(2. 400月分) 4. 600月分	補 正 前	(1. 175月分) 2. 250月分	(1. 175月分) 2. 250月分	(2. 350月分) 4. 500月分
区 分	6 月	12 月	計														
補 正 後	(1. 200月分) 2. 300月分	(1. 200月分) 2. 300月分	(2. 400月分) 4. 600月分														
補 正 前	(1. 175月分) 2. 250月分	(1. 175月分) 2. 250月分	(2. 350月分) 4. 500月分														

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		23, 173	—	23, 173
	1 負 担 金	23, 173	—	23, 173
2 介 護 保 険 料		2, 060, 250	—	2, 060, 250
	1 介 護 保 険 料	2, 060, 250	—	2, 060, 250
3 使 用 料 及 び 手 数 料		550	—	550
	1 手 数 料	550	—	550
4 国 庫 支 出 金		2, 472, 635	—	2, 472, 635
	1 国 庫 負 担 金	1, 814, 059	—	1, 814, 059
	2 国 庫 補 助 金	658, 576	—	658, 576
5 支 払 基 金 交 付 金		2, 766, 529	—	2, 766, 529
	1 支 払 基 金 交 付 金	2, 766, 529	—	2, 766, 529
6 府 支 出 金		1, 464, 603	—	1, 464, 603
	1 府 負 担 金	1, 371, 724	—	1, 371, 724
	2 府 補 助 金	92, 879	—	92, 879
7 財 産 収 入		982	—	982
	1 財 産 運 用 収 入	982	—	982
8 繰 入 金		2, 002, 595	7, 253	2, 009, 848
	1 他 会 計 繰 入 金	1, 734, 324	7, 253	1, 741, 577

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 繰 入 金	268, 271	—	268, 271
9 諸 収 入		306	—	306
	1 預 金 利 子	10	—	10
	2 雑 入	236	—	236
	3 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	60	—	60
歳 入 合 計		10, 791, 623	7, 253	10, 798, 876

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		343,655	6,252	349,907
	1 総 務 管 理 費	206,236	4,413	210,649
	2 徴 収 費	1,263	—	1,263
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	136,156	1,839	137,995
2 保 険 給 付 費		9,802,410	—	9,802,410
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	8,875,700	—	8,875,700
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	367,650	—	367,650
	3 そ の 他 諸 費	8,524	—	8,524
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	309,627	—	309,627
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	45,434	—	45,434
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	195,475	—	195,475
3 地 域 支 援 事 業 費		638,410	1,001	639,411
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	194,182	1,001	195,183
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	421,619	—	421,619
	3 そ の 他 諸 費	1,533	—	1,533
	4 一 般 介 護 予 防 事 業 費	21,076	—	21,076
4 公 債 費		1,069	—	1,069
	1 一 般 公 債 費	1,069	—	1,069

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		979	—	979
	1 基 金 積 立 金	979	—	979
6 諸 支 出 金		5,100	—	5,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,100	—	5,100
歳 出 合 計		10,791,623	7,253	10,798,876

議案第52号

令和7年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度池田市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,242千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,441,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		447,529	2,242	449,771
	1 他 会 計 繰 入 金	447,529	2,242	449,771
歳 入 合 計		2,438,996	2,242	2,441,238

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		92,899	2,242	95,141
	1 総 務 管 理 費	91,752	2,242	93,994
歳 出 合 計		2,438,996	2,242	2,441,238

令和 7 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

後期高齢者医療事業特別会計 第 1 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	447,529	2,242	449,771
歳入合計	2,438,996	2,242	2,441,238

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 総務費	92,899	2,242	95,141				2,242
歳出合計	2,438,996	2,242	2,441,238				2,242

歳

入

2 歳 入

(款) 3 繰 入 金

(項) 1 他 会 計 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	447,529	2,242	449,771	2 職員給与費 等 繰 入 金	2,242	職員給与費等繰入金 2,242 追加
計	447,529	2,242	449,771			

出

歳

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	91,752	2,242	93,994				2,242	2 給 料	1,258	一般職給 1,258 追加
								3 職員手当等	656	扶養手当 12 追加
										地域手当 △83 減額
										期末手当 383 追加
								4 共 済 費	328	共済組合負担金 328 追加
計	91,752	2,242	93,994				2,242			

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(3) 人 5	千円 —	千円 27,316	千円 21,328	千円 48,644	千円 9,960	千円 58,604
補 正 前	(3) 人 5	—	26,058	20,672	46,730	9,632	56,362
比 較	(0) 人 0	—	1,258	656	1,914	328	2,242

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時間外勤務手当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	千円 510	千円 4,157	千円 330	千円 716	千円 1,728	千円 1,041
	補 正 前	498	4,240	330	716	1,728	1,041
	比 較	12	△ 83	0	0	0	0
	区 分	特 殊 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	期 末 勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	退 職 手 当
	補 正 後	千円 —	千円 —	千円 12,846	千円 —	千円 —	千円 —
	補 正 前	—	—	12,119	—	—	—
	比 較	—	—	727	—	—	—

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考												
給 料	千円 1,258	給与改定に伴う 増加分	千円 1,258	千円	給料表の改定状況 改定率 3.00% 実 施 時 期 令和6年4月												
職 員 手 当	656	給与改定に伴う 増減分	656	扶養手当 12 地域手当 △83 期末勤勉手当 727	諸 手 当 の 改 定 状 況 ・扶養手当の支給月額 配偶者に係る支給月額を3,000円（一部管理職員は 支給無）に、子に係る支給月額を11,500円に改定。 ・地域手当の支給率 支給率を15%から14%に改定。 ・期末勤勉手当の率 <table><tr><td>区 分</td><td>6 月</td><td>12 月</td><td>計</td></tr><tr><td>補 正 後</td><td>(1. 200月分) 2. 300月分</td><td>(1. 200月分) 2. 300月分</td><td>(2. 400月分) 4. 600月分</td></tr><tr><td>補 正 前</td><td>(1. 175月分) 2. 250月分</td><td>(1. 175月分) 2. 250月分</td><td>(2. 350月分) 4. 500月分</td></tr></table> ()内は、定年前再任用短時間勤務職員 実 施 時 期 令和7年4月	区 分	6 月	12 月	計	補 正 後	(1. 200月分) 2. 300月分	(1. 200月分) 2. 300月分	(2. 400月分) 4. 600月分	補 正 前	(1. 175月分) 2. 250月分	(1. 175月分) 2. 250月分	(2. 350月分) 4. 500月分
区 分	6 月	12 月	計														
補 正 後	(1. 200月分) 2. 300月分	(1. 200月分) 2. 300月分	(2. 400月分) 4. 600月分														
補 正 前	(1. 175月分) 2. 250月分	(1. 175月分) 2. 250月分	(2. 350月分) 4. 500月分														

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		1, 990, 957	—	1, 990, 957
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	1, 990, 957	—	1, 990, 957
2 使 用 料 及 び 手 数 料		100	—	100
	1 手 数 料	100	—	100
3 繰 入 金		447, 529	2, 242	449, 771
	1 他 会 計 繰 入 金	447, 529	2, 242	449, 771
4 諸 収 入		410	—	410
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	300	—	300
	2 預 金 利 子	10	—	10
	3 雑 入	100	—	100
歳 入 合 計		2, 438, 996	2, 242	2, 441, 238

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		92,899	2,242	95,141
	1 総 務 管 理 費	91,752	2,242	93,994
	2 徴 収 費	1,147	—	1,147
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,323,569	—	2,323,569
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,323,569	—	2,323,569
3 保 健 事 業 費		16,428	—	16,428
	1 保 健 事 業 費	16,428	—	16,428
4 諸 支 出 金		6,100	—	6,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,100	—	6,100
歳 出 合 計		2,438,996	2,242	2,441,238

議案第53号

令和7年度池田市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度池田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,321,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰	入	金	1, 629, 510	290, 000	1, 919, 510
		1 繰	1, 629, 510	290, 000	1, 919, 510
		入			
		金			
		合	44, 031, 000	290, 000	44, 321, 000
		計			

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		379,077	1,388	380,465
	1 議 会 費	379,077	1,388	380,465
2 総 務 費		5,036,117	49,940	5,086,057
	1 総 務 管 理 費	3,891,147	34,080	3,925,227
	2 徴 税 費	549,970	11,938	561,908
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	309,576	2,656	312,232
	4 選 挙 費	159,792	644	160,436
	5 統 計 調 査 費	95,038	410	95,448
	6 監 査 委 員 費	30,594	212	30,806
3 民 生 費		20,413,168	85,842	20,499,010
	1 社 会 福 祉 費	9,551,176	22,492	9,573,668
	2 児 童 福 祉 費	9,140,098	59,029	9,199,127
	3 生 活 保 護 費	1,721,514	4,321	1,725,835
4 衛 生 費		3,780,900	19,324	3,800,224
	1 保 健 衛 生 費	2,285,698	11,161	2,296,859
	2 清 掃 費	1,495,202	8,163	1,503,365
5 労 働 費		13,887	351	14,238
	1 労 働 諸 費	13,887	351	14,238

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 業 費		49,698	1,043	50,741
	1 農 林 費	49,698	1,043	50,741
7 商 工 費		257,742	1,344	259,086
	1 商 工 費	257,742	1,344	259,086
8 土 木 費		3,033,672	15,472	3,049,144
	1 土 木 管 理 費	489,845	10,407	500,252
	3 河 川 費	44,032	285	44,317
	4 都 市 計 画 費	1,847,471	4,780	1,852,251
9 消 防 費		1,318,678	48,038	1,366,716
	1 消 防 費	1,318,678	48,038	1,366,716
10 教 育 費		5,783,861	67,729	5,851,590
	1 教 育 総 務 費	1,699,781	25,462	1,725,243
	2 小 学 校 費	772,648	5,278	777,926
	3 中 学 校 費	416,916	2,956	419,872
	4 幼 稚 園 費	268,608	6,029	274,637
	5 給 食 セ ン タ ー 費	711,766	1,708	713,474
	6 社 会 教 育 費	1,914,142	26,296	1,940,438
13 予 備 費		150,000	△471	149,529

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 予 備 費	150, 000	△471	149, 529
歳 出	合 計	44, 031, 000	290, 000	44, 321, 000

令和 7 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 1 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,629,510	290,000	1,919,510
歳入合計	44,031,000	290,000	44,321,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	379,077	1,388	380,465				1,388	
2 総 務 費	5,036,117	49,940	5,086,057				49,940	
3 民 生 費	20,413,168	85,842	20,499,010				85,842	
4 衛 生 費	3,780,900	19,324	3,800,224				19,324	
5 労 働 費	13,887	351	14,238				351	
6 農 林 水 産 業 費	49,698	1,043	50,741				1,043	
7 商 工 費	257,742	1,344	259,086				1,344	
8 土 木 費	3,033,672	15,472	3,049,144				15,472	
9 消 防 費	1,318,678	48,038	1,366,716				48,038	
10 教 育 費	5,783,861	67,729	5,851,590				67,729	
13 予 備 費	150,000	△471	149,529				△471	
歳 出 合 計	44,031,000	290,000	44,321,000				290,000	

歳

入

2 歳 入

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	1,621,048	290,000	1,911,048	1 財政調整基金繰入金	290,000	財政調整基金繰入金 290,000 追加
計	1,629,510	290,000	1,919,510			

出

歳

3 歳 出

(款) 1 議 会 費

(項) 1 議 会 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議 会 費	379,077	1,388	380,465				1,388	1 報 酬	44	非常勤職員報酬 44 追加	
								2 給 料	787	一般職給 787 追加	
								3 職員手当等	324	扶養手当	△72 減額
										地域手当	△218 減額
										期末手当	315 追加
		勤勉手当	299 追加								
		4 共 済 費	233	共済組合負担金 233 追加							
計	379,077	1,388	380,465				1,388				

(款) 2 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	1, 684, 888	34, 080	1, 718, 968				34, 080	1 報 酬	2, 088	非常勤職員報酬 2, 088 追加
								2 給 料	16, 663	一般職給 16, 663 追加
								3 職員手当等	10, 222	扶養手当 582 追加
										地域手当 △2, 062 減額
										期末手当 6, 093 追加
										勤勉手当 5, 566 追加
										退職手当 43 追加
4 共 済 費	5, 107	共済組合負担金 5, 107 追加								
計	3, 891, 147	34, 080	3, 925, 227				34, 080			

(款) 2 総 務 費

(項) 2 徴 税 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 税務総務費	301,776	11,938	313,714				11,938	1 報 酬	361	非常勤職員報酬 361 追加
								2 給 料	6,163	一般職給 6,163 追加
								3 職員手当等	3,649	扶養手当 204 追加
										地域手当 △362 減額
										期末手当 2,007 追加
										勤勉手当 1,800 追加
4 共 済 費	1,765	共済組合負担金 1,765 追加								
計	549,970	11,938	561,908				11,938			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 戸籍住民基本台帳費	309,576	2,656	312,232				2,656	1 報 酬	406	非常勤職員報酬 406 追加
								2 給 料	1,014	一般職給 1,014 追加
								3 職員手当等	847	扶養手当 90 追加
										地域手当 △141 減額
										期末手当 468 追加
								勤勉手当 430 追加		
								4 共 済 費	389	共済組合負担金 389 追加
計	309,576	2,656	312,232				2,656			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 選挙管理 委員会費	34,882	523	35,405				523	2 給 料	283	一般職給 283 追加
								3 職員手当等	161	扶養手当 36 追加
										地域手当 △95 減額
										期末手当 112 追加
								勤勉手当 108 追加		
								4 共 済 費	79	共済組合負担金 79 追加
2 参議院議 員選挙費	53,624	61	53,685				61	1 報 酬	61	非常勤職員報酬 61 追加
3 市長市議 会議員選挙費	71,286	60	71,346				60	1 報 酬	60	非常勤職員報酬 60 追加
計	159,792	644	160,436				644			

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 統計調査費	95, 038	410	95, 448				410	1 報 酬	49	非常勤職員報酬 49 追加	
								2 給 料	207	一般職給 207 追加	
								3 職員手当等	96	地域手当	△55 減額
										期末手当	78 追加
										勤勉手当	73 追加
							4 共 済 費	58	共済組合負担金 58 追加		
計	95, 038	410	95, 448				410				

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 監査委員費	30, 594	212	30, 806				212	2 給 料	166	一般職給 166 追加
								3 職員手当等	16	扶養手当 △6 減額
										地域手当 △108 減額
										期末手当 65 追加
								勤勉手当 65 追加		
								4 共 済 費	30	共済組合負担金 30 追加
計	30, 594	212	30, 806				212			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総 務 費	5, 064, 233	22, 089	5, 086, 322				22, 089	1 報 酬	446	非常勤職員報酬 446 追加
								2 給 料	3, 920	一般職給 3, 920 追加
								3 職員手当等	2, 352	扶養手当 36 追加
										地域手当 △240 減額
										期末手当 1, 345 追加
										勤勉手当 1, 211 追加
								4 共 済 費	1, 155	共済組合負担金 1, 155 追加
27 繰 出 金	14, 216	国民健康保険特別会計繰出金 4, 721 追加 介護保険事業特別会計繰出金 7, 253 追加 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 2, 242 追加								
2 年 金 費	35, 799	403	36, 202				403	1 報 酬	114	非常勤職員報酬 114 追加
								2 給 料	142	一般職給 142 追加
								3 職員手当等	89	地域手当 △86 減額
										期末手当 90 追加
										勤勉手当 85 追加
4 共 済 費	58	共済組合負担金 58 追加								
計	9, 551, 176	22, 492	9, 573, 668				22, 492			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総 務 費	5, 474, 191	59, 029	5, 533, 220				59, 029	1 報 酬	13, 820	非常勤職員報酬 13, 820 追加
								2 給 料	20, 340	一般職給 20, 340 追加
								3 職員手当等	16, 180	扶養手当 846 追加
										地域手当 △1, 613 減額
										期末手当 8, 772 追加
								勤勉手当 8, 175 追加		
								4 共 済 費	8, 689	共済組合負担金 8, 689 追加
計	9, 140, 098	59, 029	9, 199, 127				59, 029			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 生活保護 総 務 費	117,673	4,321	121,994				4,321	1 報 酬	89	非常勤職員報酬 89 追加
								2 給 料	2,293	一般職給 2,293 追加
								3 職員手当等	1,294	扶養手当 54 追加
										地域手当 △128 減額
										期末手当 722 追加
										勤勉手当 646 追加
4 共 済 費	645	共済組合負担金 645 追加								
計	1,721,514	4,321	1,725,835				4,321			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生 総 務 費	370,077	10,987	381,064				10,987	1 報 酬	591	非常勤職員報酬 591 追加
								2 給 料	5,463	一般職給 5,463 追加
								3 職員手当等	3,226	扶養手当 78 追加
										地域手当 △582 減額
										期末手当 1,996 追加
										勤勉手当 1,734 追加
4 共 済 費	1,707	共済組合負担金 1,707 追加								
6 環境対策費	44,699	174	44,873				174	1 報 酬	95	非常勤職員報酬 95 追加
								3 職員手当等	79	期末手当 41 追加
										勤勉手当 38 追加
計	2,285,698	11,161	2,296,859				11,161			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 清掃総務費	473,656	8,163	481,819				8,163	1 報 酬	1,174	非常勤職員報酬 1,174 追加
								2 給 料	3,293	一般職給 3,293 追加
								3 職員手当等	2,526	扶養手当 156 追加
										地域手当 △1,121 減額
										住居手当 270 追加
										期末手当 1,664 追加
										勤勉手当 1,557 追加
4 共 済 費	1,170	共済組合負担金 1,170 追加								
計	1,495,202	8,163	1,503,365				8,163			

(款) 5 労 働 費

(項) 1 労 働 諸 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 労働諸費	13,887	351	14,238				351	1 報 酬	27	非常勤職員報酬 27 追加
								2 給 料	167	一般職給 167 追加
								3 職員手当等	104	扶養手当 18 追加
										地域手当 △9 減額
										期末手当 50 追加
										勤勉手当 45 追加
4 共 済 費	53	共済組合負担金 53 追加								
計	13,887	351	14,238				351			

(款) 6 農 林 水 産 業 費

(項) 1 農 林 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 農 林 業 総 務 費	27,667	1,043	28,710				1,043	1 報 酬	41	非常勤職員報酬 41 追加
								2 給 料	505	一般職給 505 追加
								3 職員手当等	343	扶養手当 54 追加
										地域手当 △32 減額
										期末手当 169 追加
								勤勉手当 152 追加		
								4 共 済 費	154	共済組合負担金 154 追加
計	49,698	1,043	50,741				1,043			

(款) 7 商 工 費

(項) 1 商 工 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 商工総務費	39,243	1,344	40,587				1,344	1 報 酬	277	非常勤職員報酬 277 追加
								2 給 料	418	一般職給 418 追加
								3 職員手当等	448	期末手当 236 追加 勤勉手当 212 追加
								4 共 済 費	201	共済組合負担金 201 追加
計	257,742	1,344	259,086				1,344			

(款) 8 土 木 費

(項) 1 土 木 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 土木総務費	366,698	10,407	377,105				10,407	1 報 酬	317	非常勤職員報酬 317 追加
								2 給 料	5,348	一般職給 5,348 追加
								3 職員手当等	3,158	扶養手当 324 追加
										地域手当 △662 減額
										期末手当 1,830 追加
										勤勉手当 1,666 追加
4 共 済 費	1,584	共済組合負担金 1,584 追加								
計	489,845	10,407	500,252				10,407			

(款) 8 土 木 費

(項) 3 河 川 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 河川総務費	20,917	285	21,202				285	2 給 料	152	一般職給 152 追加
								3 職員手当等	90	扶養手当 12 追加
										地域手当 △11 減額
										期末手当 47 追加
								勤勉手当 42 追加		
								4 共 済 費	43	共済組合負担金 43 追加
計	44,032	285	44,317				285			

(款) 8 土 木 費

(項) 4 都 市 計 画 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 都市計画 総 務 費	118,568	2,568	121,136				2,568	1 報 酬	45	非常勤職員報酬 45 追加
								2 給 料	1,362	一般職給 1,362 追加
								3 職員手当等	766	扶養手当 78 追加
										地域手当 △241 減額
										期末手当 482 追加
										勤勉手当 447 追加
4 共 済 費	395	共済組合負担金 395 追加								
4 下水道費	837,650	2,212	839,862				2,212	27 繰 出 金	2,212	公共下水道企業会計繰出金 2,212 追加
計	1,847,471	4,780	1,852,251				4,780			

(款) 9 消 防 費

(項) 1 消 防 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 常備消防費	1, 270, 603	48, 038	1, 318, 641				48, 038	1 報 酬	40	非常勤職員報酬 40 追加
								2 給 料	26, 051	一般職給 26, 051 追加
								3 職員手当等	14, 612	扶養手当 696 追加
										地域手当 △1, 312 減額
										住居手当 672 追加
										期末手当 7, 690 追加
										勤勉手当 6, 866 追加
4 共 済 費	7, 335	共済組合負担金 7, 335 追加								
計	1, 318, 678	48, 038	1, 366, 716				48, 038			

(款) 10 教 育 費

(項) 1 教 育 総 務 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 事務局費	1,404,224	25,462	1,429,686				25,462	1 報 酬	8,978	非常勤職員報酬 8,978 追加
								2 給 料	3,323	一般職給 3,323 追加
								3 職員手当等	9,573	扶養手当 312 追加
										地域手当 △506 減額
										期末手当 5,070 追加
										勤勉手当 4,697 追加
4 共 済 費	3,588	共済組合負担金 3,588 追加								
計	1,699,781	25,462	1,725,243				25,462			

(款) 10 教 育 費

(項) 2 小 学 校 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 学校管理費	739,306	5,278	744,584				5,278	1 報 酬	2,599	非常勤職員報酬 2,599 追加	
								2 給 料	121	一般職給 121 追加	
								3 職員手当等	1,816	扶養手当	△66 減額
										地域手当	△337 減額
										期末手当	1,145 追加
										勤勉手当	1,074 追加
4 共 済 費	742	共済組合負担金 742 追加									
計	772,648	5,278	777,926				5,278				

(款) 10 教 育 費

(項) 3 中 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 学校管理費	379,799	2,956	382,755				2,956	1 報 酬	1,514	非常勤職員報酬 1,514 追加	
								2 給 料	96	一般職給 96 追加	
								3 職員手当等	918	扶養手当	△174 減額
										地域手当	△252 減額
										期末手当	693 追加
							勤勉手当	651 追加			
								4 共 済 費	428	共済組合負担金 428 追加	
計	416,916	2,956	419,872				2,956				

(款) 10 教 育 費

(項) 4 幼 稚 園 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 幼 稚 園 管 理 費	268,608	6,029	274,637				6,029	1 報 酬	862	非常勤職員報酬 862 追加
								2 給 料	2,406	一般職給 2,406 追加
								3 職員手当等	1,852	扶養手当 84 追加
										地域手当 △373 減額
										期末手当 1,116 追加
										勤勉手当 1,025 追加
4 共 済 費	909	共済組合負担金 909 追加								
計	268,608	6,029	274,637				6,029			

(款) 10 教 育 費

(項) 5 給 食 セ ン タ ー 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 給食センター管理費	711,766	1,708	713,474				1,708	1 報 酬	41	非常勤職員報酬 41 追加
								2 給 料	885	一般職給 885 追加
								3 職員手当等	529	扶養手当 54 追加
										地域手当 △83 減額
										期末手当 293 追加
								勤勉手当 265 追加		
								4 共 済 費	253	共済組合負担金 253 追加
計	711,766	1,708	713,474				1,708			

(款) 10 教 育 費

(項) 6 社 会 教 育 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会教育 管 理 費	1,187,218	26,296	1,213,514				26,296	1 報 酬	5,753	非常勤職員報酬 5,753 追加	
								2 給 料	9,429	一般職給 9,429 追加	
								3 職員手当等	7,432	扶養手当	△48 減額
										地域手当	△527 減額
										期末手当	4,205 追加
								勤勉手当	3,802 追加		
								4 共 済 費	3,682	共済組合負担金 3,682 追加	
計	1,914,142	26,296	1,940,438				26,296				

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	150,000	△471	149,529				△471			予備費 △471 減額
計	150,000	△471	149,529				△471			

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(1,061) 人 681	千円 1,791,151	千円 2,887,320	千円 2,900,507	千円 7,578,978	千円 1,479,460	千円 9,058,438
補 正 前	(1,061) 人 681	1,751,259	2,776,323	2,817,805	7,345,387	1,439,008	8,784,395
比 較	(0) 人 0	39,892	110,997	82,702	233,591	40,452	274,043

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時間外勤務手当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	千円 78,188	千円 434,786	千円 64,655	千円 182,576	千円 155,773	千円 67,780
	補 正 前	74,840	445,942	63,713	182,576	155,773	67,780
	比 較	3,348	△ 11,156	942	0	0	0
	区 分	特 殊 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	期 末 勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	退 職 手 当
	補 正 後	千円 10,387	千円 —	千円 1,901,193	千円 2,176	千円 —	千円 2,993
	補 正 前	10,387	—	1,811,668	2,176	—	2,950
	比 較	0	—	89,525	0	—	43

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考																			
給 料	千円 110,997	給与改定に伴う 増加分	千円 110,997	千円		給料表の改定状況 改定率 3.00% 実 施 時 期 令和6年4月																			
職 員 手 当	82,702	給与改定に伴う 増減分	82,702	扶養手当	3,348	諸 手 当 の 改 定 状 況																			
				地域手当	△11,156	・扶養手当の支給月額 配偶者に係る支給月額を3,000円(一部管理職員は 支給無)に、子に係る支給月額を11,500円に改定。																			
				住居手当	942	・地域手当の支給率 支給率を15%から14%に改定。																			
				期末勤勉手当	89,525	・住居手当の支給対象職員 定年前再任用短時間勤務職員を加える。																			
				退職手当	43	・期末勤勉手当の率																			
				<table><tr><td>区 分</td><td>6 月</td><td>12 月</td><td>計</td></tr><tr><td rowspan="2">補 正 後</td><td>(1. 200月分)</td><td>(1. 200月分)</td><td>(2. 400月分)</td></tr><tr><td>2. 300月分</td><td>2. 300月分</td><td>4. 600月分</td></tr><tr><td rowspan="2">補 正 前</td><td>(1. 175月分)</td><td>(1. 175月分)</td><td>(2. 350月分)</td></tr><tr><td>2. 250月分</td><td>2. 250月分</td><td>4. 500月分</td></tr></table>				区 分	6 月	12 月	計	補 正 後	(1. 200月分)	(1. 200月分)	(2. 400月分)	2. 300月分	2. 300月分	4. 600月分	補 正 前	(1. 175月分)	(1. 175月分)	(2. 350月分)	2. 250月分	2. 250月分	4. 500月分
				区 分	6 月	12 月	計																		
補 正 後	(1. 200月分)	(1. 200月分)	(2. 400月分)																						
	2. 300月分	2. 300月分	4. 600月分																						
補 正 前	(1. 175月分)	(1. 175月分)	(2. 350月分)																						
	2. 250月分	2. 250月分	4. 500月分																						
()内は、定年前再任用短時間勤務職員 実 施 時 期 令和7年4月																									

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		17,143,300	—	17,143,300
	1 市 民 税	8,227,300	—	8,227,300
	2 固 定 資 産 税	6,706,000	—	6,706,000
	3 軽 自 動 車 税	148,500	—	148,500
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	5,000	—	5,000
	6 都 市 計 画 税	1,496,500	—	1,496,500
2 地 方 譲 与 税		239,600	—	239,600
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	41,000	—	41,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	134,000	—	134,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	49,000	—	49,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	15,600	—	15,600
3 利 子 割 交 付 金		37,000	—	37,000
	1 利 子 割 交 付 金	37,000	—	37,000
4 配 当 割 交 付 金		166,000	—	166,000
	1 配 当 割 交 付 金	166,000	—	166,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		210,000	—	210,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	210,000	—	210,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		340,000	—	340,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	340,000	—	340,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,500,000	—	2,500,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,500,000	—	2,500,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		70,000	—	70,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	70,000	—	70,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		60,000	—	60,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	—	60,000
10 地 方 特 例 交 付 金		86,500	—	86,500
	1 地 方 特 例 交 付 金	86,000	—	86,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地 方 交 付 税		6,100,000	—	6,100,000
	1 地 方 交 付 税	6,100,000	—	6,100,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		322,558	—	322,558
	1 負 担 金	322,558	—	322,558

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		990,809	—	990,809
	1 使 用 料	733,429	—	733,429
	2 手 数 料	256,438	—	256,438
	3 証 紙 収 入	942	—	942
15 国 庫 支 出 金		8,008,785	—	8,008,785
	1 国 庫 負 担 金	6,844,776	—	6,844,776
	2 国 庫 補 助 金	579,141	—	579,141
	3 国 庫 委 託 金	78,199	—	78,199
	4 国 庫 交 付 金	506,669	—	506,669
16 府 支 出 金		3,596,947	—	3,596,947
	1 府 負 担 金	2,791,572	—	2,791,572
	2 府 補 助 金	409,443	—	409,443
	3 府 委 託 金	77,963	—	77,963
	4 府 交 付 金	317,969	—	317,969
17 財 産 収 入		33,902	—	33,902
	1 財 産 運 用 収 入	21,536	—	21,536
	2 財 産 売 払 収 入	12,366	—	12,366
18 寄 附 金		208,370	—	208,370

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	208, 370	—	208, 370
19 繰 入 金		1, 629, 510	290, 000	1, 919, 510
	1 繰 入 金	1, 629, 510	290, 000	1, 919, 510
20 諸 収 入		1, 333, 119	—	1, 333, 119
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	20, 000	—	20, 000
	2 市 預 金 利 子	1, 312	—	1, 312
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141, 600	—	141, 600
	4 収 益 事 業 収 入	400, 000	—	400, 000
	5 受 託 事 業 収 入	1, 500	—	1, 500
	6 雑 入	768, 707	—	768, 707
21 市 債		942, 600	—	942, 600
	1 市 債	942, 600	—	942, 600
歳 入 合 計		44, 031, 000	290, 000	44, 321, 000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		379,077	1,388	380,465
	1 議 会 費	379,077	1,388	380,465
2 総 務 費		5,036,117	49,940	5,086,057
	1 総 務 管 理 費	3,891,147	34,080	3,925,227
	2 徴 税 費	549,970	11,938	561,908
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	309,576	2,656	312,232
	4 選 挙 費	159,792	644	160,436
	5 統 計 調 査 費	95,038	410	95,448
	6 監 査 委 員 費	30,594	212	30,806
3 民 生 費		20,413,168	85,842	20,499,010
	1 社 会 福 祉 費	9,551,176	22,492	9,573,668
	2 児 童 福 祉 費	9,140,098	59,029	9,199,127
	3 生 活 保 護 費	1,721,514	4,321	1,725,835
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		3,780,900	19,324	3,800,224
	1 保 健 衛 生 費	2,285,698	11,161	2,296,859
	2 清 掃 費	1,495,202	8,163	1,503,365
5 労 働 費		13,887	351	14,238

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	13,887	351	14,238
6 農林水産業費		49,698	1,043	50,741
	1 農林費	49,698	1,043	50,741
7 商工費		257,742	1,344	259,086
	1 商工費	257,742	1,344	259,086
8 土木費		3,033,672	15,472	3,049,144
	1 土木管理費	489,845	10,407	500,252
	2 道路橋りょう費	480,699	—	480,699
	3 河川費	44,032	285	44,317
	4 都市計画費	1,847,471	4,780	1,852,251
	5 住宅費	171,257	—	171,257
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,318,678	48,038	1,366,716
	1 消防費	1,318,678	48,038	1,366,716
10 教育費		5,783,861	67,729	5,851,590
	1 教育総務費	1,699,781	25,462	1,725,243
	2 小学校費	772,648	5,278	777,926
	3 中学校費	416,916	2,956	419,872

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	268,608	6,029	274,637
	5 給 食 セ ン タ ー 費	711,766	1,708	713,474
	6 社 会 教 育 費	1,914,142	26,296	1,940,438
11 公 債 費		3,753,882	—	3,753,882
	1 公 債 費	3,753,882	—	3,753,882
12 諸 支 出 金		60,318	—	60,318
	1 防 災 費	60,318	—	60,318
13 予 備 費		150,000	△471	149,529
	1 予 備 費	150,000	△471	149,529
歳 出 合 計		44,031,000	290,000	44,321,000

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	25,324,613	274,043	25,598,656
人件費	9,314,930	274,043	9,588,973
扶助費	12,255,801	—	12,255,801
公債費	3,753,882	—	3,753,882
投資的経費	1,680,630	—	1,680,630
その他	17,025,757	15,957	17,041,714
物件費	8,264,259	—	8,264,259
その他	8,761,498	15,957	8,777,455
合 計	44,031,000	290,000	44,321,000

一般会計

令和 7 年度		補正第 1 号		歳出款別節別内訳表											(単位：千円)
節別	款別	1 議 会 費	2 総 務 費	3 民 生 費	4 衛 生 費	5 労 働 費	6 農 林 水 産 業 費	7 商 工 費	8 土 木 費	9 消 防 費	10 教 育 費	11 公 債 費	12 諸支出金	13 予 備 費	計
1 報酬		160,107	177,712	373,609	103,398	1,460	8,489	15,208	22,692	21,331	1,177,698		123		2,061,827
2 給料		33,703	683,776	595,972	295,748	3,435	10,811	6,343	192,378	522,193	577,653				2,922,012
3 職員手当等		98,132	672,434	575,322	270,339	2,406	10,074	9,825	168,663	478,137	783,619		4,953		3,073,904
4 共済費		54,671	306,929	292,611	133,055	1,204	4,522	5,904	77,474	195,606	458,824				1,530,800
5 災害補償費			300							100	30				430
6 恩給及び退職年金															
7 報償費		121	145,318	23,942	48,258		700	1,720	520	3,789	59,111		652		284,131
8 旅費		4,208	18,350	12,573	6,376	14	306	1,441	2,488	3,189	55,917				104,862
9 交際費		1,000	1,600								485				3,085
10 需用費		5,505	243,346	83,817	429,501	106	8,467	5,407	97,422	47,365	402,410		24,104		1,347,450
11 役務費		1,166	161,375	37,600	14,427	69	209	3,192	2,071	7,112	29,770		6,087		263,078
12 委託料		6,507	1,590,120	591,525	1,441,384		932	22,153	670,694	5,221	1,299,310		10,210		5,638,056
13 使用料及び賃借料		1,299	618,202	41,464	13,409		170	2,147	140,884	2,905	258,755		14		1,079,249
14 工事請負費				237,600				29,000	734,000		383,800				1,384,400
15 原材料費				223	138				437	69	4,141				5,008
16 公有財産購入費															
17 備品購入費		195	5,931	6,217	13,703		47		429	5,454	50,624		330		82,930
18 負担金補助及び交付金		13,851	182,179	2,257,040	91,051	5,544	3,673	18,711	90,372	57,187	234,149		13,738		2,967,495
19 扶助費			93	12,099,032	86,991						69,685				12,255,801
20 貸付金				2,224				138,000							140,224
21 補償補填及び賠償金			100	200	8,709				3,030		5,550				17,589
22 償還金利子及び割引料			51,025		1,937						50	3,753,882			3,806,894
23 投資及び出資金															
24 積立金			227,189	4,570	20,000			35	184				107		252,085
25 寄附金															
26 公課費			78	33	691					966	9				1,777
27 繰出金				3,263,436	821,109		2,341		845,406	16,092					4,948,384
予備費														149,529	149,529
()%		(0.9)	(11.5)	(46.2)	(8.6)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(6.9)	(3.1)	(13.2)	(8.5)	(0.1)	(0.3)	(100.0)
計		380,465	5,086,057	20,499,010	3,800,224	14,238	50,741	259,086	3,049,144	1,366,716	5,851,590	3,753,882	60,318	149,529	44,321,000

一般会計

令和 7 年度		補正第 1 号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他	
1 報酬		2,061,827			2,061,827				2,061,827
2 給料		2,922,012			2,922,012				2,922,012
3 職員手当等		3,073,904			3,073,904				3,073,904
4 共済費		1,530,800			1,530,800				1,530,800
5 災害補償費		430			430				430
6 恩給及び退職年金									
7 報償費								284,131	284,131
8 旅費							104,862		104,862
9 交際費							3,085		3,085
10 需用費						130,000	1,217,450		1,347,450
11 役務費							263,078		263,078
12 委託料						116,361	5,521,695		5,638,056
13 使用料及び賃借料						2,098	1,077,151		1,079,249
14 工事請負費						1,384,400			1,384,400
15 原材料費							5,008		5,008
16 公有財産購入費									
17 備品購入費						11,000	71,930		82,930
18 負担金補助及び交付金						18,027		2,949,468	2,967,495
19 扶助費			12,255,801		12,255,801				12,255,801
20 貸付金								140,224	140,224
21 補償補填及び賠償金								17,589	17,589
22 償還金利子及び割引料				3,753,882	3,753,882			53,012	3,806,894
23 投資及び出資金									
24 積立金								252,085	252,085
25 寄附金									
26 公課費								1,777	1,777
27 繰出金						18,744		4,929,640	4,948,384
予備費								149,529	149,529
計 ()%		(21.6)	(27.7)	(8.5)	(57.8)	(3.8)	(18.6)	(19.8)	(100.0)
		9,588,973	12,255,801	3,753,882	25,598,656	1,680,630	8,264,259	8,777,455	44,321,000